

# 現行の消費者基本計画の検証

# 目次

<b>1</b>	<b>リコール制度の強化・拡充</b>	
[1-1~1-2]	自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策の徹底	1
[2-1~3-2]	事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	1
[4-1~5-3]	社告等による製品の回収措置に関する情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築	3
[6-1~6-3]	新たに追加する具体的施策	4
<b>2</b>	<b>リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進</b>	
[1-1~1-6]	消費者の関心を踏まえた実施	5
[2-1~2-4]	消費者の視点による評価・技術を踏まえた手法・技術の向上	6
<b>3</b>	<b>食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進</b>	
[1 ~3-2]	最先端の情報処理技術の活用によるシステムの構築	7
[4-1~4-2]	生産情報公表 J A S 規格の対象品目の拡大	8
[5-1~5-2]	牛肉トレーサビリティ法の確実な実施	8
<b>4</b>	<b>分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり</b>	
[1-1~1-2]	情報提供義務や勧誘のあり方等についての幅広い検討	9
[2]	景品表示法の厳正な運用	9
[3]	特定商取引法の厳正な運用	9
[4-1~4-6]	金融分野における投資サービス法制の検討	10
[5-1~5-7]	信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討	11
[6-1~7-4]	I Tを利用した取引における利用者保護ルールの検討	12
[8-1~10-2]	新たに追加する施策	13
<b>5</b>	<b>消費者団体訴訟制度の導入</b>	
[1-1~2-4]	消費者団体訴訟制度の導入	15
[3-1~3-3]	新たに追加する施策	16

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

[1-1～1-3]	内閣府・文部科学省間の連携の強化	17
[2-1～2-3]	消費生活センターと教育委員会との連携強化	17
[3-1～3-4]	「出前講座」実施の専門家育成	18
[4-1～5-5]	消費者教育の基盤整備	19
[6-1～6-4]	消費者教育の体系化	31

## 7 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進

[1-1～1-3]	消費者によるCO <sub>2</sub> 削減に向けた環境配慮行動を呼びかける「国民運動」の展開	32
[2-1～2-2]	循環型社会に向けた3Rの普及啓発	33
[3-1～4-2]	環境教育の推進	33
[5-1～5-7]	環境情報の提供の充実	34
[6-1～7-4]	消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進	36

## 8 消費者からの苦情相談の活用

[1-1～1-8]	国民生活センターと関係行政機関の連携の強化	38
[2-1～2-13]	国民生活センターの中核的機能の強化	40
[3-1～3-3]	消費者生活センターと関係機関等との連携のあり方の検討	42
[4-1～4-2]	「eConsumer.gov 日本語サイト」の整備	43
[5～6-2]	新たに追加する具体的施策	43

## 9 緊要な消費者トラブルへの対応

[1-1～1-2]	ITの進展に伴う社会問題への連携体制の強化	44
[2-1～3-3]	架空請求・不当請求の排除（預金口座の不正売買の防止）	44
[4-1～4-3]	架空請求・不当請求の排除（携帯電話の犯罪利用の防止）	45
[5-1～5-2]	架空請求・不当請求の排除（架空請求等に関する対策のフォローアップ）	46
[6-1～6-4]	偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済	46
[7-1～7-11]	フィッシングの防止	47
[8-1～8-2]	外国為替証拠金取引の適正化	48
[9-1～21-2]	新たに追加する施策	49

# 資料1の表の見方

## 1 リコール制度の強化・拡充

現行の消費者基本計画における重点施策(1~9番の9つ)

現行の消費者基本計画において「消費者政策の重点」とされた事項【見出し】

同左の事項【具体的内容】

平成18,19,20年の各検証時に新たな施策として追加された取組み・内容を変更した上で今後の取組みとされたもの

平成17年から21年までの各省庁等の取組みの状況(網がけをしていない部分:平成18,19,20年の各検証時のフォローアップの内容(網がけ部分:今回、各省庁等から回答を得たフォローアップの内容))

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み(今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
1-1 自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策の徹底	(平成17年度に実施) 自動車メーカーに安全上重要な情報を定期的(四半期毎)に報告させるとともに、消費者等に対して不具合情報の提供を呼びかけるなど情報収集体制の強化に取り組む。これらの情報に基づいて、安全性に疑義のあるメーカーについては集中的な監査を実施するとともに、安全性に疑義のある自動車については、メーカー提出の書類確認にとどまらず、交通安全環境研究所等において現車確認、試験を実施する。	—	<平成17年度実施> ・情報収集体制の強化 平成17年4月より自動車メーカーから安全上重要な情報を定期的(四半期毎)に報告を受けることとした。 また、自動車不具合情報ホットラインについて、高速自動車国道のサービスエリア等において、自動車ユーザーへの広報活動を行い、情報収集体制の強化を図った。 ・集中的な監査の実施 定期的な監査に加えて、国土交通省において告発を行った三菱ふそうトラック・バス(株)に対して、平成17年度に、リコール関連部門に5回、系列販売会社27社47拠点合計55回の監査を行うなど、集中的な監査を実施した。 ・技術的検証の実施 三菱ふそうトラック・バス(株)製新型車の型式認証において、保安基準の適合性について厳格な審査を実施した。 また、交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を実施した。	国土交通省
1-2 自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策の徹底	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 (平成20年度以降継続的に実施する。) 自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を引き続き着実に実施する。	<平成18年度以降継続的に実施> ・情報収集体制の強化 ユーザーから不具合情報を受け付ける自動車不具合情報ホットラインをPRするため、新聞・雑誌、ホームページ等の媒体で統一した広報を行った。 自動車メーカーから、安全上重要な情報について四半期ごとに報告を受けた。また、運送事業者から、重要部品の破損・脱落事故、車両故障により運行ができなくなった事故について報告を受けた。 さらに、警察から車両の不具合に原因があると思われる事故情報の提供を受け、必要に応じて実況見分に立ち会った。 ・監査の強化 安全性に疑義のあるメーカー、ディーラに対して集中的な監査を実施した。 ・技術的検証の実施 独立行政法人交通安全環境研究所において、自動車の不具合の原因について実車実験等により技術的な検証を行った。	国土交通省
2-1 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	(平成17年度に一定の結論) 消費生活用製品(電気製品等を含む。)に関して、人の生命・身体に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に事業者から行政に対し報告される仕組みの充実について検討する。	—	<平成17年度以降継続的に実施> ・事故情報収集制度に基づく情報収集 消費生活用製品に関する事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構の事故情報収集制度により、製造事業者、地方公共団体、消防機関等から任意に情報の提供を受け、1件毎に事故原因究明を行い、所要の措置を講じている。 ・消費生活用製品安全法に基づく対応 平成17年11月に、消費生活用製品安全法の緊急命令を発動した。当該命令により、使用者への注意喚起や製品回収の実施状況について定期的な報告を求めている。	経済産業省
2-2 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 ・引き続き、事業者団体等への制度の周知、協力要請を行うとともに、様々な機関から情報提供が得られるよう、関係機関との連携、積極的な情報交換に努める。		
2-3 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 ・事故情報収集に係るNITEの組織体制を変更し、情報分析能力の強化を図り、事業者、行政、消費者にとってより利用価値の高い情報提供に努める。		

# 1 リコール制度の強化・拡充

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
1-1 自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策の徹底	(平成17年度に実施) 自動車メーカーに安全上重要な情報を定期的(四半期毎)に報告させるとともに、消費者等に対して不具合情報の提供を呼びかけるなど情報収集体制の強化に取り組む。これらの情報に基づいて、安全性に疑義のあるメーカーについては集中的な監査を実施するとともに、安全性に疑義のある自動車については、メーカー提出の書類確認にとどまらず、交通安全環境研究所等において現車確認、試験を実施する。	—	<平成17年度実施> ・情報収集体制の強化 平成17年4月より自動車メーカーから安全上重要な情報を定期的(四半期毎)に報告を受けることとした。 また、自動車不具合情報ホットラインについて、高速自動車国道のサービスエリア等において、自動車ユーザーへの広報活動を行い、情報収集体制の強化を図った。 ・集中的な監査の実施 定期的な監査に加えて、国土交通省において告発を行った三菱ふそうトラック・バス(株)に対して、平成17年度に、リコール関連部門に5回、系列販売会社27社47拠点合計55回の監査を行うなど、集中的な監査を実施した。 ・技術的検証の実施 三菱ふそうトラック・バス(株)製新型車の型式認証において、保安基準の適合性について厳格な審査を実施した。 また、交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を実施した。	国土交通省
1-2 自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策の徹底	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 (平成20年度以降継続的に実施する。) 自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を引き続き着実に実施する。	<平成18年度以降継続的に実施> ・情報収集体制の強化 ユーザーから不具合情報を受け付ける自動車不具合情報ホットラインをPRするため、新聞・雑誌、ホームページ等の媒体で統一した広報を行った。 自動車メーカーから、安全上重要な情報について四半期ごとに報告を受けた。また、運送事業者から、重要部品の破損・脱落事故、車両故障により運行ができなくなった事故について報告を受けた。 さらに、警察から車両の不具合に原因があると思われる事故情報の提供を受け、必要に応じて実況見分に立ち会った。 ・監査の強化 安全性に疑義のあるメーカー、ディーラに対して集中的な監査を実施した。 ・技術的検証の実施 独立行政法人交通安全環境研究所において、自動車の不具合の原因について実車実験等により技術的な検証を行った。	国土交通省
2-1 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	(平成17年度に一定の結論) 消費生活用製品(電気製品等を含む。)に関して、人の生命・身体に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に事業者から行政に対し報告される仕組みの充実について検討する。	—	<平成17年度以降継続的に実施> ・事故情報収集制度に基づく情報収集 消費生活用製品に関する事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構の事故情報収集制度により、製造事業者、地方公共団体、消防機関等から任意に情報の提供を受け、1件毎に事故原因究明を行い、所要の措置を講じている。 ・消費生活用製品安全法に基づく対応 平成17年11月に、消費生活用製品安全法の緊急命令を発動した。当該命令により、使用者への注意喚起や製品回収の実施状況について定期的な報告を求めている。	経済産業省
2-2 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 ・引き続き、事業者団体等への制度の周知、協力要請を行うとともに、様々な機関から情報提供が得られるよう、関係機関との連携、積極的な情報交換に努める。		
2-3 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 ・事故情報収集に係るNITEの組織体制を変更し、情報分析能力の強化を図り、事業者、行政、消費者にとってより利用価値の高い情報提供に努める。		

# 1 リコール制度の強化・拡充

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
2-4 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 消費生活用製品(電気製品等を含む。)に関して、事故情報の収集、分析、事故防止への活用を強化する。 ア. 事業者からの報告、医療機関等からの事故情報の入手、諸外国における事故情報の収集等、製品事故に係る情報収集を充実させるための方策について検討する。(平成18年度に一定の結論) イ. 収集した事故情報の分析体制の強化、重大な危害が発生する危険がある場合等における迅速な対応、事故情報や製品回収の進捗状況の公表等、収集した情報に基づき製品事故を防止する。(平成18年度～)	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大製品事故情報報告・収集制度創設のため、消費生活用製品安全法を改正し、平成18年12月6日に公布を行った。</li> </ul> <p>事故情報の収集・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年5月14日から平成21年8月31日の間に重大製品事故報告3,047件を受け付け、公表を行った。</li> </ul> <p>海外での情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2009年6月、製品安全分野日中定期協議を行い、製品安全政策、製品事故の動向等についての情報交換等を実施。</li> <li>・2009年2月、国際消費者製品健康安全機関(ICPHSO)の年次総会に参加。</li> <li>・2008年9月、欧州委員会健康・消費者保護総局(DG-SANCO)との間で製品安全分野課長級会合を開催。双方の製品安全に関する法・制度に関して意見交換。</li> <li>・2008年12月12日、当省と韓国知識経済部との間で日韓製品安全分野における協力指針(ガイドライン)を締結。</li> </ul>	経済産業省
2-5 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (平成19年度) ・消安法に基づく事故情報の報告・公表制度については、報告義務を怠っている事業者に対して、報告徴収や体制整備命令等を実施するなど、報告義務の履行を促す。また、消費経済審議会製品安全部会製品事故情報第三者委員会の意見を踏まえながら、事故情報を迅速に公表し、経済産業省等の事故情報データベースにおける検索機能の向上等を行うことで、幅広い消費者に対して、迅速かつ的確な情報提供を行っていく。		
2-6 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (平成19年度～) 事故情報の収集については、改正消費生活用製品安全法に基づく事故情報の収集・公表制度を、着実に運用していくとともに、米国・中国をはじめとする諸外国との連携を通じて海外での製品事故情報を収集する。		
2-7 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 消安法に基づく事故情報の収集・公表制度については、今後とも消費経済審議会製品安全部会製品事故情報第三者委員会の意見を踏まえながら、着実な運用に取り組んでいく。 今後も米国、中国とは、覚書(ガイドライン)に基づき、事故情報交換を進めていくほか、欧州、韓国などとも積極的に事故情報交換を進めていく。		
2-8 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (平成19年度までに一定の結論) リコールハンドブックの改訂や「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」等を通じた啓発活動に加え、製品安全に積極的に取り組んでいる事業者を表彰する大臣表彰制度を創設する。		
2-9 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 「リコールハンドブック2007」及び「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」(平成20年度改訂予定)等の配布による啓発活動に加え、製品安全表彰制度を継続し、製品安全が持続的に確保されるような安全・安心な社会の構築を図る。		
			<p>&lt;平成19年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度、平成20年度に引き続き、平成21年度にも製品安全対策優良企業表彰を継続している。</li> <li>・21年度事業としてリコールハンドブックの改定作業を行っている。</li> </ul>	経済産業省

# 1 リコール制度の強化・拡充

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
3-1 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	(平成20年度までに一定の結論) 食品、医薬品・医療機器に関して、現行制度の施行状況を注視しつつ、制度の見直しの要否を含め点検する。	—	<p>&lt;平成20年度までの実施状況&gt;</p> <p>【食品】 食品衛生上の危害の原因となった販売食品等については、食品等事業者による自主回収等の努力義務や、行政機関による廃棄・回収命令等の措置が規定されている。 また、食品等事業者の責務として、「原材料や販売する製品そのものの仕入れ元等に係る記録の作成・保存」の努力義務の規定もあり、食中毒などの飲食に起因するものと疑われる事件が発生した場合に、原因と疑われる食品の追跡調査を迅速に行うことが可能となっている。</p> <p>【医薬品・医療機器】 製造販売業者等に対して医薬品等の自主回収に着手した場合の報告が義務付けられており、報告のあったすべての事例はインターネット上で公開し、医療関係者、消費者等への情報提供を行っている。 また、回収事例に関しては、必要に応じて行政による立入検査等を行い、回収の実施状況、原因の究明、他製品への波及等について確認し、適切な回収がなされているか監視を行うとともに、年間の自主回収の動向についても注視している。 現行制度に基づく回収報告は適切になされており、不良医薬品等の市場からの速やかな回収及び医療関係者、消費者等への迅速な情報提供が実施されていると考えている。</p>	厚生労働省
3-2 事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <p>【食品】 現行制度の施行状況及び効果を検証していく。</p> <p>【医薬品・医療機器】 現行制度に基づく自主回収の報告が適切になされるよう、今後とも事業者に対する監視指導を行っていくとともに、自主回収の動向についても引き続き注視していく。</p>		
4-1 社告等による製品の回収措置に関する情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築	(平成18年度までに一定の結論) 消費者が容易に製品の回収措置に関する情報を入手できるよう、社告等を一覧できるポータルサイトのあり方について検討する。	—	<p>&lt;平成18年度から平成20年度にかけて実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度に、内閣府HP「消費者の窓」にリコール情報ポータルサイトを設置し、漸次改訂している。 <a href="http://www.consumer.go.jp/recall/index.html">http://www.consumer.go.jp/recall/index.html</a></li> <li>個人に対して直接的に情報を伝達する仕組み作りについては、「リコール等に関する研究会」を設置し、平成20年6月に報告書を取りまとめた。</li> </ul> <p>&lt;平成7年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回収・無償修理に関する情報を国民生活センターのホームページに掲載した。</li> </ul>	消費者庁・関係省庁・国民生活センター
4-2 社告等による製品の回収措置に関する情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】</p> <p>「製品の回収措置に関する情報の利用状況についての調査研究」の調査結果を踏まえ、今後、ポータルサイトのあり方について検討するための調査研究会を設置し、平成18年度までに一定の結論を得る。なお、当該検討を行う際には、個人に対して直接的に情報を伝達する仕組みの可能性についても検討する。</p>		
4-3 社告等による製品の回収措置に関する情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】</p> <p>リコール情報ポータルサイトの内容については、平成19年度以降、リンク先の内容の読みやすさ、分かりやすさ等を含め、より良いものに改定していく。</p>		

# 1 リコール制度の強化・拡充

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
5-1 社告等による製品の回収措置に関する情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築	(平成19年度までに一定の結論) 消費者にとってわかりやすい効果的な社告等のあり方について検討する。	—	<p>&lt;平成19年度から平成20年度にかけて実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主リコールの促進に向けて、リコール社告のあり方を含めた検討を行うため、内閣府に国民生活局長の私的研究会として、学識経験者、消費者団体代表者、事業者団体を構成員とする有識者11名からなる「リコール等に関する研究会」を設置し、平成19年9月から平成20年2月にかけて研究会を7回開催した。</li> <li>・研究会では、自主リコールについて先進的な取り組みを行っている国内の事業者および事業者団体に対するアンケート調査とヒアリング調査、関係省庁(経済産業省)のヒアリング調査、国内外の参考指針の調査分析、国民生活センターHP「回収・無償修理等のお知らせ」の運営状況等を踏まえ、わかりやすい効果的な社告等のあり方について検討を行った。</li> <li>・平成20年6月、同研究会における検討の結果をとりまとめ、公表した(「食品・製品等のリコールに関する分野横断的指針についての調査研究報告書」)。本報告書においては、リコール社告の参考例として、日本工業標準調査会審議を経て平成20年6月20日に日本規格協会が発行したJIS S 0104「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」を引用掲載。</li> <li>・JIS S 0104「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」については、内閣府は、経済産業省と連携を図りつつ、平成19年に設置された原案作成委員会における原案作成に関与した。</li> </ul>	消費者庁・関係省庁・国民生活センター
5-2 社告等による製品の回収措置に関する情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度に得られた検討結果を踏まえ、関係省庁や消費者団体、事業者団体等との連携をすすめる予定。</li> </ul>		
5-3 社告等による製品の回収措置に関する情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度に得られたリコール等のあり方についての検討結果を踏まえ、自主リコールの分野横断的指針の作成に向けて検討を行う。</li> </ul>		
6-1 新たに追加する具体的施策	—	<p>【平成19年7月3日の検証時に追加された施策】</p> <p>自主リコールの促進のための取組みを強化する。</p> <p>ア. 自主リコールを促進するため、リコールの意思決定等について分野横断的共通指針を作成する。(平成20年度までに一定の結論)</p> <p>イ. 対象分野ごとの特性に応じた指針を、未整備な分野については官民協働により作成する。(平成21年度までに一定の結論)</p>	消費者庁・関係省庁	
6-2 新たに追加する具体的施策	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野横断的指針については、これらの調査結果を踏まえ、平成20年度は、国民生活審議会に設ける予定の消費者安全委員会(仮称)において検討を進めるとともに、引き続き関係省庁等と連携を図りつつ検討を行い、一定の結論を得る。</li> </ul>		
6-3 新たに追加する具体的施策	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象分野ごとの特性に応じた指針については、消費生活用製品について、経済産業省において、引き続き、「リコールハンドブック」の配布等を通じて関係事業者に幅広く周知していくとともに、関係府省庁において指針が未整備な分野について、官民協働により作成する。</li> </ul>		

## 2 リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
1-1 消費者の関心を踏まえた実施	(平成17年度以降継続的に実施。実施状況については毎年公表。) 消費者の関心が高い案件について積極的に情報提供するとともに、計画的に意見交換会の場を設定する。	—	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt; &lt;意見交換会等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者をはじめとする国民の関心が高いテーマを中心に、3府省連携しての意見交換会を全国各地で168回実施。意見交換会で使用した資料、議事録等は各府省のホームページにて公開。</li> <li>● これまでに実施した意見交換会の主な開催テーマは以下の通り。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国産輸入牛肉</li> <li>・残留農薬等のポジティブリスト制度</li> <li>・BSE国内対策</li> <li>・食品添加物</li> <li>・体細胞クローン家畜由来食品</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3府省とも、年度ごとに実施方針を定めており、各年度の活動については、年度初めに開催されるリスクコミュニケーション専門調査会等において報告し、ホームページに掲載し、公表した。</li> <li>● パネルディスカッション形式で実施した意見交換会については、消費者に対し積極的にパネリストを依頼。</li> <li>● 食品安全委員会では、関係団体等との懇談会を随時開催し、意見交換を行っている。</li> <li>● 農林水産省では「リスク管理の標準手順書」に基づきリスク管理を行う際、適時適切な「関係者」との意見交換を行う必要性から、「リスク管理検討会」を設けている。</li> </ul> <p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt; &lt;情報提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 府省間の横断的な対応が必要な事項については、関係府省間で調整してきているところであり、それぞれのホームページのリンクを活用して連携し、季刊誌、パンフレット、メールマガジン等において消費者の関心が高い案件について分かりやすい情報提供に努めている。</li> <li>● 3府省とも、意見・要望の募集については、ホームページを活用した方法も実施。</li> </ul>	食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省
1-2 消費者の関心を踏まえた実施	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会における調査審議を踏まえ、平成18年11月に食品安全委員会において「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」が決定され、改善策が示された。現在、この報告書に掲げられた目標や諸課題について同専門調査会で具体的に検討し、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開を図っている。</li> </ul>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成18年12月に食品安全委員会から食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会へ調査審議が求められた課題の内、「リスクコミュニケーションの検証」及び「地方自治体との協力」については取りまとめが終了し、食品安全委員会へ報告、公表された(平成20年8月)。「食育への取組み」、「情報提供の改善」についても平成21年度中には取りまとめが終了する見込み。</li> </ul>	食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省
1-3 消費者の関心を踏まえた実施	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも消費者をはじめとする国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを取り上げるとともに、実施した意見交換会の参加者の意見を踏まえ、意見交換会等の改善に取り組んでいく。</li> </ul>	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民の関心の高い「農薬」「食品添加物」、「体細胞クローン家畜由来食品」等をテーマとした意見交換会を実施した。</li> </ul> <p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見交換会終了後には、アンケート調査の実施により、参加者の意見を把握し、関心の高いテーマの把握や意見交換会等の改善に努めている。</li> </ul>	食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省
1-4 消費者の関心を踏まえた実施	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者等の関心事項の把握に努め、関心事項の情報提供等を実施する。</li> </ul>		
1-5 消費者の関心を踏まえた実施	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会では、リスク分析の考え方については、引き続き関係者への浸透・定着を図る。平成18年度に制作したリスク分析についてわかりやすく説明したDVD及び平成19年度に子供を対象に作成したリスク分析について分かりやすく解説した冊子が各地域において、有効に活用されるよう努める。</li> </ul>	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品安全モニターからの報告や食の安全ダイヤルへの質問、意見交換会での意見の他、アンケート調査を実施し、ホームページや季刊誌の内容、意見交換会のテーマ設定に反映し、関心事項の情報を提供。</li> </ul> <p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 作成したDVDについては、地域の消費者等との意見交換会を行う機会が多い、地方自治体の食品安全担当部署に配布するとともに、一般の方への貸し出しを実施、小冊子については、子供向けの意見交換会(ジュニア食品安全委員会)等の食品安全委員会が行う食育推進の取組の場において配布し、有効活用を努めた。</li> </ul>	食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省
1-6 消費者の関心を踏まえた実施	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き、ホームページ掲載内容の更なる充実、季刊誌における適切なテーマの設定等により、分かりやすい情報提供に努めている。</li> </ul>		

## 2 リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
2-1 消費者の視点による評価・検証を踏まえた手法・技術の向上	(平成17年度以降継続的に実施) 欧米諸国の最新の事例について調査するとともに、実施したリスクコミュニケーションについて消費者の視点による評価・検証を実施し、リスクコミュニケーション手法の向上を図る。 また、リスクコミュニケーションの方法と技術に精通した人材の育成を図り、コミュニケーション技術の全体的な向上を図る。	—	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品安全委員会では、欧米諸国の最新の状況把握、消費者等の関心事項に対応した効果的な意見交換会の企画及び評価のための効果的なアンケートの実施、正確で分かりやすく効果的な情報発信に用いる資料作成の留意点等に関する調査を11回実施した。また、リスクコミュニケーション専門調査会を32回開催し、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための調査審議を行った。</li> </ul> <p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品安全委員会では、地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するため、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を40回実施し(平成18年度～平成20年度)、また、新たに地域の指導者育成講座の受講者を主な対象として、関係者間の意思疎通を円滑に行わせる技術を有するリスクコミュニケーターを育成する「リスクコミュニケーター育成講座」を30回実施している。(平成19年度～)</li> </ul> <p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林水産省では、リスク管理等を担当する職員を対象にリスクコミュニケーションに関して講義(平成17年度～)。また、リスク管理等を担当する職員を対象に情報提供能力向上のための研修(平成19年度～)等を実施した。</li> </ul> <p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 厚生労働省では、自治体の職員を対象にリスクコミュニケーションに関する研修を実施した。</li> </ul>	食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省
2-2 消費者の視点による評価・検証を踏まえた手法・技術の向上	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <p>①平成19年度の調査結果を踏まえ、リスクコミュニケーションについて、消費者の視点による評価・検証を実施し、リスクコミュニケーション手法の向上を図る。 また、リスクコミュニケーションの方法と技術に精通した人材の育成など府省間の横断的な対応が必要な業務については、関係府省で可能性等につき検討し、コミュニケーション技術の全体的な向上を図る。 なお、食品安全委員会においては、平成20年度も引き続き「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーター育成講座」を実施するほか、新たに、科学的知見に関する情報をわかりやすく説明できるリスクコミュニケーターの育成を目的とした講座を実施する。</p>	<p>&lt;平成20年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査結果を踏まえ、意見交換会の新たな取り組みとして、消費者団体と連携した意見交換会やグループワークを導入したもの、科学者(委員会委員)自らが、一般消費者にも判りやすく語りかける「サイエンスカフェ」形式の意見交換会等を実施、また、効果的な啓発素材としてDVDの作成を行った。</li> </ul> <p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リスクコミュニケーションの推進に係る府省横断的な課題については、定期的に関係府省による担当者会議を設け連携並びに調整を図っている。</li> </ul> <p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を全国15カ所で実施した(平成20年度)他、「リスクコミュニケーター育成講座」の内、新たな取組となる、「科学的知見に関する情報をわかりやすく説明できるリスクコミュニケーター(インタープリター)」育成型を8カ所、「関係者間の意思疎通を円滑に行わせる技術を有するリスクコミュニケーター(ファシリテーター)」育成型を11カ所で実施した。(いずれも平成20年度～)</li> </ul>	食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省
2-3 消費者の視点による評価・検証を踏まえた手法・技術の向上	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <p>②リスクコミュニケーション専門調査会において、効果的な意見交換会の実施と検証方法、情報発信に用いる資料作成の留意点及び地域におけるリスクコミュニケーションの現状と具体的な支援策等について調査審議し、随時、取りまとめる。</p>	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成18年12月に食品安全委員会から食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会へ調査審議が求められた課題の内、「リスクコミュニケーションの検証」及び「地方自治体との協力」については取りまとめが終了し、食品安全委員会へ報告、公表された(平成20年8月)。これらをふまえ、新たな取り組みとして、消費者団体と連携した意見交換会やグループワークを導入したもの、科学者(委員会委員)自らが、一般消費者にも判りやすく語りかける「サイエンスカフェ」形式の意見交換会等を実施。</li> </ul>	食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省
2-4 消費者の視点による評価・検証を踏まえた手法・技術の向上	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <p>「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」に掲げられた目標や諸課題について、リスクコミュニケーション専門調査会で具体的に検討し、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開を図ることとしている。</p>		

### 3 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
1 最先端の情報処理技術の活用によるシステムの構築	(平成19年度までに実施) いつでもどこでも誰でも簡単にコンピュータを利用できるユビキタス・コンピューティング技術を活用した、 ア. 農業をはじめとする生産資材の適正使用の徹底によるリスク管理の強化 イ. 情報の記録等の自動化・簡便化 ウ. アレルゲン情報等消費者が簡単に入手できる安全・安心情報の充実 を通じてトレーサビリティ・システムの普及を図る。	—	<平成17年度～平成19年度実施> ・ユビキタス食の安全・安心システムの開発 ユビキタス・コンピューティング技術を活用して食品の流通経路情報等の自動化・簡便化を進めるため、平成17年度から平成19年度までに19課題についてシステムの開発・実証を実施し、普及啓発のためのセミナー等を行った。	農林水産省
2-1 最先端の情報処理技術の活用によるシステムの構築	(平成19年度までに実施) トレーサビリティへの活用が期待されている電子タグについて、高度活用のためのネットワーク技術を研究開発する。	—	<平成16年度～平成19年度実施> ・電子タグを高度に利活用するために必要な「相互変換ゲートウェイ技術」、「セキュリティ適応制御技術」、「シームレス・タグ情報管理技術」について研究開発及び実証実験を実施した。 ・消費者のプライバシー保護の観点から「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」を経済産業省と共同で策定(平成16年6月8日)。	総務省
2-2 最先端の情報処理技術の活用によるシステムの構築	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 ・研究開発の成果をインターフェース仕様書としてとりまとめ、一般に広く公開。	<平成20年度以降も引き続き公開中> ・民間研究開発フォーラムにおいてインターフェース仕様書の公開を行っている。	総務省
2-3 最先端の情報処理技術の活用によるシステムの構築	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 ・「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」についても、必要に応じて適切な見直し・充実を実施。	<必要に応じて適宜実施> ・引き続き、必要に応じて適切な見直し・充実を実施。	総務省
3-1 最先端の情報処理技術の活用によるシステムの構築	(平成18年度までに実施) 電子タグの低価格化を図るための製造技術を開発する。	—	<平成16年度～平成17年度実施> ・国際標準に準拠した低価格電子タグを平成18年度中に開発する(月産1億個の条件のもと、インレット価格で1個5円)ため、研究開発委託事業を実施した(平成16年度から2年間で実施)。	経済産業省
3-2 最先端の情報処理技術の活用によるシステムの構築	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 電子タグの市場拡大に向け様々な分野での利用拡大を図る。	<平成18年度以降継続的に実施> ・電子タグ等を活用した建材・住宅設備機器のトレーサビリティの確立に向けた取組として、平成18年度に「住宅関連産業での電子タグ標準化調査事業」において電子タグに記載する標準商品コード体系の検討を行い、平成19年度に「住宅関連産業での電子タグ活用調査事業」において標準商品コード体系を基にした各流通段階における部材の電子タグによる読取の検証を行い、平成20年度に「建材・住宅設備機器のトレーサビリティ確保のためのIT活用モデルに関する調査」「IT投資効率性向上のための共通基盤プロジェクト-住宅関連産業におけるITの活用可能性実証事業」について調査・実証実験を実施した。また、本事業の成果・普及に関する説明会及びデモンストレーションを平成21年3月に開催した。	経済産業省

### 3 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-1 生産情報公表JAS規格の対象品目の拡大	(農産物については平成17年度、一部の加工食品については平成18年度に規格を制定する。)生産情報公表JAS規格の対象品目の拡大に向けた検討を行う。	—	<平成17年度～平成20年度実施> ・平成17年6月に農産物の生産情報公表JAS規格を制定(告示)。 また、有機農産物のJAS規格の生産基準との整合性を図ることを目的として、平成20年5月に一部規格改正。 ・平成19年3月に一部の加工食品(豆腐・こんにゃく)の生産情報公表JAS規格を制定(告示)。	農林水産省
4-2 生産情報公表JAS規格の対象品目の拡大	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 生産情報公表養殖魚のJAS規格の制定作業を進める。	<平成19年度実施> ・平成20年3月に養殖魚の生産情報公表JAS規格を制定(告示)。	農林水産省
5-1 牛肉トレーサビリティ法の確実な実施	(平成17年度以降継続的に実施) 牛肉については、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、生産から流通の各段階で牛の個体情報を正確に伝達するため、個体識別番号を表示した耳標の装着、牛個体識別情報の届出、牛肉への個体識別番号等の表示の検査・指導、DNA鑑定による表示内容の確認等を実施する。	—	<平成17年度以降継続的に実施> 国内におけるBSE(牛海綿状脳症)のまん延防止と国産牛肉に対する信頼を確保するため、法に基づき、地方農政局及び地方農政事務所では、個体識別番号を表示した耳標の装着、牛の出生・異動の届出、国産牛肉の個体識別番号の表示等に関して、立入検査等を実施している。	農林水産省
5-2 牛肉トレーサビリティ法の確実な実施	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 (平成17年度以降継続的に実施する) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、個体識別番号を表示した耳標の装着、牛の出生・異動の届出、国産牛肉への個体識別番号の表示等に関して立入検査等を行う。		

#### 4 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
1-1 情報提供義務や勧誘のあり方等についての幅広い検討	(平成19年までに一定の結論) 消費者契約法施行後の状況について分析・検討するとともに、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則等について、幅広く検討する。	—	<平成17年度～平成19年度実施> 第20次国民生活審議会消費者政策部会の下に「消費者契約法評価検討委員会」を設置し、関連団体から意見を聴取するとともに、消費生活相談事例及び裁判例を収集・分析することを中心に同法の施行状況の評価及び論点の検討を行い、情報提供義務、不招請勧誘、適合性原則等については第7回委員会において集中的に検討した。同委員会の検討に基づき、今後の方向性を報告書として取りまとめて公表した。	消費者庁
1-2 情報提供義務や勧誘のあり方等についての幅広い検討	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 第21次国民生活審議会消費者政策部会「消費者契約に関する検討委員会」において、消費者契約法の見直しに向けて、引き続き検討する。	<平成19年度以降継続的に実施> 第21次国民生活審議会消費者政策部会の下に「消費者契約に関する検討委員会」を設置し、平成20年1月及び2月に景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について検討し、適格消費者団体の認定・監督及び訴訟手続を消費者契約法に一本化すること等を内容とする「景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について」(平成20年2月7日)を取りまとめた。これを受け、「消費者契約法等の一部を改正する法律案」が策定・閣議決定されて国会に上程され、平成20年4月25日に成立した(平成21年4月1日より景品表示法関係規定が施行。特定商取引法関係規定は「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」の施行の日(平成21年12月1日)から施行。)。 (なお、消費者庁設置関連法案の成立及び関連法律の消費者庁への移管を踏まえ、第21次国民生活審議会消費者政策部会は、「消費者契約に関する検討委員会」を閉会することとし、今後の消費者契約法の見直しについては、消費者庁及び消費者委員会において検討することとした。(平成21年7月1日))	消費者庁
2 景品表示法の厳正な運用	(平成17年度以降継続的に実施。法運用の結果については毎年公表) 景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。	—	<平成17年度以降継続的に実施> 平成17年度以降、消費者の適正な選択を妨げる不当表示に対して、景品表示法を厳正に執行し、平成17年度28件、平成18年度32件、平成19年度56件、平成20年度52件の排除命令を行った(平成19年度の件数は全て表示事件に係るもので、表示事件の排除命令の件数としては過去最高の件数。)。また、法運用の結果については毎年公表している。 景品表示法の執行体制の拡充を図るため、平成17年度から平成21年度にかけて、9人の景品表示監視官(現景品・表示調査官)の増員がなされたほか、平成20年度には上席景品表示調査官(現首席景品・表示調査官)が設置された。	消費者庁
3 特定商取引法の厳正な運用	(平成17年度以降継続的に実施。法運用結果については毎年公表。) 特定商取引法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。	—	<平成20年度実施> ・経済産業省及び都道府県は平成20年度に悪質な訪問販売等により消費者被害をもたらしている事業者に対し、特定商取引法に基づく行政処分を141件実施。 ・経済産業省にて都道府県の担当者等を対象とした特定商取引法の執行に係る研修を実施するとともに、平成20年3月に運用開始した「特定商取引法執行NET」を通じて消費者庁、経済産業省、各経済産業局及び都道府県の関係機関間の連携を図り執行体制を強化。	消費者庁・経済産業省・関係省庁

## 4 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-1 金融分野における投資サービス法制の検討	(平成17年度に一定の結論) 投資サービスにおける投資家保護のあり方について、投資サービスの範囲・定義、業規制の横断化・柔軟化等を論点として検討を進めていく。	—	<p>&lt;平成16年度～平成18年度実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる投資サービス法については、平成16年9月以来、金融審議会第一部会において検討が行われ、「中間整理」において5つの論点(①投資サービス法の対象範囲、②規制内容、③集団投資スキーム(ファンド)、④市場のあり方⑤ルールの実効性の確保(エンフォースメント))を柱とした基本的な考え方が取りまとめられた。</li> <li>平成17年10月5日に金融審議会第一部会が再開されて以降、9回にわたって投資サービス法の対象範囲、投資商品の性格に応じたディスクロージャーのあり方、業規制、プロ/アマの区分、民事責任規定、自主規制機関等について検討が行われ、平成17年12月22日に、株券や債券といった伝統的な有価証券のみならず、次々と出現する新たな金融商品を含む幅広い金融・投資サービスについての包括的・横断的枠組みを整備する投資サービス法(仮称)につき早期の法制化を行うことが適当という金融審議会金融分科会第一部会報告が取りまとめられた。</li> <li>当該報告書を踏まえ、「証券取引法等の一部を改正する法律案」と「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を平成18年通常国会に提出した。</li> </ul>	金融庁
4-2 金融分野における投資サービス法制の検討	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成18年度) 「金融商品取引法」が公布の日(平成18年6月14日)から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることから、政令、内閣府令等の整備や制度の周知徹底など、同法の円滑な施行に向けて準備を進める。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法の政令・内閣府令等を平成19年8月3日～8月15日に公布、同年9月30日より金融商品取引法を施行。</li> <li>金融商品取引法制の内容を周知するため、パンフレット「新しい金融商品取引法制について」を作成・配布。</li> <li>地方財務局等における説明会等、関係業界や一般向けの各種説明会等において金融商品取引法制について説明。</li> <li>金融商品取引法の法令解釈の問合せ等への対応、同法の内容に関する講演、刊行物への寄稿等を通じて、その理解の促進に努めている。</li> </ul>	金融庁
4-3 金融分野における投資サービス法制の検討	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (平成19年度) 平成19年9月予定の本格施行に向けて、引き続き、関係政令・内閣府令等の整備や、制度の周知・徹底など、金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行に向けて準備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融業界と意見交換を行い、実務上の疑問点等について意見交換を行っている。</li> <li>金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、法の円滑な運用がなされるよう、平成20年2月21日に法令に関する代表的な疑問に答える質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」を公表し、①金融機関の関係者に過不足のない対応を促すとともに、②当局の検査・監督等を担当する者にも周知徹底を図ることにより当局における金融商品取引法の運用においても法の本来の趣旨を踏まえた適切な対応を図るよう努めているところ。</li> <li>同様の観点から、平成20年3月11日に「内部統制報告制度に関する11の誤解」、6月24日に「内部統制報告制度に関するQ&amp;A」、11月18日に「自社株式取得に係るインサイダー取引規制に関するQ&amp;A」、平成21年7月3日に「株券等の公開買付けに関するQ&amp;A」を公表し、制度の意図や内容の周知に努めている。</li> </ul>	金融庁
4-4 金融分野における投資サービス法制の検討	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 (平成20年度) 引き続き、利用者保護と利用者便利のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう努める。</p>		
4-5 金融分野における投資サービス法制の検討	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 ・本格施行に向けて、関係政令・内閣府令等の整備や、制度の周知・徹底など、金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行に向けて準備を進める。 ・農林水産省及び経済産業省における緊密な連携の下、商品取引所法の厳正な執行を行っていく。 ・金融商品取引法制について、同法の利用者保護ルールの徹底を図りつつ、金融商品・サービス全般を対象とする、より包括的な規制の枠組みについては、金融審議会における検討状況等を踏まえ、引き続き検討する。(平成19年9月予定の金融商品取引法の本格施行後検討する。)</p>	<p>&lt;平成19年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法に併せて、改正商品取引所法が平成19年9月30日に施行された。</li> <li>金融商品取引法の政令・内閣府令等を平成19年8月3日～8月15日に公布、同年9月30日より金融商品取引法を施行した。</li> <li>金融商品取引所と商品取引所による相互乗入れを可能とするための枠組みの整備等を盛り込んだ改正金融商品取引法が平成21年6月24日に公布された。</li> <li>関係省庁による密接な連携に基づく法執行を確保するため、金融庁・経済産業省・農林水産省で随時連絡会議を開催。</li> <li>平成19年9月から平成20年12月までの間、産業構造審議会商品取引所分科会において、委託者保護、ロコ・ロンドンまがい取引・海外商品先物取引の規制のあり方、プロ市場化の推進等について、議論を行った。</li> <li>消費者の保護を図るため、トラブルが多い海外先物取引、店頭先物取引について、参入規制(許可制)を導入するとともに、勧誘を要請しない一般顧客への訪問・電話による勧誘(不招請勧誘)を原則禁止とした「商品先物取引法」が平成21年7月10日に公布されたところであり、今後、段階的に施行されることとなっている。</li> </ul>	金融庁・農林水産省・経済産業省・国土交通省
4-6 金融分野における投資サービス法制の検討	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 ・今後も農林水産省及び経済産業省の連携を図りつつ、更なる委託者トラブルの減少に向け、厳正な法執行を図っていく。 ・金融商品取引に関するより包括的な規制の枠組みについては、まずは投資性の強い金融商品・サービスを幅広く対象とした金融商品取引法の利用者保護のルールの運用状況を注視し、引き続き幅広く検討する。</p>		

#### 4 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
5-1 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討	(平成17年度以降継続的に検討) 消費者信用分野における諸問題については、各業態等における取引実態などを踏まえ、平成16年1月施行の新貸金業規制法附則等を踏まえた貸金業制度の将来的なあり方を含め、消費者信用全体の観点から検討する。	—		
5-2 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (金融庁・法務省)(平成18年度) 貸金業制度等に関し、金利規制の在り方、過剰貸付けの防止、契約・取立てにかかる行為規制、参入規制・監督手法、金融経済教育とカウンセリング等について検討を進める。	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年3月30日に立ち上げられた「貸金業制度等に関する懇談会」(以下、「懇談会」という。)において、貸金業制度等の在り方等について検討が開始された。</li> <li>平成18年4月21日の懇談会において、これまでの議論の内容や方向性について、「懇談会におけるこれまでの議論(座長としての中間整理)」がとりまとめられ、公表された。</li> <li>深刻化した多重債務問題の解決に向けた抜本的かつ総合的な対策を講じる「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(改正貸金業法)」が平成18年12月に成立。</li> <li>平成19年11月に、改正貸金業法に係る政令、内閣府令が公布され、平成19年12月に改正貸金業法の本体施行を実施。</li> <li>改正貸金業法の本体施行に向け、「貸金業者向けの総合的な監督指針」を策定(平成19年11月)。</li> <li>改正貸金業法の本体施行に合わせ、自主規制機関として貸金業協会が設立された(平成19年12月)。</li> <li>貸金業者の財産的基礎要件引上げ、貸金業務取扱主任者の資格試験の実施、指定信用情報機関制度の導入などを内容とする改正貸金業法の第三段階施行を施行。(平成21年6月)</li> <li>改正貸金業法の第三段階施行等を踏まえ、「貸金業者向けの総合的な監督指針」を改正し、「指定信用情報機関関係事務ガイドライン(事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係)」を策定。(平成21年6月)</li> </ul>	金融庁・関係省庁
5-3 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】		
5-4 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】		
5-5 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会」の検討を踏まえ、以下の取組みを行う。 ・クレジットカード情報の取扱いが適切に行われるための安全管理措置が講じられるよう個人情報保護法のガイドラインの見直しを含め検討する。 ・クレジット取引に関し、過剰与信の防止、個人情報情報機関の適切な活用等を検討する。(平成18年度以降継続的に検討) ・悪質な勧誘販売行為にクレジットが利用されることのないよう、与信事業に関して対応を検討するとともに、クレジット取引関連事業者の責務と役割、割賦販売法の適用対象範囲、指定商品・指定役務制の是非について検討する。(平成18年度以降継続的に検討)		
5-6 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 引き続き産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において検討を進める。	<p>&lt;平成20年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年に追加された検討事項に関しては、平成20年6月に改正割賦販売法が成立し、以下の改正点が盛り込まれた。</li> <li>○過剰与信を防止するため、クレジット事業者に対して指定信用情報機関を利用した支払可能能力調査を義務付けた。</li> <li>○クレジット規制の対象につき、従来の指定商品・指定役務制を廃止し、不動産を除く全ての商品・役務に拡大した。</li> <li>・また、改正割賦販売法に基づく政令及び省令が成立し、現在本年12月1日以降の円滑な施行に向けて、法令の運用に係る検討や関係者との調整を行っている。</li> </ul>	経済産業省・関係省庁
5-7 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 改正割賦販売法が成立したことから、政省令の整備等を行い、円滑な施行に努める。		

#### 4 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
6-1 ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討	(平成17年に一定の結論) 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の施行状況について検討するとともに、迷惑メールを抑制・防止するための方策について検討する。	—	<p>&lt;平成16年度～平成20年度実施&gt;</p> <p>●平成16年10月7日から「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を開催し、各国で行われている法整備等との国際的な整合性に配慮しつつ、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に基づく取締り及び電気通信事業者における受信回避のための取組等、迷惑メール流通の抑制・防止のために必要な対応方策について幅広く検討した。同研究会は、全9回開催され、平成16年12月24日に中間とりまとめ、平成17年7月22日に最終報告書を公表した。同研究会の中間とりまとめを踏まえ、送信者情報を偽った広告宣伝メール送信の禁止及び刑事罰の整備、特定電子メールの範囲の拡大、架空アドレスあてのメール送信を禁止する範囲の拡大、電気通信事業者による役務提供拒否事由の拡大等を内容とする「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成17年3月11日に国会に提出し、同法律は5月13日に成立、5月20日に公布、11月1日に施行された。</p> <p>●平成17年の法改正以降、技術革新による送信手法の巧妙化・悪質化、海外からの送信の増加等を受け、平成19年7月17日から「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を開催し、法施行後の迷惑メールの状況の変化と、それを踏まえた法制度の在り方、電気通信事業者の取組の在り方、利用者への周知啓発等の対応方策について検討した。同研究会は、全11回開催し、平成19年12月21日に中間とりまとめ、平成20年8月28日に最終報告書を公表した。同研究会の報告を踏まえ、オプトイン方式による規制の導入、法の実効性の強化、外国執行当局に対する情報提供等を内容とする「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成20年2月29日に国会に提出し、同法律は5月13日に成立、6月6日に公布、12月1日に施行された。</p> <p>●また、迷惑メールを抑制・防止するための方策として以下の取組みを継続的に行っている。①迷惑メール追放支援プロジェクトの実施(平成17年2月開始)、②各国の関係機関との間で、迷惑メール問題に関する法的、技術的、教育的解決策に関する情報交換を行い、スパム対策の協力に関する国際連携に積極的に取り組んでいる、③国内の主要な電気通信事業者が中心となり、技術的な見地から迷惑メール対策を検討・実施する民間団体(JEAG)が、平成17年3月15日に設立され、総務省もオブザーバーとして参加する等、民間事業者による取組みを支援している、④「迷惑メール対策推進協議会」において、民間事業者団体等と連携し、官民の連携や迷惑メール対策の具体的な取組について検討を行い、迷惑メールの撲滅に向け積極的に取り組んでいる。⑤毎年、特定電子メール等による電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発及び電子メール通信役務を提供する電気通信事業者によるその導入の状況を公表している。</p>	消費者庁・総務省
6-2 ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成18年度以降継続的に実施) 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用するとともに、迷惑メールの動向を把握すること等により、同法の効果について評価する。また、国際的な整合性・協調体制の重要性等も踏まえ、「オプトイン方式(不招請勧誘の禁止)」の迷惑メール対策としての有効性について注視するとともに、送信ドメイン認証技術を始めとする技術的対策の普及促進等について検討する。</p>	<p>&lt;平成19年度～平成20年度実施&gt;</p> <p>●平成17年の法改正以降、技術革新による送信手法の巧妙化・悪質化、海外からの送信の増加等を受け、平成19年7月17日から「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を開催し、法施行後の迷惑メールの状況の変化と、それを踏まえた法制度の在り方、電気通信事業者の取組の在り方、利用者への周知啓発等の対応方策について検討した。同研究会は、全11回開催され、平成19年12月21日に中間とりまとめ、平成20年8月28日に最終報告書を公表した。同研究会の報告を踏まえ、オプトイン方式による規制の導入、法の実効性の強化、外国執行当局に対する情報提供等を内容とする「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成20年2月29日に国会に提出し、同法律は5月13日に成立、6月6日に公布、12月1日に施行された。</p> <p>●また、迷惑メールを抑制・防止するための方策として以下の取組みを継続的に行っている。①迷惑メール追放支援プロジェクトの実施(平成17年2月開始)、②各国の関係機関との間で、迷惑メール問題に関する法的、技術的、教育的解決策に関する情報交換を行い、スパム対策の協力に関する国際連携に積極的に取り組んでいる、③国内の主要な電気通信事業者が中心となり、技術的な見地から迷惑メール対策を検討・実施する民間団体(JEAG)が、平成17年3月15日に設立され、総務省もオブザーバーとして参加する等、民間事業者による取組みを支援している、④「迷惑メール対策推進協議会」において、民間事業者団体等と連携し、官民の連携や迷惑メール対策の具体的な取組について検討を行い、迷惑メールの撲滅に向け積極的に取り組んでいる。⑤毎年、特定電子メール等による電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発及び電子メール通信役務を提供する電気通信事業者によるその導入の状況を公表している。</p>	消費者庁・総務省
6-3 ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (平成19年度以降継続的に実施) 関係機関との連携を一層強化し、悪質な迷惑メール法違反送信者の摘発を推進するなど引き続き迷惑メール法を厳正に運用するとともに、迷惑メールの動向把握等を通じた同法の効果の評価を行う。また、引き続き「オプトイン方式(不招請勧誘の禁止)」の迷惑メール対策としての有効性について注視するとともに、技術的対策の普及促進等について検討する。</p>	<p>&lt;平成19年度～平成20年度実施&gt;</p> <p>●平成17年の法改正以降、技術革新による送信手法の巧妙化・悪質化、海外からの送信の増加等を受け、平成19年7月17日から「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を開催し、法施行後の迷惑メールの状況の変化と、それを踏まえた法制度の在り方、電気通信事業者の取組の在り方、利用者への周知啓発等の対応方策について検討した。同研究会は、全11回開催され、平成19年12月21日に中間とりまとめ、平成20年8月28日に最終報告書を公表した。同研究会の報告を踏まえ、オプトイン方式による規制の導入、法の実効性の強化、外国執行当局に対する情報提供等を内容とする「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成20年2月29日に国会に提出し、同法律は5月13日に成立、6月6日に公布、12月1日に施行された。</p> <p>●また、迷惑メールを抑制・防止するための方策として以下の取組みを継続的に行っている。①迷惑メール追放支援プロジェクトの実施(平成17年2月開始)、②各国の関係機関との間で、迷惑メール問題に関する法的、技術的、教育的解決策に関する情報交換を行い、スパム対策の協力に関する国際連携に積極的に取り組んでいる、③国内の主要な電気通信事業者が中心となり、技術的な見地から迷惑メール対策を検討・実施する民間団体(JEAG)が、平成17年3月15日に設立され、総務省もオブザーバーとして参加する等、民間事業者による取組みを支援している、④「迷惑メール対策推進協議会」において、民間事業者団体等と連携し、官民の連携や迷惑メール対策の具体的な取組について検討を行い、迷惑メールの撲滅に向け積極的に取り組んでいる。⑤毎年、特定電子メール等による電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発及び電子メール通信役務を提供する電気通信事業者によるその導入の状況を公表している。</p>	消費者庁・総務省
6-4 ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 (平成20年度以降継続的に実施) 特定電子メール法の改正法に基づき、広告宣伝メールについてオプトイン方式による規制の円滑な導入、同法に基づく厳正な法執行、国際連携の強化を進めていく。</p>	<p>&lt;平成19年度～平成20年度実施&gt;</p> <p>●平成17年の法改正以降、技術革新による送信手法の巧妙化・悪質化、海外からの送信の増加等を受け、平成19年7月17日から「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を開催し、法施行後の迷惑メールの状況の変化と、それを踏まえた法制度の在り方、電気通信事業者の取組の在り方、利用者への周知啓発等の対応方策について検討した。同研究会は、全11回開催され、平成19年12月21日に中間とりまとめ、平成20年8月28日に最終報告書を公表した。同研究会の報告を踏まえ、オプトイン方式による規制の導入、法の実効性の強化、外国執行当局に対する情報提供等を内容とする「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成20年2月29日に国会に提出し、同法律は5月13日に成立、6月6日に公布、12月1日に施行された。</p> <p>●また、迷惑メールを抑制・防止するための方策として以下の取組みを継続的に行っている。①迷惑メール追放支援プロジェクトの実施(平成17年2月開始)、②各国の関係機関との間で、迷惑メール問題に関する法的、技術的、教育的解決策に関する情報交換を行い、スパム対策の協力に関する国際連携に積極的に取り組んでいる、③国内の主要な電気通信事業者が中心となり、技術的な見地から迷惑メール対策を検討・実施する民間団体(JEAG)が、平成17年3月15日に設立され、総務省もオブザーバーとして参加する等、民間事業者による取組みを支援している、④「迷惑メール対策推進協議会」において、民間事業者団体等と連携し、官民の連携や迷惑メール対策の具体的な取組について検討を行い、迷惑メールの撲滅に向け積極的に取り組んでいる。⑤毎年、特定電子メール等による電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発及び電子メール通信役務を提供する電気通信事業者によるその導入の状況を公表している。</p>	消費者庁・総務省

#### 4 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
7-1 ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討	(平成19年までに一定の結論) インターネット取引の普及に対応するため、消費者契約全般におけるルール・規制のあり方等について、幅広く検討する。	—	第20次国民生活審議会消費者政策部会の下に「消費者契約法評価検討委員会」を設置し、関連団体から意見を聴取するとともに、消費者生活相談事例及び裁判例を収集・分析することを中心に、同法の施行状況の評価及び論点の検討を行った。インターネット取引に関するルールの在り方等については第8回委員会において集中的に検討した。同委員会の検討に基づき、報告書「消費者契約法の評価及び論点の検討等」を取りまとめて公表した(平成19年8月)。	消費者庁
7-2 ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 国民生活審議会における分析・検討を着実に進める。	<p>&lt;平成19年度以降継続的に実施&gt;</p> <p>第21次国民生活審議会消費者政策部会の下に「消費者契約に関する検討委員会」を設置し、平成20年1月及び2月に景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について検討し、適格消費者団体の認定・監督及び訴訟手続を消費者契約法に一本化すること等を内容とする「景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について」(平成20年2月7日)を取りまとめた。これを受け、「消費者契約法等の一部を改正する法律案」が策定・閣議決定されて国会に上程され、平成20年4月25日に成立した(平成21年4月1日より景品表示法関係規定が施行。特定商取引法関係規定は「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」の施行の日(平成21年12月1日)から施行。)</p> <p>(なお、消費者庁設置関連法案の成立及び関連法律の消費者庁への移管を踏まえ、第21次国民生活審議会消費者政策部会は、「消費者契約に関する検討委員会」を閉会することとし、今後の消費者契約法の見直しについては、消費者庁及び消費者委員会において検討することとした。(平成21年7月1日))</p>	消費者庁
7-3 ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 平成19年8月上旬に、消費者契約法施行後の状況の評価とあわせてインターネット取引の普及に対応した消費者契約法全般におけるルール・規制のあり方等についての報告書を取りまとめる予定である。		
7-4 ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 第21次国民生活審議会消費者政策部会「消費者契約に関する検討委員会」において、消費者契約法の見直しに向けて、引き続き検討する。		
8-1 新たに追加する施策	—	<p>【平成18年7月26日の検証時に追加された施策】 (平成18年度実施)</p> <p>海外商品先物取引については、「海外商品先物取引法」を厳正に運用し、同法の施行状況を注視するとともに、今後の消費者トラブルの推移を見極め、海外商品先物オプション取引を含め、委託者保護のための方策について検討する。</p>		
8-2 新たに追加する施策	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (平成19年度)</p> <p>・農林水産省及び経済産業省は、両省の緊密な連携の下、引き続き海外商品取引業者の情報収集及び海外商品先物取引の実態把握に努めるとともに、新たに国民生活センターの強力を得てPIO-NETの活用により業者の実態把握を進め、さらにヒアリングを通じた業者に対する指導監督の実施など海外商品先物取引法の厳正な運用を行い、消費者トラブルの減少に努める。</p>	<p>&lt;平成19年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外先物取引については、農林水産省・経済産業省に寄せられた苦情や、PIO-NETの情報をもとに、両省にてヒアリングを行い、問題がある業者については、報告徴収及び立入検査を行った。その結果、法令違反が認められた業者に対しては行政処分(営業停止)15件を行うとともに処分について公表した。これにより、消費者被害の拡大を未然に防いだ。</li> <li>・地方農政局で商品先物取引苦情・相談等対応担当者会議(地方農政局担当者及び消費生活センター担当者)を開催して、海外先物取引の苦情・相談があった場合の対応について、担当者の知識向上を図った。</li> <li>・海外先物取引の注意喚起のポスター及びチラシを作成し、都道府県等へ配布して、消費者の注意喚起を行った。</li> </ul>	経済産業省・農林水産省

#### 4 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
8-3 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 情報収集、ヒアリングを通じて、海外商品先物取引法違反の疑いがある業者に対しては、報告徴収を行っていく(19年度4件実施済み)。さらに、必要に応じて、立入検査や、業務停止命令等の行政処分を実施する。なお、18年度及び19年度の機構定員要求においては、経済産業省6名、農林水産省6名、計12名の増員が認められ、法執行の体制強化を図っている。	<平成20年度、平成21年度実施> ・機構定員要求で、経済産業省は10名、農林水産省は8名の増員が認められ、さらなる体制強化を図ったところである。	経済産業省・農林水産省
8-4 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 商品取引等の仲介サービスについて、特定商取引法の指定役員となった場合は、同法を厳正に執行する。	<平成19年度、平成20年度実施> 海外先物オプション取引及びロコ・ロンドンまがい取引等に係るトラブルに対処するため、平成19年7月に海外商品先物オプション取引及びロコ・ロンドンまがい取引等を指定役員に追加し、問題のある業者に対する行政処分等の規制の強化を図ってきた。 なお、特定商取引法の平成20年改正により、海外商品先物オプション取引及びロコ・ロンドンまがい取引等については、消費者保護の観点から規制強化される予定である。	経済産業省
8-5 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 海外商品先物取引については、金販法の拡充後の苦情・相談の状況を注視した上で、更なる制度整備が必要かどうかについて検討する。同様に、海外商品先物オプション取引及びロコ・ロンドン取引と称する金等の貴金属の取引については、特商法政令指定後の状況を注視した上で、更なる制度整備が必要かどうかについて検討する。	<平成19年度以降継続的に実施> ・産業構造審議会商品取引所分科会の下に、「海外商品先物取引等小委員会」を設置して、海外商品先物取引等に係る課題の検討、海外商品先物取引やロコ・ロンドンまがい取引等への規制のあり方に関する有識者ヒアリング等、計4回にわたり開催して、中間とりまとめを公表し分科会に報告の上、他の論点とともに分科会報告書に反映させた。 ・分科会での議論を踏まえ、消費者の保護を図るため、トラブルが多い海外先物取引、店頭先物取引について、参入規制(許可制)を導入するとともに、勧誘を要請しない一般顧客への訪問・電話による勧誘(不招請勧誘)を原則禁止とした「商品先物取引法」が平成21年7月10日に公布されたところであり、今後、段階的に施行されることとなっている。	経済産業省・農林水産省
9-1 新たに追加する施策	—	【平成18年7月26日の検証時に追加された施策】 (平成19年度までに一定の結論) インターネット・オークションに係る消費者トラブルの増加等を踏まえ、インターネットを利用した通信販売における利用者保護のための方策について、法制度を含めて検討する。	<平成20年度以降継続的に実施> ・インターネット通信販売における迷惑広告メール送信件数及び返品トラブルの増加を踏まえ、返品の可否・条件・送料の負担につき特約なき限り8日間は送料消費者負担で返品可能とし、消費者の事前承諾なき迷惑広告メールの送信を禁止した(拒絶の連絡以降は送信できないという従来の法規制より前進したオプトイン規制、平成20年12月1日施行)。 ・特定商取引法の改正に伴い、政省令等の整備を行った(平成21年4月3日改正政令公布、同年6月24日改正省令公布、同年8月6日改正通達発出)。「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」によって、改正法の施行期日が平成21年12月1日と定められた。改正政令、改正省令等も平成21年12月1日より施行される。 ・ウェブサイト「消費生活安心ガイド」による情報提供や全国各地において説明会を開催する等、鋭意周知・啓発に努めている。 ・9月以降は消費者庁と共管することとなる。	経済産業省
9-2 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 産業構造審議会消費経済部会特定商取引小委員会において検討が進められた中間整理のパブリックコメントの結果を踏まえ、インターネットを利用した通信販売における利用者保護のための方策について具体的な検討を進める。		
9-3 新たに追加する施策	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 改正特定商取引法改正法が成立したことに伴う政省令等の整備を進める。また、法改正の実効性を確保するため、改正内容の広報・周知活動を行い、改正特定商取引法の円滑な施行を図る。		
10-1 新たに追加する施策	—	【平成18年7月26日の検証時に追加された施策】 (平成18年度) インターネット上のクレジット取引における安全・安心の確保を図るため、本人認証方法の高度化、氏名やカード番号の不正利用に関する情報交換、トラブルが生じた際の対応のルール化等について、事業者の取組みを注視する。	<平成20年度以降継続的に実施> ・現在、事業者はインターネット上のクレジット取引において、第三者による「なりすまし」等の不正使用を防ぐため、利用者本人しか知り得ないID・パスワードをカード利用時に入力させる本人認証システムを導入しつつある状況。引き続きこのような取組みを注視していく。 ・なお、当省としては、平成20年7月の「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」を受けて改正された個人情報保護法における経済産業分野ガイドラインを踏まえ、経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドラインの改正を行っているところ。	経済産業省
10-2 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 引き続き、クレジット取引関連事業者の責務と役割の論点を含め、産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会での検討を進めるとともに、事業者の取組みを注視する。		

## 5 消費者団体訴訟制度の導入

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
1-1 消費者団体訴訟制度の導入	(平成18年通常国会に法案提出) 一定の消費者団体が、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対し、差止めを求める訴えを提起することを認める制度の導入に向けて、消費者契約法を基本として検討する。	—	<平成17年度～平成18年度実施> 平成18年3月3日に、消費者団体訴訟制度を導入するための「消費者契約法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、平成18年通常国会に提出した。同法律案は5月31日に成立し、6月7日に公布された。	消費者庁
1-2 消費者団体訴訟制度の導入	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成18年度) 政令・府令・審査基準等の整備を進めるとともに、制度をわかりやすく説明した資料の作成や説明会の開催等制度全般の周知・広報に努めるなど、制度の円滑な導入に向けて施行準備を進める。	<平成18年度以降継続的に実施> 平成19年2月16日に、制度の細目である消費者契約法施行規則(内閣府令)、適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインを制定し、平成19年3月27日に適格消費者団体の欠格事由に関する法律を定めた政令を制定した。 また、パンフレット等の啓発資料の作成・配布、東京・大阪におけるシンポジウムの開催(平成18年11月)、47全都道府県での説明会(平成18年12月～平成19年3月)、北海道・埼玉・愛知・京都・岡山・大分における意見交換ミーティング(平成21年2月～同年3月)を実施し、制度の周知広報に努めた。	消費者庁
1-3 消費者団体訴訟制度の導入	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 引き続き制度の周知広報及び説明などを行うほか、制度が濫用・悪用されることのないよう、適格消費者団体の認定及び監督を適切に行うとともに、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、国民生活センター等の有する消費生活相談情報の提供や、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施する。		
2-1 消費者団体訴訟制度の導入	(平成19年までに一定の結論) 独占禁止法及び景品表示法における団体訴権の導入について検討する。	—		<平成19年度実施> ・公正取引委員会は、団体訴訟制度の導入について論点を整理、検討するため、有識者から成る「団体訴訟制度に関する研究会」を平成19年5月から開催し、同年7月12日に報告書を取りまとめて公表した。 <平成21年度実施> ・景品表示法に規定する不当表示について、消費者団体訴訟制度を導入すること等を内容とする「消費者契約法等の一部を改正する法律案」が平成20年3月4日に第169回国会に提出され、同年4月25日に可決・成立(5月2日に公布)し、同21年4月1日に施行された。
2-2 消費者団体訴訟制度の導入	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成19年までに一定の結論) 団体訴訟制度の導入について、消費者契約法及び諸外国の事例を参考にするとともに、引き続き所要の検討を行う。		
2-3 消費者団体訴訟制度の導入	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 団体訴訟制度の導入について、研究会における議論を通じて、平成19年中に一定の結論を得る。		
2-4 消費者団体訴訟制度の導入	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 本改正の施行日は平成21年4月1日とされているところ、景品表示法における消費者団体訴訟制度の運用が円滑に開始されるようにするため、同制度についてのパンフレットの作成、説明会の開催等により、同制度の周知活動を十分に行っていくこととする。 また、消費者契約法に基づく適格消費者団体との懇談会を実施し、景品表示法、消費者団体訴訟の運用状況等について意見交換を実施する。	消費者庁	

## 5 消費者団体訴訟制度の導入

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
3-1 新たに追加する施策	—	<p>【平成18年7月26日の検証時に追加された施策】 (平成18年度) 特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について検討を進める。</p>	<p>&lt;平成18年度～平成20年度実施&gt; ・特定商取引法における訴権の法的性質、差止対象とする違法行為等の範囲や訴権を担う団体の認定方法などの論点について検討するため、特定商取引法における他の改正事項の検討と併せ、産業構造審議会特定商取引小委員会を平成19年3月から合計13回開催し、審議会における検討全体につき最終報告を取りまとめて公表した(平成19年12月10日)。 ・内閣府、法務省、公正取引委員会との間で協議・検討を行い、特定商取引法及び景品表示法に消費者団体訴訟制度を導入すること等を内容とする「消費者契約法等の一部を改正する法律案」を平成20年3月4日に国会に提出し、同法律が成立した(平成20年5月2日公布)。</p>	消費者庁・経済産業省
3-2 新たに追加する施策	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (平成19年度までに一定の結論) 中間整理のパブリックコメントの結果を踏まえ、特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について具体的な検討を進める。</p>		
3-3 新たに追加する施策	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 特定商取引法における消費者団体訴訟制度導入の運用が円滑に開始されるようにするため、同制度の周知活動を十分に行っていくこととする。 また、適格消費者団体との情報共有等を通じて、内閣府における団体の認定・監督等につき連携していくこととする。</p>	<p>&lt;平成21年度実施&gt; 特定商取引法における消費者団体訴訟制度は、指定商品、指定役務制の廃止、訪問販売における再勧誘の禁止、過量販売の契約解除等を内容とする改正特定商取引法の施行日から導入されることとなっているところ、全国各地にて特定商取引法の改正内容に関する説明会を実施</p>	消費者庁・経済産業省

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
1-1 内閣府・文部科学省間の連携の強化	(平成17年に連携の仕組みを構築) 内閣府・文部科学省間では、従来より消費者教育に関して連携がなされていたところであるが、消費者基本法の成立により、消費者政策の基本理念として消費者の権利の尊重とその自立の支援等が明確化されたことから、消費者教育の重要性が高まるとともに、両府省の更なる緊密な連携が必要となっている。 このため、両府省間の連携を強化することにより、消費生活センターと教育委員会との連携強化、「出前講座」実施の専門家育成、消費者教育の基盤整備、消費者教育の体系化についての施策を強力に推進するとともに、地方公共団体等との意見交換、消費者教育の先進事例の普及等を行う。	—	<平成17年度実施> 内閣府及び文部科学省の関係課長を構成員とする「内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会」を開催し(平成17年12月22日)、消費生活相談の現状、消費者教育の現状、消費生活センターと教育委員会との連携強化等について、情報共有、意見交換を実施した。	消費者庁・文部科学省
1-2 内閣府・文部科学省間の連携の強化	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成18年度) 内閣府と文部科学省との間で消費者教育連絡協議会を3回程度開催し、消費者教育の体系化を推進するとともに、都道府県・政令指定都市における消費者担当部局と教育担当部局との連携の進捗状況、進捗がみられた事例等について調査し、その結果を公表する。また、市区町村における当該連携の実態把握に当たる。	<平成18年度以降継続的に実施> 引き続き、内閣府及び文部科学省の関係課長を構成員とする「内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会」を開催し(これまでに7回開催)、消費者教育の体系化推進、地方公共団体等との意見交換について、情報共有、意見交換を実施した。	消費者庁・文部科学省
1-3 内閣府・文部科学省間の連携の強化	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 平成19年度においても、内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会を3回程度開催し、消費生活センターと教育委員会との連携強化、「出前講座」実施の専門家育成、消費者教育の基盤整備、消費者教育の体系化等を議題として開催し、連絡協議会設置への働きかけ、地方公共団体等との意見交換、消費者教育の先進事例の普及等を行いつつ、消費者教育が更に推進されるように取り組んでいく。		消費者庁・文部科学省
2-1 消費生活センターと教育委員会との連携強化	(平成17年度に実施) 消費者教育を推進するために、消費生活センターと教育委員会との連絡協議会を設置するよう都道府県等に対し要請する。連絡協議会では、地域の实情に応じて、消費者問題に関する情報や教材を学校や社会教育施設へ提供するとともに、消費生活相談員をはじめとする外部の専門家の学校や社会教育施設への受け入れの円滑化を図る。	—	<平成17年度実施> 「内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会」において、消費生活センターと教育委員会との連携強化について意見交換を実施した(平成17年12月22日)。これを踏まえ、都道府県・政令指定都市に対して「消費者教育に関する消費生活センターと教育委員会との連携状況についての調査を実施した(平成18年2月13日)。都道府県・政令指定都市に対して「消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について」を発出し、上記連携状況についての調査結果及び参考事例を添付した。	消費者庁・文部科学省
2-2 消費生活センターと教育委員会との連携強化	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成18年度) 内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会において、都道府県・政令指定都市における消費者担当部局と教育担当部局との連携の進捗状況、進捗がみられた事例等について調査し、その結果を公表する。また、市区町村における当該連携の実態把握に当たる。	<平成18年度以降継続的に実施> 平成18年3月31日に各都道府県・政令指定都市に対して「消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について」を発出し、「消費者基本計画」を踏まえた消費者教育を推進するため、消費者担当部局と教育担当部局との連絡協議会の設置を依頼するとともに、消費者担当部局と教育担当部局との連携強化を進める際に参考となるよう、各都道府県・政令指定都市における消費者教育に関する連携状況についての調査結果及び消費者教育の先進事例を示し、消費者教育が更に推進されるように取り組んだ。 文部科学省が教育委員会へ調査した結果、35都道府県、7政令指定都市で連絡協議会の設置が確認された(平成20年12月19日現在)。若者向けのパンフレット配布、学校向けの講師派遣、家庭科研究会などへの講師派遣、社会教育施設への講師派遣、消費者教育教員研修の内容充実を図る等の取組みが見られるなど、各地で消費者教育に関する消費者担当部局と教育担当部局との連携が図られた。	消費者庁・文部科学省
2-3 消費生活センターと教育委員会との連携強化	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 平成19年度においても、内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会を3回程度開催し、消費生活センターと教育委員会との連携強化、「出前講座」実施の専門家育成、消費者教育の基盤整備、消費者教育の体系化等を議題として開催し、連絡協議会設置への働きかけ、地方公共団体等との意見交換、消費者教育の先進事例の普及等を行いつつ、消費者教育が更に推進されるように取り組んでいく。		消費者庁・文部科学省

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
3-1「出前講座」実施の専門家育成	(策定方針について平成19年度までに一定の結論) 国民生活センター及び消費生活センターにおける消費者問題講座修了者が学校や社会教育施設等で専門家として消費者教育を実施できるよう、その育成プログラムを策定する。	—		
3-2「出前講座」実施の専門家育成	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 平成18年度においては、消費者教育の体系化の進捗状況を視野に入れつつ、消費者教育専門家の育成の実施状況について調査するとともに、先進事例を収集し、整理する。	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt; (平成18年度) 請負業務として、請負先に「消費者教育の講師育成に関する実態調査研究会」(委員長:鈴木真由子 大阪教育大学家政教育講座助教授)を設置した。 その後、当該委員会を4回開催し、消費者教育の講師育成に関する実態調査を行うとともに、同調査に基づいて消費者教育の講師・消費者リーダー育成の現状と問題点を整理し、来年度以降、育成プログラムを検討する上での提言を取りまとめた(※1)。 提言内容の骨子は以下のとおり。 ①「国・都道府県・市区町村ごとの役割」を定義する。 ②講座カリキュラム及びカリキュラムガイドラインを策定する。 ③講師育成講座の目的を明確にし、その達成度を把握する。 ④自治体・消費者団体等との連携活動を促進する。</p>	
3-3「出前講座」実施の専門家育成	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 今後、当該報告書(右記※1)に示された方向性を参考としつつ、消費者教育の講師に関する育成プログラムの策定方針について一定の結論を得ることとする。	<p>(平成19年度) 請負業務として、請負先に「消費者教育の総合的推進に関する調査研究会」(座長:円谷峻 明治大学大学院法務研究科教授)を設置した。 その後、当該研究会を6回開催し、消費者教育の講師育成に関する実態調査を行うとともに、同調査に基づいて消費者教育の講師の育成状況を整理し、消費者教育の担い手の育成プログラムを策定した(※2)。また、育成後のフォローアップの仕組みについて検討した。</p> <p>(平成20年度) 請負業務として、以下の事業を実施した。 ① 平成19年度請負調査「消費者教育の総合的推進方策に関する調査研究」の調査結果である市民講師育成プログラムを用いて、市民講師育成講座を企画・実施した。全国の自治体の中から、自治体の実施希望等により6つの自治体(さいたま市・宮城県・奈良県・北海道・神戸市・滋賀県)を選び出し、実施した。 ② 各種アンケート・ヒアリング結果をもとに、市民講師育成プログラムの問題点、改善点について検討した。 ③ ②の結果に基づき、市民講師育成プログラムの改訂案を作成した。</p>	消費者庁・文部科学省・国民生活センター
3-4「出前講座」実施の専門家育成	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 平成20年度においては、当該報告書(右記※2)に示された育成プログラムに基づき講座を実施し、内容について検証する。	<p>・国民生活センターにおいて、平成20年度に内閣府から移管された事業「消費者問題出前講座」を実施し、消費者問題の専門家を全国約1,500箇所に派遣した。</p>	

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-1 消費者教育の基盤整備	(平成17年度以降継続的に教材等を作成する) 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。	—	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt; (平成17年度) ・平成17年度中に、介護ヘルパーや民生委員等を対象に、身近な高齢者を見守る際の注意点等をまとめた啓発資料を作成し、ホームページ上に掲載することを目的に、「高齢者の消費者トラブルに関する資料作成委員会」を4回開催し、具体的検討、啓発資料案の実地検証等を経て、「高齢者の消費者トラブル 見守りガイドブック」(啓発資料)及び、この啓発資料を活用して啓発活動を行う際の「講師用マニュアル」(指導書)を作成し、高齢福祉関係団体、都道府県・市区町村等に配布した。</p> <p>なお、「講師用マニュアル」では、当該啓発資料を使った講座のプランの一例として、ロールプレイングによる体験型学習の実践事例を紹介している。</p> <p>・平成16年度に開催した「経済教育に関する研究会」の中間報告で提案された中学校向け教材案「牛井屋経営シミュレーション」を元に、平成17年度に、モデル教材「牛井屋経営シミュレーション O×家、牛井屋を開店する。」を制作し、中学校において、同教材を活用したモデル授業を実施した他、経済教育サミット(7月)において同教材の配布、霞が関見学デー(8月)において同教材のパネル展示を行った。</p> <p>・「経済教育研究会」において、実際の授業で教材を活用する際の指導方法や、教材により教授される内容と学習指導要領との対応関係を整理した指導計画案の作成を行った。</p>	消費者庁  (以下、同施策の関係省庁が多数ある。)
4-2 消費者教育の基盤整備	—	<p>(平成18年度) ・要望があった地域に講師を派遣する「消費者問題出前講座」(受講者57,000人余り)で、「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」を使用した。</p> <p>・「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」は、冊子として合計60万部配布するとともに、HP上にPDFで公開し、自由にダウンロードできるようにした。また、地域に応じた啓発資料として加工できるよう、同ガイドブックのデータをCD-ROMにして全都道府県・政令指定都市に配布し、市町村や社会福祉協議会、消費者団体には要望に応じて貸与した。</p> <p>・幼児・保護者向け教材「たいせつなおやくそく」は、幼児期における契約・取引領域の消費者教育の目標を踏まえて作成。</p> <p>・障害者向け教材「障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」は、障害者の具体的な消費者トラブルの事例を取り上げながら、周りの方々の気づきのポイントや対処方法を紹介している。</p> <p>・平成17年7月施行の食育基本法に基づき、食育推進会議(会長 内閣総理大臣)において、平成18年度から平成22年度までの5年間で対象とした食育推進基本計画が決定され、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項が定められた。</p>		
4-3 消費者教育の基盤整備	—	<p>(経済教育) 平成17年度においても財団法人日本経済教育センターへの委託において、「経済教育に関する研究会」を開催。教材案については、モデル授業の結果等も踏まえ、リスクの多様化と意思決定との連動の強化、環境問題と企業経営等の新テーマ、教材を活用する教員による解説授業の進め方に関する提言等の面から改善を加え、平成18年度中に報告書を公表予定。</p>	<p>(平成19年度) ・「障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」「たいせつなおやくそく」は、冊子として合計各40万部配布するとともに、HP上にPDFで公開し、自由にダウンロードできるようにした。また、地域に応じた啓発資料として加工できるよう、同ガイドブックのデータをCD-ROMにして全都道府県・政令指定都市に配布し、市町村や社会福祉協議会、消費者団体には要望に応じて貸与した。</p> <p>・障害者及び見守る人を対象とした「消費者問題出前講座」(受講者7,000人余り)で、「障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」を使用した。</p> <p>・教員・講師向け「消費者教育指導ガイドブック」は、教員や消費生活相談員、市民講師などの消費者教育の担い手に対しライフステージ毎に4つの領域に沿って、目標及び教えるべき内容、その指導方法について整理・解説した手引書。</p> <p>・中高生向け「消費者トラブルガイドブック」は、問題となっている30の項目について、消費者トラブルの現状、対処方法等について、3コマ漫画を用いて分かり易く解説した教材。</p>	
4-4 消費者教育の基盤整備	—	<p>(食育) 食育基本法及び平成18年3月に策定した食育推進基本計画に基づき、関係府省が連携しつつ、家庭、学校、地域等、様々な分野において、国民運動として、食育を推進することとしている。</p>	<p>(平成20年度) ・高齢者向け消費者トラブル啓発DVD及びリーフレットの制作は、悪徳商法等による被害が多発している中、消費者被害を未然に防ぐために、悪質商法等の事例や対処方法を周知するための啓発DVDを作成し、消費者トラブルの未然防止を図った。</p> <p>・高齢者向け消費者トラブル啓発DVDを消費者センター等に配布を行った。</p>	
4-4 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 平成19年度に作成した教材は、教育委員会や消費者生活センター、消費者団体等に配布し、広く消費者教育の担い手に届くようにする。また、引き続き教材のデータをCD-ROMとして配布・貸与し、地方公共団体等における教材作成支援としたい。</p> <p>平成20年度においても、関係省庁消費者教育会議における情報共有・調整を踏まえ、引き続き教材等を作成する。</p>		

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-5 消費者教育の基盤整備	—	—	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)大蔵財務協会が作成した「くらしのアドバイス『この商品・あの取引のここに注意!』」(インターネット取引、外国為替証拠金取引、無認可共済、ヤミ金融に対する注意点を記載。)を購入し、全国の財務局等を通じて、老人クラブ、地域の婦人団体等に配布した。</li> <li>・預金保険制度のパンフレットについて、ペイオフ解禁後も預金保険制度に係る誤解等に基づく混乱を来さないことが重要であることから、17年12月にパンフレットを刷新し、全国の財務局等を通じて、全国の地方公共団体、商工会議所、税務署、図書館等へ配布するとともにホームページに掲載した。</li> <li>・金融庁ホームページ「一般のみなさんへ」において、一般の消費者向けに、「いわゆるファンドについて～ファンド投資に関する注意～」(H17.8)</li> <li>「あなたのキャッシュカードが狙われています」(H17.10)</li> <li>「金融機関を装ったCD-ROMの配布事例について」(H17.11)</li> <li>「未公開株購入の勧誘にご注意～一般投資家への注意喚起～」(H17.11)</li> <li>「『保険契約にあたっての手引』について」(H18.1)等の情報を提供した。</li> <li>・18年9月、同月公布、19年1月施行の改正本人確認法について、ポイントを解説したポスターを作成し、全国の預金取扱金融機関、地方公共団体および財務局・財務事務所に配布した。</li> <li>・18年9月、同年6月に成立した金融商品取引法について解説したパンフレット「新しい金融商品取引法制について」を作成し、財務局・財務事務所を通じて地方公共団体等に配布した。</li> <li>・19年3月学習指導要領に対応した中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」(中学生向けパンフレット、高校生向けパソコンソフト)を改訂し、事業の展開例などを掲載した中学用、高校用の2種類の教師用指導マニュアルを作成するとともに、全国の中学・高校に配布した。21年度も授業等で活用要望のある中学校・高等学校に配布を行う。</li> <li>・19年2月に「はじめての金融ガイド」を改訂しホームページに掲載するとともに、高等学校や大学、広く一般に配付した。さらに、20年3月に「はじめての金融ガイド」DVD版と講師用指導マニュアルを作成し、全国の地方公共団体、大学、高等学校等に広く配布を行った。21年度も配布要望に応じ、地方公共団体、高校、大学等に配布を行う。</li> <li>・19年9月、多重債務者の発生予防を目的に、借金問題を分かりやすく解説したリーフレット「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」を文部科学省と共同で作成し、全国の地方公共団体、大学・短大・高専、高等学校等に広く配布を行った。21年度も配布要望に応じ、地方公共団体、高校、大学等に配布を行う。</li> <li>・財務局・財務事務所において、学校教員向け研修を開催し、「はじめての金融ガイド」、「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」及び「わたしたちの生活と金融の働き」の活用を促した。</li> </ul>	金融庁
4-6 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「2006年 新・くらしのアドバイス『この商品・あの取引のここに注意!』」については、各財務局等を通じ、老人クラブ、地域の婦人団体等に配布する予定。</li> <li>・平成18年度作成予定の啓発資料等について引き続き検討を行う。</li> <li>・金融審議会や貸金業懇談会の報告等で金融経済教育の重要性が強調されており、今後とも金融経済教育に積極的に取り組む。</li> <li>・金融広報中央委員会が実施している「金融教育プログラムの策定」に協力する等金融広報中央委員会と連携して金融経済教育に取り組む。</li> </ul>		
4-7 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、消費者問題の変化に即したパンフレット等を作成していく。</li> <li>・学校教育向けの副教材・パンフレットについては、学校での活用を促進するため、先生を対象として研修を実施する。</li> </ul>		
4-8 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、消費者問題の変化に即したパンフレット等を作成していく。</li> <li>・平成20年度3月に作成したDVD教材及び「はじめての金融ガイド」講師用指導マニュアルを活用して、「はじめての金融ガイド」の一層の普及に努めていく。</li> <li>・また、引き続き、活用要望のある団体に対して、金融庁作成教材の無償配布を行っていく。</li> </ul>		

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁	
4-9 消費者教育の基盤整備	<p>&lt;4-1の再掲&gt; (平成17年度以降継続的に教材等を作成する) 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。</p>	—	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt; ・以下の4種類のパンフレットの配布により、独占禁止法、景品表示法等の普及・啓発に努めた ①だから安心！景品表示法 ②よくわかる景品表示法と公正競争規約 ③しっかりチェック！有料老人ホームに関する表示 ④わたしたちの暮らしと市場経済 ・以下の2種類のDVDの各方面への配布、各種説明会等での上映により、独占禁止法、景品表示法等の普及・啓発に努めた。 ①消費者の強い味方ー景品表示法と公正競争規約ー ②公正で自由な競争を目指して ・景品表示法等PR用パンフレットに景品表示法のコーナーのURLを記載するなどして周知を図るとともに、必要に応じて速やかに内容の見直しを行い、一層の利用促進、利便性の向上を図った。 ・中学校への出前授業については、生徒・教師に対するアンケート結果を踏まえ、より分かりやすい授業を実施していった。</p>	消費者庁・公正取引委員会	
4-10 消費者教育の基盤整備	<p>—</p>	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 ・引き続き、4種類のパンフレット(右記①～④のパンフレット)の配布により、独占禁止法、景品表示法等の普及・啓発に努める。 ・引き続き、DVDの各方面への配布、各種説明会等での上映により、独占禁止法、景品表示法等の普及・啓発に努める。 ・景品表示法等PR用パンフレットに景品表示法のコーナーのURLを記載するなどして周知を図るとともに、必要に応じて速やかに内容の見直しを行い、一層の利用促進、利便性の向上を図る。 ・中学校への出前授業については、生徒・教師に対するアンケート結果を踏まえ、より分かりやすい授業を実施していく。</p>			
4-11 消費者教育の基盤整備	<p>&lt;4-1の再掲&gt; (平成17年度以降継続的に教材等を作成する) 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。</p>	—			
4-12 消費者教育の基盤整備	<p>—</p>	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 平成19年度は、開発したプログラムを公開するとともに、メディアリテラシーの育成を行うNPO等への普及や、通信業界や総務省が協力し文部科学省と連携して開催している「e-ネットキャラバン」等により広く普及を図り、全国的にICTメディアリテラシーの向上を促進する。また、ICTメディアの最新状況を踏まえて、インターネット補助教材の更新を行う。さらに、本プログラム使用団体の協力を得て、プログラム導入前後のメディアリテラシーやそれに基づく行動の変化を調査・分析し、効果の検証を行い、プログラムのさらなる向上を図る。</p>			総務省
4-13 消費者教育の基盤整備	<p>—</p>	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 平成20年度は、有識者の協力を得つつ更なる普及の方策を検討するとともに、利用の状況等を踏まえて本プログラムの更なる内容の充実と普及を図ることとしている。</p>			

6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-14 消費者教育の基盤整備	<p>&lt;4-1の再掲&gt; (平成17年度以降継続的に教材等を作成する) 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。</p>	—		
4-15 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 この教材を活用した授業実践の拡充を図るため、学校教員や教育関係者への周知広報及び普及活動、教材の狙いなどを分かりやすくしたQ&amp;Aの作成・公表を予定している。</p> <p>「私法と消費者保護」を含む法教育教材を用いた学習を通じて、私的自治の原則や法と深く関わりのある消費者保護の問題に対する認識・理解が深まることとなる。これにより、将来にわたり、自律的かつ責任ある主体として日常生活において十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養い、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図ることができるようになるものと期待されるところであり、今後とも、法教育の普及充実に努めてまいりたい。</p> <p>〔指導書等の普及〕 複数の学校、教育機関等の協力を得ながら、法教育教材に基づいた教育活動の普及定着に更に力を注ぐこととしている。</p> <p>また、平成17年5月に発足させた法教育推進協議会において、学校教育における法教育の位置づけ等について検討するとともに、授業の実践状況を検証し、その結果を踏まえつつ、授業を行う教員等向けのQ&amp;Aを作成・公表し、普及の強化を図る予定である。</p> <p>さらに、法教育授業の実践を撮影し、実践方法を分かりやすく編集加工したDVDを作成して、学校、教育機関、教育関係者等に配布する。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt; 以下のとおり、学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布した。</p> <p>①平成18年度 ・法教育について、学校教員や教育関係者への周知広報及び普及活動、教材の狙いなどを分かりやすくしたQ&amp;Aを作成し、平成19年3月に公表した。</p> <p>②平成19年度 ・法教育授業の実践を撮影し、実践方法を分かりやすく編集加工したDVDを作成し、平成20年2月、学校、教育機関、教育関係者等に配布した。</p> <p>③平成20年度 ・法教育推進協議会のもとに「私法分野教育検討部会」及び「小学校教材作成部会」を設置し、法教育の在り方や教材の作成について検討し、「私法と消費者保護」を含む法教育教材を平成21年5月に公表した。</p>	法務省
4-16 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 「私法と消費者保護」を含む法教育教材を用いた学習を通じて、自律的かつ責任ある主体として、日常生活において十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養い、紛争に巻き込まれないための備えを行うとともに、紛争に巻き込まれた場合には法やルールにのっとった適正な解決を図ることができるようになるものと期待されるところであり、学校、教育機関等の協力を得ながら、法教育教材に基づいた法教育の普及定着に努める。</p>		
4-17 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 私法分野における法教育とその教材の在り方や、子どもの成長や発達過程に配慮した法教育の具体的な在り方について重点的に検討するため、法教育推進協議会のもとに、「私法分野教育検討部会」及び「小学校教材作成部会」を設置し、更なる法教育の推進を図る。</p>		

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-18 消費者教育の基盤整備	<p>&lt;4-1の再掲&gt; (平成17年度以降継続的に教材等を作成する) 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。</p>	—	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt; 教育委員会及び学校教育関係者等に対し、各種会議において消費者教育ポータルサイト(消費者庁HP)や各府省庁で作成した教材等の周知を行い、活用を促している。</p>	文部科学省
4-19 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 平成18年度においては作成した教材及びその指導書を活用した講座等の実施を呼びかけるなど、引き続き消費者教育の基盤整備に努めるものとする。</p>	<p>&lt;平成17年度実施&gt; 高齢者向けの消費者教育教材「悪質商法撃退マニュアル」及びその指導書を作成し、教育委員会や社会教育施設等に配布し活用を促した。</p>	
4-20 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 ・平成18年度においては、小学校6年生全員に配付したところであるが、自治体や団体等による取組で活用。 ・本リーフレットは広く国民に利用してもらうため、文部科学省HPに掲載して利用できるようになっており、問い合わせがあった場合はURLを情報提供するなどその利用促進に努めている。また、その利用目的や利用枚数等については報告するよう依頼している。 ・教科書以外の有益適切な教材については、各学校で適宜使用できることとされている。消費者教育に関する教材等の情報提供の在り方については、内閣府と協力しながら検討してまいりたい。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt; 架空請求やクリック詐欺などの有害情報を通じた事件・事故に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、架空請求に関して注意を促したり、フィルタリングの利用を促進する普及啓発資料「ちょっと待って、ケータイ」を平成18年度から毎年度、全国の小学校6年生(約120万人)全員に配布した。リーフレットは文部科学省HPに掲載して利用できるようになっており、自治体や団体等においては、教職員、保護者、生徒等を対象とした研修等で本リーフレットが資料として活用されている。</p>	
4-21 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 ・「社会にはばたこうとしている皆さんに」については、今後全国的な会議においてリーフレットを配布するとともに、HPを周知し、活用を促す。 ・「ちょっと待って、ケータイ」は、文部科学省HPに掲載して利用できるようになっており、URLを情報提供するなどその利用促進に努める。 自治体や団体等においては、教職員、保護者、生徒等を対象とした研修等で本リーフレットが資料として活用されている。</p>	<p>&lt;平成19年度実施&gt; 金融庁と連携し、借金の問題を分かりやすく解説したリーフレット(「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」)を作成した。作成したリーフレットは、金融庁と連名で全国の高校(約6,000校)へ送付し、各学校のホームルーム活動等において、借金に関する問題が取り上げられるよう促した。</p>	

6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-22 消費者教育の基盤整備	<4-1の再掲> (平成17年度以降継続的に教材等を作成する) 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。	—	<p>&lt;平成20年度までの実施状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康食品や医薬品、化粧品、医療機器等の輸入に係る規制や注意事項を取りまとめ広く国民に周知することにより、健康被害等の防止を図ることを目的として、パンフレット「健康食品や医薬品、化粧品、医療機器等を海外から購入しようとする方へ」を作成し、税関、都道府県その他関係機関に提供している。</li> <li>厚生労働省ホームページ内に「食品安全情報」(<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html</a>)のページを設け、報道発表資料、食品の安全に関するQ&amp;A、消費者向け情報などを掲載し、情報提供を行っている。</li> </ul>	厚生労働省
4-23 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】</p> <p>引き続き、地方自治体、関係団体等からの情報収集に努め、必要に応じた教材及びパンフレットの作成やホームページの充実化を図っていくこととする。</p>		
4-24 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <p>引き続き、地方自治体、関係団体等からの情報収集に努め、必要に応じた教材及びパンフレットの作成やホームページの充実化を図っていくこととする。</p>		
4-25 消費者教育の基盤整備	<4-1の再掲> (平成17年度以降継続的に教材等を作成する) 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。	—		
4-26 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】</p> <p>平成19年度においても新たなコンテンツを作成し、順次掲載していくほか、ホームページを再構成したテキストブックを作成し、消費者の方へ配布することとしている。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全や「食生活と健康」について、消費者の方へわかりやすい情報を提供するため、平成18年4月に掲載すべき内容等について検討を開始し、同年7月、農林水産省ホームページ内に「安全で健やかな食生活を送るために」のタイトルでウェブサイトを設け、以下のコンテンツを作成し、消費者の方へのわかりやすい情報の提供を開始。</li> <li>「食中毒から身を守るには」(平成18年7月)</li> <li>「食品のかしこい選びかた」(平成18年10月)</li> <li>「食品のかしこい扱いかた」(平成18年10月)</li> <li>「表示のかしこい見かた」(平成18年10月)</li> <li>「健やかな食生活のために」(平成20年2月)</li> <li>「農薬について知りたい方へ」(平成20年8月)</li> </ul> <p>・平成19年度以降、ホームページを再構成したテキストブックの作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「食品のかしこい選びかた・扱いかた ～卵・肉・魚編～」(平成19年9月)</li> <li>「食品のかしこい選びかた・扱いかた ～野菜・くだもの編～」(平成19年9月)</li> <li>「食中毒から身を守るには」(平成19年9月)</li> <li>「健康な毎日を過ごすために」(平成21年3月)</li> </ul>	農林水産省
4-27 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <p>平成20年度においても新たなコンテンツを作成し、ウェブサイトへ順次掲載し、消費者の方へ情報提供を行うこととしている。</p>		

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-28 消費者教育の基盤整備	<p>&lt;4-1の再掲&gt; (平成17年度以降継続的に教材等を作成する) 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。</p>	—		経済産業省
4-29 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 教育・啓発・情報提供の対象と手法の関係の整理、効率的な頒布方法の在り方につき考慮しつつ、平成18年度作成予定の教育・啓発資料等について引き続き検討を行っていく。</p>		
4-30 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 平成19年度においても引き続き、消費者トラブル被害を防止するために、インターネット等を通じた情報提供等を行い、トラブルの未然防止、再発防止を図っていく。</p>		
4-31 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 平成20年度においても引き続き、消費者トラブルを防止するために、インターネット等を通じた情報提供等を行い、トラブルの未然防止、再発防止を図っていく。</p>		

6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-32 消費者教育の基盤整備	<p>&lt;4-1の再掲&gt; (平成17年度以降継続的に教材等を作成する) 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。</p>	—		
4-33 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 「我が家の環境大臣事業」については、平成18年度に、平成17年度検討委員会の検討結果等を踏まえ、ウェブサイトのリニューアルを行う予定。情報誌「P-eco」については、今年度も年2回程度の作成を行うほか、「えこ帳」については、昨年度から引き続き利用する者に向けて、上級者版を作成して配布する予定。環境学習CD-Rの情報は今後徐々に環境学習データベースに移行し、環境学習データベースは今後内容を充実させていく予定。 平成18年度以降も引き続き各種リサイクル法の普及啓発活動を実施。特に容器包装リサイクル制度の見直しを踏まえた、容器包装の3Rに関する普及啓発事業を実施。</p>	<p>&lt;平成14年度以降継続的に実施&gt; WEBマガジン「リ・スタイル(Re-Style)」を定期的に発行し、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するためには日常生活においてできることや、環境にやさしいライフスタイルについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図っている。</p> <p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt; 容器包装廃棄物の3Rの推進に資する活動の奨励・普及を図るため、優れた取組を行っている市民団体、NPO、学校、地方公共団体、事業者などに対して、環境大臣賞を授与することを通じ、3R推進の奨励を図るとともに、優れた取組を広く紹介することにより3R推進の普及を図っている。 また、容器包装廃棄物の3Rに関する地域の各主体の連携によるトップランナー的な取組について、その効果を検証し発信することで、全国的な取組を推進することを目的として、平成18年度より「地域における容器包装廃棄物3R推進モデル事業」を実施している。</p>	環境省
4-34 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 ・「我が家の環境大臣事業」については、平成19年度に、利用者の増加を踏まえ、ウェブサイトのリニューアルやモバイルサイトの新設により、環境情報や環境教材の提供を行う予定。環境学習CD-Rの情報は今後徐々に環境学習データベースに移行し、環境学習データベースは今後内容を充実させていく予定。平成19年度以降も引き続き各種リサイクル法の普及啓発活動を実施。特に昨年改正した容器包装リサイクル法に基づいた容器包装廃棄物の3Rに関する普及啓発や、食品リサイクル制度の見直しを踏まえた、食品廃棄物の発生抑制や再生利用に関する普及啓発を進める。 ・平成19年度も、関係省庁会議での連携のもと、引き続き教材等を作成。</p>	<p>&lt;平成19年度以降継続的に実施&gt; 食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰(「食品リサイクル推進環境大臣賞」)し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図っている。</p> <p>&lt;平成20年度に実施&gt; 各種リサイクル法の普及啓発のため、ポスターやパンフレット等を作成し、一般国民・関係機関に配布。</p> <p>&lt;平成21年度以降継続的に実施&gt; 「我が家の環境大臣事業」については、利用者の大幅な増加を踏まえ、ウェブサイトのモバイルサイトのリニューアルを行い、環境家計簿をはじめとする環境情報の提供を継続していく。環境学習データベースは、新しいコンテンツの追加など内容を充実させていく。</p>	環境省
4-35 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 「我が家の環境大臣事業」については、平成20年度に、利用者の増加を踏まえ、ウェブサイト及びモバイルサイトのリニューアルを行い、環境家計簿をはじめとする環境情報の提供を行う予定。環境学習データベースは今後内容を充実させていく予定。平成20年度以降も引き続き各種リサイクル法の普及啓発活動を実施。特に容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の3Rに関する普及啓発や、昨年改正した食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の発生抑制や再生利用に関する普及啓発を進める。</p>		

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-36 消費者教育の基盤整備	<p>&lt;4-1の再掲&gt; (平成17年度以降継続的に教材等を作成する) 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。</p>	—	<p>&lt;昭和47年以降継続的に実施&gt; ・「くらしの豆知識」を作成し、消費者情報の普及を図った。 &lt;昭和52年以降継続的に実施&gt; ・啓発用リーフレット(高齢者編、若者編)を作成し、全国の消費生活センターや高等学校へ配布した。</p>	国民生活センター
4-37 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 ・平成18年度においても「2007年版くらしの豆知識」「啓発用リーフレット」高齢者編および若者編を作成の予定。</p>		
4-38 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 ・平成18年度においても「2007年版くらしの豆知識」「啓発用リーフレット」高齢者編および若者編を作成の予定。</p>		
4-39 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 平成20年度においても「2009年版くらしの豆知識」および高齢者編、若者編の「啓発用リーフレット」2種を作成予定。</p>		

6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-40 消費者教育の基盤整備	<p>&lt;4-1の再掲&gt; (平成17年度以降継続的に教材等を作成する) 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。</p>	<p>—</p>		
4-41 消費者教育の基盤整備	<p>—</p>	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 □平成18年度作成『金融教育プログラム』引き続き追加請求に対応するほか、全国の教育委員会を訪問し、教員研修などを通じた『金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—』の活用促進への協力を依頼する。また、当該プログラムの趣旨を生かした教員対象セミナーを開催する。 □平成19年度改訂：多重債務防止のための高校生向け教材『きみはリッチ？』および高校生向け教材『これであなたもひとり立ち』 全国の中学校・高等学校・大学で活用されている『きみはリッチ？』、『これであなたもひとり立ち』(生徒用教材ならびに教師用指導書)の改訂を実施予定。 □平成19年度作成：児童・保護者向け教材 今後は、児童・保護者向け教材や学校における実践事例集等の作成を予定。 □平成19年度作成：一般消費者向けパンフレット 金融商品取引法施行、金融商品販売法施行令の改正を踏まえ、「金融商品の勧誘・契約に関する基礎知識、留意事項」を纏めた一般消費者向けパンフレットを作成予定。 □平成19年度改訂：一般消費者向け『通信講座』教材の年次改訂 一般消費者向けの「くらしに身近な金融講座」教材を改訂。受講対象者5千人。 □平成20年度作成：学校における実践事例集 平成17年度に作成した『金融教育ガイドブック—学校における実践事例集—』の続編の作成を予定。</p>	<p>&lt;平成17年度以降継続的に教材等を作成&gt; □平成18年度作成『金融教育プログラム』：学校における体系的な進め方や年齢層別の内容を整理した、『金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—』を作成し、金融広報中央委員会のHPに掲載、全国の学校等に配付。追加請求に応じるとともに、平成19年度に全国の教育委員会を訪問し、同書の活用促進への協力を依頼した。また、当該プログラムの趣旨を活かした教員対象セミナーを開催した。 □平成19年度改訂『きみはリッチ？』および高校生向け教材『これであなたもひとり立ち』：全国の中学校・高等学校・大学で活用されている『きみはリッチ？』(多重債務防止のための教材)、『これであなたもひとり立ち』(生徒用教材および教師用指導書)を改訂した。 □平成19年度作成「はやわかり金融商品取引法&amp;金融商品販売法」(一般消費者向けパンフレット) □平成19年度改訂「金融商品の保護」、「多重債務に陥らないために」(同上) □平成19年度作成「おかねのね」(児童・保護者向けウェブ教材) □平成20年度作成『はじめての金融教育—ワークシート付き入門ガイドと実践事例集—』：平成16年度に作成した『金融教育ガイドブック—学校における実践事例集—』の続編として、金融教育の優れた実践事例集を作成。なお、その際、はじめて金融教育に取り組む教員にとって使いやすいよう、実践者へのインタビュー、Q&amp;Aを掲載するほか、ワークシートについてそのままコピーできる小冊子を挟み込むとともに、金融広報中央委員会HPには、利用者が自由に加工できるワークシートのファイルを掲載した。また、同書の内容を活かした教員対象セミナーを開催した。 □平成17年度～20年度改訂『通信教育教材』(一般消費者向け：年次改訂)、『金融商品なんでも百科』(同：隔年改訂)</p>	<p>金融広報中央委員会</p>
4-42 消費者教育の基盤整備	<p>—</p>	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 ・平成19年度作成児童・保護者向け教材「おかねのね」新聞等への広告を実施し、平成20年3月に公表した児童・保護者向け教材「おかねのね」の周知に努める。 ・平成20年度作成：学校における実践事例集 平成17年度に作成した「金融教育ガイドブック—学校における実践事例集—」の続編を作成する。その際、新たに金融教育に取り組む教員に利用しやすい入門ガイド的な内容を加味する予定。 ・平成20年度改定：「金融商品なんでも百科」 金融商品や金融機関の選び方や主な金融商品の概要を紹介した冊子を、最新の金融商品および金融制度に即して改訂の上、発行予定。 ・平成20年度改訂：「通信教育」教材の年次改訂</p>		

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-43 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成18年度以降継続的に実施) ・消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。</p>		
4-44 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 平成19年度においても、「関係省庁消費者教育会議」を3回程度適切な時期に開催し、引き続き、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整等を実施することにより、教材等を計画的・効果的に整えていくこととする。 また、「消費者教育ポータルサイトの基本方針案」に基づき、先駆的に取組むことができる事項について試行するものとする。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt; 消費者教育の教材等を計画的・効果的に整えていくため、16消費者庁等を構成員とする「関係省庁消費者教育会議」を以下のとおり平成18年度以降、継続的に開催した。 ①平成18年度 ・関係団体等から、消費者教育の教材例、教材制作の現状等を情報収集するとともに、関係省庁等が作成した教材の紹介等を行い、関係省庁間における情報の共有・調整を図った。 ・消費者教育ポータルサイトの基本方針案を決定した。 ②平成19年度 ・各省庁等間で消費者教育用教材の作成状況、消費者教育の体系からみた教材について意見交換や情報共有を行い、幼児期における教材が不足していることを確認した。 ・平成20年度消費者教育関係予算について情報共有や意見交換を行った。また、消費者教育ポータルサイト(試行版)の作成を確認するとともに、関係団体から消費者教育教材表彰について情報収集を行った。 ③平成20年度 ・平成20年4月より消費者教育ポータルサイト(試行版)の運用を開始した。 ・消費者教育ポータルサイトの構築に際し、情報の管理、情報の提供及び運営体制等の具体的内容について検討し、実際の運営に資することを目的として「消費者教育ポータルサイトの運用に関する調査研究報告書」を取りまとめ、その報告及び今後の運用方針案等について検討を行った。 ・各省庁等間において、平成20年度作成予定の教材についての報告を行った。</p>	<p>消費者庁・文部科学省・内閣官房・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省・国民生活センター・金融広報中央委員会、公正取引委員会、警察庁、財務省、国土交通省</p>
4-45 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 平成20年度においても、「関係省庁消費者教育会議」を3回程度適切な時期に開催し、引き続き、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整等を実施することにより、教材等を計画的・効果的に整えていくこととする。</p>		

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
5-1 消費者教育の基盤整備	—	—	<p>&lt;平成18年度実施&gt; 有識者6名からなる研究会を5回開催し、教材利用者側と教材作成者側の現状とニーズ及び国内の教育関連のポータルサイトに関する先駆的事例の調査等を実施した。教材利用者や作成者の現状とニーズの調査は、平成18年11月から12月にかけて教材利用者や作成者約1700人(団体を含む)にアンケート用紙を送付し、357人から回答を得た。国内の教育関連のポータルサイトに関する先駆的事例調査は、各省庁、消費生活センター、教育委員会等が運営しているサイトを対象に、今後に向けて参考となる特に先駆的な事例を収集し、分析を行った。これらを踏まえ、消費者教育ポータルサイトの基本方針案について報告書を取りまとめ、平成19年3月30日に開催された関係省庁消費者教育会議第2回会合において「消費者教育ポータルサイトの基本方針案」として合意された。</p>	消費者庁・文部科学省・関係省庁
5-2 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 ポータルサイト構築の基本方針について、消費者教育や情報通信技術の専門家を交えた調査研究会において、消費者教育の体系化の進捗状況を視野に入れつつ、利用者にとっての利便性といった論点も含め検討する。</p>	<p>&lt;平成19年度実施&gt; 有識者6名で構成する委員会を設置し、消費者教育ポータルサイトの本格的な運用開始に向けて、平成18年度に策定した「消費者教育ポータルサイトの基本方針案」をもとに、掲載情報の収集方法、掲載情報の選定方法等、消費者教育ポータルサイトの運用に関する具体的内容について検討を行い、「消費者教育ポータルサイトの運用に関する調査研究報告書」を取りまとめ、試行版を稼働した。 引き続き、消費者教育ポータルサイトの本格版の稼働に向けて準備をしているところであり、既にプログラムのシステム構築は済んでいるため、掲載の方法等を詰めている段階である。</p>	消費者庁・文部科学省・内閣官房・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省・国民生活センター・金融広報中央委員会
5-3 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 平成19年度においては、「消費者教育ポータルサイトの基本方針案」に基づき、先駆的に取組むことができる事項について試行するものとし、その際、財団法人消費者教育支援センターや金融広報中央委員会等の協力を得ることとする。</p>	<p>&lt;平成19年度実施&gt; 引き続き、消費者教育ポータルサイトの本格版の稼働に向けて準備をしているところであり、既にプログラムのシステム構築は済んでいるため、掲載の方法等を詰めている段階である。</p>	消費者庁・文部科学省・内閣官房・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省・国民生活センター・金融広報中央委員会
5-4 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 平成20年度においては、講師育成プログラムを用いた講師育成講座を実施、その有効性の検証を行う。また、消費者教育における連携の検討結果を踏まえ、国、地方公共団体の消費者担当部局、同教育委員会、消費者団体等との連携を図っていく。消費者教育ポータルサイトについては、消費者教育ポータルサイト基本方針案及び運用方針案を踏まえ、掲載データの検討・収集を行うほか、システム構築を実施するものである。</p>	<p>&lt;平成20年度実施&gt; ・市民講師育成プログラムを用いて講師育成講座を企画し・実施し、講師の育成を図ることを目的として、実施希望があった6自治体について講座を実施した。併せて、その効果を検証するため、受講生を対象としたアンケート、実施自治体及び講師へのヒアリング、全国の都道府県・政令指定都市を対象としたアンケートを実施し、「市民講座育成講座の開催及び育成プログラムの検証報告書」を取りまとめた。 ・内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会の会合(平成20年12月19日)において、小・中・高等学校における消費者教育の現状に係る情報交換を行った。 ・消費者教育ポータルサイトについては、既にプログラムのシステム構築が済み、今後の本格版の稼働に向けて、掲載の構成・内容・表現・方法を詰めている段階である。</p>	消費者庁・文部科学省・内閣官房・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省・国民生活センター・金融広報中央委員会
5-5 消費者教育の基盤整備	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 平成20年度においては、「消費者教育ポータルサイト(試行版)」の効果を検証しつつ、「消費者教育ポータルサイト」のシステム構築を行う。 教材が不足しているライフステージ、領域について、関係省庁においては積極的に作成していく。</p>	<p>&lt;平成20年度以降継続的に実施&gt; 消費者教育ポータルサイトの基本的機能を備えたシステム構築を行うとともに、当該ポータルサイトに掲載するための教材等のコンテンツを関係省庁等から収集し、掲載データを作成した。 (例:「教員・講師のための消費者教育ティーチングガイド」(内閣府)、「安全で健やかな食生活を送るには～家庭にできること～」のコンテンツ追加(農林水産省)、「くらしの豆知識2010年版」(国民生活センター))</p>	消費者庁・文部科学省・内閣官房・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省・国民生活センター・金融広報中央委員会

## 6 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
6-1 消費者教育の体系化	(平成19年度までに一定の結論) 消費者教育を幅広く、かつ、効率的・効果的に実施していくために、広く関係機関の協力を得て、消費者教育の体系化を図り、これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。	—		
6-2 消費者教育の体系化	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 平成18年度においては、今次の報告書を踏まえ、各ライフステージにおける目標を達成するため、具体的にどのような場でどのような内容の消費者教育を実施していくのかについて検討を進める。	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <p>①平成18年度 平成17年度の調査を受け、7名の有識者から構成された消費者教育の総合的推進に関する調査研究会において、各ライフステージごとの消費者教育の現状・課題、学習内容、学習の機会と学習支援者の現状と将来像、推進方策を中心に検討し、消費者教育の総合的推進の方向性として、「教材・プログラムの充実と開発方法の深化」「学習支援者(教育の担い手)への支援の充実」「組織と人材のコーディネートの実現と強化」という3つの推進策を提示する「消費者教育の総合的推進に関する調査研究報告書」を取りまとめた。</p> <p>②平成19年度 平成18年度の検討結果を踏まえ、7名の有識者から構成された消費者教育の総合的推進に関する調査研究会において、消費者教育を推進するために、教育の担い手育成を支援するための方策、教育を実施する際に必要となる教材、それらを有機的に結びつける組織間の連携・協力の仕組みの充実について、アンケート及びヒアリング結果をもとに具体的な検討を行い、「消費者教育の総合的推進方策に関する調査研究報告書」を取りまとめた。</p> <p>③平成20年度 消費者市民教育を推進するための指針を作成するために、請負事業として、諸外国における消費者市民教育の現状を把握し、今後の我が国の消費者市民教育の推進に役立てることを目的として海外における消費者市民教育の実情調査を実施し、「消費者市民教育に関する諸外国の現状調査報告書」を取りまとめた。</p>	消費者庁・文部科学省・関係省庁・国民生活センター
6-3 消費者教育の体系化	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 平成19年度においては、前年度における消費者教育の体系化の検討結果や消費者教育専門家の育成の実施状況の調査結果等に基づき、消費者教育の推進方策の更なる具体化のための検討を行い一定の結論を得ることとする。		
6-4 消費者教育の体系化	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 平成20年度においては、前年度における消費者教育の総合的推進方策についての検討結果や消費者教育の担い手の育成プログラムの内容についての検証を行い、適宜、より効果的な消費者教育の実施のための検討を行う。		

7 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
1-1 消費者によるCO2削減に向けた環境配慮行動を呼びかける「国民運動」の展開	(平成17年度より実施) 地球温暖化防止のため、消費者のライフスタイルの転換を促進することを目的とした集中的なキャンペーンや普及啓発・広報活動を行う。	—		
1-2 消費者によるCO2削減に向けた環境配慮行動を呼びかける「国民運動」の展開	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成18年度以降継続的に実施) 地球温暖化防止のための行動を呼び掛ける国民運動「チーム・マイナス6%」の定着に向けて、市民団体や地方公共団体との連携を強化する。 ・今後は、単にチーム作りから、チームを活かした取組の活発化の段階に進むことで、各省庁や経済界を始めとする各界各層と連携し、国民一人一人の具体的な温暖化防止行動の実践を更に促進していく。	<平成17年度以降継続的に実施> ・2005年4月にチーム・マイナス6%の活動を開始して以来、チーム員として登録している企業・団体が32,671団体、個人3,148,785人を数え、企業・団体及び個人の様々な活動をとおして、地球温暖化防止行動の実践を促進している。 <平成21年度実施> ・市民団体等の温暖化防止活動の広報面をサポートする「地球温暖化防止に係る国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業」を実施した。本連携支援事業については、公募により寄せられた121件の中から15件を採択・実施し、当該地域の地球温暖化防止活動の実施を促した。 <平成21年度実施> ・地方公共団体等に対して、身近な温暖化防止活動の工夫についてそのまま市民に提供できる素材を、電子ニュースレターとして定期的に配信した。本ニュースレターは好評を得ており、国と地方が一体となって温暖化防止に関する取組を促進した。	環境省・関係省庁
1-3 消費者によるCO2削減に向けた環境配慮行動を呼びかける「国民運動」の展開	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (平成19年度以降継続的に実施) 地球温暖化防止のための行動を呼び掛ける国民運動「チーム・マイナス6%」の定着に向けて、引き続き、市民団体や地方公共団体及び経済界を始めとする各界各層と連携し、国民一人ひとりの具体的な温暖化防止行動の実践を、更に促進する。		

7 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
2-1 循環型社会に向けた3Rの普及啓発	(平成17年度より実施) 平成17年4月に開催される3Rイニシアティブ関係会合の結果も踏まえ、ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)を呼びかける普及啓発を重点的に実施する。	—	<p>&lt;平成13年度以降継続的に実施&gt; 平成12年に成立した循環型社会形成推進基本法第14条で義務づけられた年次報告書(循環型社会白書)を毎年作成。 (平成18年版より環境・循環型社会白書、平成21年版より環境・循環型社会・生物多様性白書)</p> <p>&lt;平成14年度以降継続的に実施&gt; WEBマガジン「リ・スタイル(Re-Style)」を定期的に発行し、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するためには日常生活においてできることや、環境にやさしいライフスタイルについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図っている。</p> <p>&lt;平成14年度以降継続的に実施&gt; 平成14年以降、ごみゼロ推進全国大会を開催し、3Rの取組を通じて循環型社会の構築を推進してきた。平成18年度以降は、ごみゼロ推進全国大会を「3R推進全国大会」と改称し、毎年10月の3R推進月間に合わせて、引き続き開催しているところ。本大会では、全国7ブロックにおいて地方環境事務所が主催する地方大会との連携を図りつつ、国民・事業者・行政が一堂に会し、循環型社会形成に関するそれぞれの知識や経験を交換するとともに、参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供している。 (開催実績(平成21年度は予定))</p>	
2-2 循環型社会に向けた3Rの普及啓発	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成18年度以降継続的に実施する) ・ごみゼロ全国大会や地方大会を継続して開催することにより、様々な取り組みや意識改革を促すこととする予定。 ・引き続き各種リサイクル法の普及啓発活動を実施。 ・特に容器包装リサイクル制度の見直しを踏まえた、容器包装の3Rに関する普及啓発事業を実施。</p>	<p>平成18年度 愛知県 平成19年度 北九州市 平成20年度 山形県 平成21年度 千葉市</p> <p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt; マイバッグを持参する、過剰包装を避ける、詰め替え商品を選ぶ等の行動がごみの減量化につながるように、日常の買い物と環境問題は密接に関係していることから、毎年10月に、内閣府(平成21年度より消費者庁)、環境省、経済産業省、3R活動推進フォーラムと全国の都道府県が共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、「買い物」における3R行動の実践を呼びかけている。</p> <p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt; 容器包装廃棄物の3Rの推進に資する活動の奨励・普及を図るため、優れた取組を行っている市民団体、NPO、学校、地方公共団体、事業者などに対して、環境大臣賞を授与することを通じ、3R推進の奨励を図るとともに、優れた取組を広く紹介することにより3R推進の普及を図っている。 また、容器包装廃棄物の3Rに関する地域の各主体の連携によるトップランナー的な取組について、その効果を検証し発信することで、全国的な取組を推進することを目的として、平成18年度より「地域における容器包装廃棄物3R推進モデル事業」を実施している。</p> <p>&lt;平成19年度以降継続的に実施&gt; 食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰(「食品リサイクル推進環境大臣賞」)し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図っている。</p> <p>&lt;平成19,20年度に実施&gt; 「わたしが作ったマイバッグ環境大臣賞」を創設し、本事業により、創意工夫されたマイバッグを募集し、デザイン性、機能性、経済性等で特に優れた作品を表彰することを通じて、レジ袋を中心とした容器包装廃棄物の削減意欲を高め、買い物に行く際のマイバッグの持参について、国民運動としての定着を図っている。</p> <p>&lt;平成20年度に実施&gt; 3Rイニシアティブ推進のため、平成20年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合において、「神戸3R行動計画」が合意するとともに、我が国として、「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表した。</p> <p>&lt;平成20年度に実施&gt; 各種リサイクル法の普及啓発のため、ポスターやパンフレット等を作成し、一般国民・関係機関に配布。</p>	環境省・関係省庁
3-1 環境教育の推進	(平成17年度より実施) 日常の消費行動をはじめとする家庭生活における環境保全への取組みを支援・奨励するため、環境教育教材の提供や先駆的な取組みへの表彰を行う。	—		
3-2 環境教育の推進	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 平成18年度以降も継続的に実施し、参加型コンテンツの充実と新しい情報の提供を行うとともに、環境に配慮した生活への誘導を図る。</p>	<p>&lt;平成21年度以降継続的に実施&gt; ・「我が家の環境大臣事業」については、利用者の大幅な増加を踏まえ、ウェブサイトのモバイルサイトのリニューアルを行い、環境家計簿をはじめとする環境情報の提供を継続していく。</p>	環境省

## 7 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-1 環境教育の推進	(平成17年度より実施) NPO・消費者団体等が実施する省資源・省エネルギー等に関わる先駆的な実践活動や普及啓発活動を支援する。	—	<平成17年度～平成19年度に実施> 省資源・省エネルギーや地球温暖化防止、循環型社会の形成等を促進するために、内閣府の事業として、民間団体による先駆的かつ効果的な実践活動や普及啓発活動をモデル的に支援し、その成果を広く全国に普及・定着させることにより、地域からの自発的な取組みをより一層促進することを目的として、平成17年度から平成19年度にかけ「先駆的省資源・省エネルギー実践活動等推進事業」を実施した。	消費者庁
4-2 環境教育の推進	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 平成17年度支援対象事業の成果を全国に普及・定着させる。 平成18年度においても「先駆的省資源・省エネルギー実践活動等推進事業」を実施する。	【支援対象事業】 平成17年度:6事業 平成18年度:5事業 平成19年度:2事業  また、平成19年度には、支援対象事業の成果を、事業団体による発表、討論を通じて広く普及、定着させるため、「先駆的省資源・省エネルギー実践活動等推進事業成果発表会」を東京と福岡で開催した。	
5-1 環境情報の提供の充実	(平成17年度以降継続的に対象品目を拡大するとともに、平成17年度に環境情報提供のあり方についても一定の結論を得る) 消費者に提供している、個別製品の生産段階から廃棄段階に至る全体的な環境負荷の大きさに関する情報について、その対象となる品目を拡大する。また、環境ラベルなど事業者等の環境情報の提供に関し、その方法や内容等の望ましいあり方について検討する。	—	<平成13年度以降継続的に実施> 事業者が提供を行っている環境ラベルなどの環境情報については、データベースによりこれらの情報を整理し、消費者に提供している。 環境物品等に関する情報提供に対するニーズを検討・把握するとともに、情報提供体制の構成要素について製品ごとに分析・評価した。その分析・評価を踏まえ、環境情報提供体制の具体的な方向性やそのあり方を検討し、15分野について、製品ごとの環境情報の課題点を整理し、情報提供に係る改善点等を含むガイドラインの骨子を作成した。	環境省
5-2 環境情報の提供の充実	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成19年度までに一定の結論を得る) ・環境物品への関心の高まりと今後の情報の環境配慮型製品の増加にかんがみると、現在提供している情報だけでは十分と言えない状況であるため、平成18年度においては、ガイドラインを完成する等、情報提供内容の見直しを検討する。 (平成19年度までに一定の結論を得る) ・製品の購入時にどの環境ラベルをどのように活用したらよいかを消費者の関心に応じて解説する機能や、消費者が個々の製品について環境ラベル情報を一覧することができる機能等を有する環境情報ポータルサイトの構築について検討する。	<平成19年度実施> ・事業者、消費者の双方にとって望ましい環境表示のあり方を整理した環境表示ガイドラインを策定した。 <平成19年度実施> ・製品の購入時にどの環境ラベルをどのように活用したらよいかを消費者の関心に応じて解説する機能や、消費者が個々の製品について環境ラベル情報を一覧することができる機能等を有する環境情報ポータルサイトについては、環境物品を選ぶ際に参考となる情報源(環境ラベル等)を集め、紹介する環境ラベル等データベースを構築した。 <平成22年度実施予定> ・環境ラベル等データベースは、環境表示ガイドラインとの連携をはかり、ISO規格に準拠しているラベルを区分して表示するなどの表現方法について検討中。	環境省
5-3 環境情報の提供の充実	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 現状の環境ラベル等の環境情報について、消費者に対し具体的な意見等の情報収集を行い、消費者にとってより効果的なガイドラインを完成させるとともに、関係省庁、各関係機関と連携しながら環境情報提供のあり方について引き続き検討していく必要がある。		
5-4 環境情報の提供の充実	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 ・環境表示ガイドラインとの連携を図り、HP上で提供している環境ラベル等データベースの表示方法について具体的な検討を行うこととする。		

## 7 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
5-5 環境情報の提供の充実	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、省エネ家電普及促進フォーラムの活動を通し、省エネラベリング制度や統一省エネラベル表示の周知を図る。</li> <li>・環境表示ガイドラインとの連携を図り、環境ラベル等データベースの表示方法について具体的な検討を行うこととする。</li> </ul>	<p>&lt;平成21年度実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ家電フォーラムの取組として、洞爺湖サミットの開催に合わせて開催された「北海道環境総合展」、「ENEX2009」においてブースを設け、省エネラベリング制度や統一省エネラベル表示等の省エネに関する情報を提供した。</li> <li>・夏の統一キャンペーンにおいて、全国の7か所の学校を訪問し環境と省エネに関する授業を実施するとともに、冬の統一キャンペーンにおいて、全国8か所の家電販売店で省エネ家電の普及イベントを開催し、省エネクイズや展示物による省エネへの理解促進を図った。</li> <li>・その他、新聞広告や配布物でフォーラムの取組を紹介するとともに、省エネラベリング制度や統一省エネラベル表示を周知した。</li> </ul> <p>&lt;平成22年度実施予定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境ラベル等データベースは、環境表示ガイドラインとの連携をはかり、ISO規格に準拠しているラベルを区分して表示するなどの表現方法について検討中。</li> </ul>	環境省・経済産業省
5-6 環境情報の提供の充実	<p>&lt;5-1の再掲&gt; (平成17年度以降継続的に対象品目を拡大するとともに、平成17年度に環境情報提供のあり方についても一定の結論を得る) 消費者に提供している、個別製品の生産段階から廃棄段階に至る全体的な環境負荷の大きさに関する情報について、その対象となる品目を拡大する。また、環境ラベルなど事業者等の環境情報の提供に関し、その方法や内容等の望ましいあり方について検討する。</p>	—	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコリーフはLCA手法を用いて、製品に関する環境負荷データを定量的に開示するもので、平成14年から本格的に運用を開始した。</li> <li>・平成17年度はエコリーフの普及促進のための方策に関し、製品及び購買の双方の観点から検討を行った。</li> <li>・消費者が商品選択の際の指標とし得る、省エネルギー性能に関する分かりやすい統一表示制度として、省エネルギーラベリング制度を2000年8月から導入しており、現在、13機器が対象となっている。</li> <li>・平成17年度においては、ガス調理機器について制度の適用範囲を拡大した。</li> <li>(13機器: エアコンディショナー、蛍光灯器具、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク装置、変圧器)</li> <li>・日米両政府合意のもと、1995年10月から、OA機器を対象とする、国際エネルギースタープログラムを実施している。</li> <li>2009年9月現在において、対象品目は8製品(コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、複写機、スキャナ、ファクシミリ、複合機、デジタル印刷機)。</li> <li>参加を希望する製造事業者又は販売事業者が国に事業者登録を行う。登録した事業者は、基準を満たした製品であることを確認し、国に届出を行うことにより、ロゴを製品に表示できる。</li> <li>2009年9月現在において、137事業者が事業者登録しており、28,358製品が登録機種となっている。(2006年4月時点、129事業者、15,645製品)</li> </ul>	経済産業省
5-7 環境情報の提供の充実	—	<p>(平成17年度以降継続的に実施)</p> <p>既存の環境ラベルに関し、以下の取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品・サービスの環境負荷をLCA(ライフサイクル・アセスメント)手法によって分析し情報提供する環境ラベルへの参加事業者・対象製品の拡大</li> <li>・「省エネルギーラベリング制度」の表示対象機器の拡大</li> <li>・「国際エネルギースター・プログラム」の新規登録事業者・登録機種の拡大</li> </ul>	<p>&lt;平成19年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度において、「省エネルギーラベリング制度」の表示対象機器は拡大していないものの、21年度に特定機器が追加されたことに伴う表示対象機器の拡大を検討している。</li> <li>・2007年4月にデジタル印刷機も追加対象とし、対象品目の拡大を行った。また、制度説明用のパンフレットの作成やHP掲載等を行い、制度周知の活動を引き続き行っている。</li> </ul>	経済産業省・環境省

## 7 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
6-1 消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進	(平成20年までに一定の結論を得る) 化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール(GHS)の導入について検討する。	—	<p>・GHSの導入については、事業者が化学物質等安全データシート(MSDS)やラベルを作成する際の参考となるよう、厚生労働省、経済産業省及び環境省が中心となり、関係法令におけるMSDS交付対象物質等について、危険有害性の分類事業を行った。平成20年度までに、約2,000物質の分類し、順次公表を行っている。</p> <p>・GHSにおいて調和された危険有害性に関する情報の主な末端利用者として4つの対象を特定しており、そのひとつである「消費者」については、リスクに基づくラベルを所管官庁の認可により採用することが出来るとしており、平成19年1月「GHS表示のために行う消費者製品の暴露に由来するリスク評価の考え方」を策定した。また、平成19年度は、(独)製品評価技術基盤機構においてこの考え方に基づくガイダンスマニュアルを作成し、関係省庁のオーソライズを得た。</p> <p>・GHS分類を法律等で引用可能とすること、また企業による自主的な分類を支援することを目的として、平成19年度に経済産業省において関係省庁の参画の下作成したGHSに基づく分類基準の標準化案に基づき、平成20年度にはJIS原案作成作業が行われ、平成21年度中にはJIS化の見込みである。</p>	経済産業省・環境省・関係省庁
6-2 消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 対象物質の分類を迅速に実施。		
6-3 消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 分類に関与した関係各省と連携をとり、今後の分類の在り方を検討する。	<p>&lt;平成19年度以降継続的に実施&gt;</p> <p>・平成19年度、平成20年度には、約600物質のGHS分類を行った(一部分類済みであった化学物質の再分類を含む)。これら分類結果についても公表を行うこととしている。</p> <p>・関係各省では、我が国の分類基準等をJIS化するとともに、政府による分類作業の精度向上を目指し分類マニュアル等の改正を行う方針を出した。JISは平成21年度中に制定予定であり、政府向け分類ガイダンスは平成20年度に完成した。</p> <p>・企業の自主的な取組みを支援するため、経済産業省では平成20年度に事業者向け分類ガイダンスを作成し、平成21年度にはGHS情報を自主管理・活用することが有益であることを事業者に普及するため、その方法、課題抽出等を行う。</p>	経済産業省・環境省・関係省庁
6-4 消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 GHS関係各省と連携をとりながら、企業の自主的な取組を支援するような基盤の整備について推進する。	<p>・GHSの導入については、事業者が化学物質等安全データシート(MSDS)やラベルを作成する際の参考となるよう、厚生労働省、経済産業省及び環境省が中心となり、関係法令におけるMSDS交付対象物質等について、危険有害性の分類事業を行った。平成20年度までに、約2,000物質の分類結果を公表した。</p>	

## 7 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
7-1 消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進	(平成17年度以降継続的に実施) 身近な化学製品等に関する危険有害性情報等について消費者の正しい理解が得られるよう、化学製品中の化学物質とその環境リスクに関して、正確でわかりやすい情報の提供や人材育成・派遣等を通じたリスクコミュニケーションを推進する。	—	<平成13年度から継続的に実施> 「化学物質と環境円卓会議」を定期的に開催し、化学物質に関する対話の場の提供を行っている。化学物質アドバイザーについては、より一層リスクコミュニケーションを推進するために平成20年度に追加募集を行うとともに、化学物質アドバイザーに対して適時適切な研修を行いつつ、派遣を継続的に実施している。また、「かんたん化学物質ガイド」等の資料を作成し、継続的に配布している。	環境省・関係省庁
7-2 消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 ・身近な化学製品の危険有害性に対する消費者の理解を促進するとともに、「化学物質と環境円卓会議」を引き続き開催し、また、同会議の成果の消費者への普及を促進する。(平成18年度に一定の結論を得る。) ・各事業の質的水準を維持しつつ、広報の強化や円卓会議の地方開催、化学物質管理に関する幅広いテーマでのシンポジウムの開催などにより、国民の間に事業の一層の普及を図る。	<平成13年度から継続的に実施> ・リスクコミュニケーションの場の提供のため、化学物質と環境円卓会議開催については平成13年度から継続的に実施している。 <平成18年度から継続的に実施> ・化学物質のリスクに関する情報の整備のため、平成18年度から19年度にかけて「かんたん化学物質ガイド」を作成した。またこれらについては継続的に印刷・配布している。その他、各種資料の作成についても継続的に実施している。	環境省
7-3 消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 ・引き続き、「かんたん化学物質ガイド」の作成等を進めることで身近な化学製品の危険有害性等の消費者の理解を促進するとともに、「化学物質と環境円卓会議」についても、その成果をより広く普及するために地方開催等を行いつつ、引き続き開催を行う。	<平成15年度以降継続的に実施> ・対話の推進に資する人材である「化学物質アドバイザー」については、より一層リスクコミュニケーションを推進するために平成20年度に追加募集を行うとともに、化学物質アドバイザーに対して適時適切な研修を行いつつ、派遣を継続的に実施している。	環境省
7-4 消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 「化学物質と環境円卓会議」については、その成果をより広く普及するために地方開催等を行いつつ、引き続き開催する。 「化学物質アドバイザー」については、適時適切な研修を行いつつ、派遣を行う。また、最新の知見等を分かりやすくまとめ、各種資料の作成を行う。		環境省

## 8 消費者からの苦情相談の活用

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
1-1 国民生活センターと関係行政機関の連携の強化	(平成17年までに連携の仕組みを構築する) 国民生活センターは、各地の消費生活センターに寄せられる苦情相談情報、危害・危険情報の分析に基づいて政策提言等を行う。 政府は、これを踏まえ、消費者政策会議関係委員会議、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催することなどにより、消費者トラブルの防止に当たる。	—	<平成17年度～平成18年度実施> ・平成17年12月19日に、消費者政策担当課長会議を開催し、「国民生活センターと関係行政機関との連携の強化について」を決定。 ・平成18年4月10日、国民生活センターは、「おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性」(提言先:厚生労働省)など3件の政策提言を行った。	消費者庁・関係省庁・国民生活センター
1-2 国民生活センターと関係行政機関の連携の強化	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 「国民生活センターと関係行政機関との連携の強化について」に基づき、国民生活センターと関係行政機関との連携強化を行う。	<平成20年度実施> ・平成20年度、国民生活センターは、関係行政機関に消費者利益を害する違法・不当行為に関する情報提供だけでなく、必要な制度・施策の改善を求めるため、「レーザーを用いた違法と思われる商品」など15件について、厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会などに政策提言を行った。 ・関係省庁へ政策提言を行った15件のうち5件については、消費者行政担当課長会議にて報告され、関係省庁による業界指導等の対応がなされた。	消費者庁・関係省庁・国民生活センター
1-3 国民生活センターと関係行政機関の連携の強化	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成18年度以降継続的に実施する) 国民生活センターによる苦情相談情報等の分析に基づく政策提言等に関し、関係行政機関における消費者トラブルへの対応状況について定期的にとりまとめ公表する。		
1-4 国民生活センターと関係行政機関の連携の強化	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 平成19年度以降も引き続き、国民生活センターによる苦情相談情報等の分析に基づく政策提言等に関し、関係行政機関における消費者トラブルへの対応状況について定期的にとりまとめ公表する。	<平成20年度実施> ・国民生活センターが関係省庁へ政策提言を行った15件のうち5件については、消費者行政担当課長会議にて報告され、関係省庁による業界指導等の対応がなされた。	消費者庁・関係省庁・国民生活センター
1-5 国民生活センターと関係行政機関の連携の強化	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 平成20年度以降も引き続き、国民生活センターによる苦情相談情報等の分析に基づく政策提言等に関し、関係行政機関における消費者トラブルへの対応状況について定期的にとりまとめ公表する。		

## 8 消費者からの苦情相談の活用

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
1-6 国民生活センターと関係行政機関の連携の強化	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成19年央に一定の結論を得る) 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET:以下、パイオネット)を通じ各地の消費生活センター及び国民生活センターに寄せられた苦情相談情報をより効果的に活用していくため、情報収集の迅速化と情報の提供方法等につき、幅広い観点から検討する。</p>	<p>&lt;平成18年度実施&gt; ・パイオネット情報のより有効な活用のため、外部の有識者や関係者からなる「苦情相談情報の効果的な活用のための検討会議」を平成18年9月に立ち上げ、パイオネットの各省庁での利用の問題も含め8回にわたって検討を重ね、平成19年3月に報告書を取りまとめ公表した。パイオネットを「消費生活センター等が受け付けた、氏名等の個人を特定できる情報を除いた苦情相談情報で、国民生活センターに伝送され蓄積されているデータベース」と定義し、目的を以下の3点に明確化した。 ①各地の消費生活センターにおける消費生活相談業務の支援 ②法執行への活用など行政機関による消費被害の未然防止・拡大防止 ③国・地方公共団体の消費者政策の企画・立案や国民・住民への情報提供への活用 ・報告書のポイントは、これまで国民生活センターと各地の消費生活センターとの間でのみ利用可能であったパイオネットについて、法執行への活用など国の行政機関による消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、関係省庁に端末を置き、情報の閲覧を可能とすべきとした。端末の設置にあたっては、情報の安全管理や消費生活センターの業務負担増への配慮などの問題に対し、利用ルールを定めてこれらの問題をクリアすることが必要であるとされた。 ・また、国民等への情報提供について、以下のとおり提言した。 ①苦情相談情報の傾向について分析し、悪質商法等に関する警戒情報等を発信 ②事故情報の積極的かつ機動的な情報提供 ・更に、一層情報を有効に活用できるよう、情報収集の迅速化についても以下の点を盛り込み、引き続き登録日数について、地方公共団体に対して協力を求めていくこととした。 ①相談受付から送信までのスケジュール管理の徹底 ②相談処理が終了するのを待たず、相談の受付時点でのデータ送信を促進 ③システム上のデータチェック機能の強化</p>	消費者庁・国民生活センター
1-7 国民生活センターと関係行政機関の連携の強化	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 利用ルールを定めシステムの安全性の担保等を図った上で、速やかに要望のある関係省庁にパイオネット端末を設置する。</p>	<p>&lt;平成20年度実施&gt; ・平成20年度に、総務省と独立行政法人農林水産消費安全技術センターにPIO-NET端末を設置したことにより、PIO-NET端末が設置された中央省庁等は10府省庁(18部署)と2独立行政法人(3部署)となった。</p>	消費者庁・国民生活センター
1-8 国民生活センターと関係行政機関の連携の強化	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 利用ルールを定めシステムの安全性の担保等を図った上で、速やかに要望のある関係省庁にパイオネット端末を設置する。</p>		

## 8 消費者からの苦情相談の活用

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
2-1 国民生活センターの中核的機能の強化	(平成19年度に中期目標及び中期計画を設定) 各地の消費生活センターの苦情相談処理機能を強化するため、国民生活センターは、これらの中核的機関として、PIO-NETシステムを効果的に活用した消費者トラブルに関する注意情報等の充実、経由相談への対応強化、相談員に対する研修の充実、原因究明テストの積極的な実施を図る。 また、次期中期目標及び中期計画については、これらの施策の実績評価を踏まえた上で設定する。	—	<p>&lt;平成19年度実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオネットに寄せられた苦情相談情報を活用し、平成19年度は国民生活センターにおいて記者発表を通じた情報提供を計33件行った。</li> <li>・TV番組「ご存じですか」の提供や「たしかな目」、「国民生活」、「消費生活年報」等の出版物を年間のべ33万部発行した。</li> <li>・ホームページや、消費生活情報のメールマガジンを運用し、様々な情報をいち早く国民に届けた。メールマガジンについては、平成19年度実績で毎回約1.2万通を計285回配信した。</li> <li>・毎月記者説明会を開催し、新聞・テレビ等報道機関へ情報を提供したほか、新聞・テレビ等報道機関からの取材に迅速かつ積極的に対応した。</li> <li>・各地の消費生活センター等の苦情相談処理機能を強化するため、国民生活センターは、これらの中核的機関として、消費生活センター等からの経由相談への対応を強化している。アドバイスにとどまらず、各地消費生活センターとの「共同処理」や国民生活センターが処理を担当する「処理依頼(「移送」)」も行っている。</li> <li>・平成19年度は全54講座のうち、8割強の45講座を相談員が受講できる講座に充て、カリキュラム内容の充実に努めた。</li> <li>・平成19年度に各地消費生活センター等で受付けた製品事故等の原因究明テストを53件実施した。また、全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術・評価研究会を開催し、各地消費生活センターテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行った。</li> </ul>	消費者庁・国民生活センター
2-2 国民生活センターの中核的機能の強化	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. PIO-NETシステムを活用した注意情報等の充実</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、PIO-NETシステムを活用し情報提供を積極的に行う。</li> <li>・ホームページ、生活ニューネットマガジン、おすすめフレッシュ便、記者説明会、出版物等で、迅速かつタイムリーな情報提供を引き続き積極的に行う。</li> </ul>		
2-3 国民生活センターの中核的機能の強化	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. バイオネットを活用した注意情報等の充実</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオネットを活用し、メールマガジン、ホームページ、出版物、記者説明会等で迅速かつ積極的に情報提供を行う。</li> </ul>	<p>&lt;平成20年度実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオネット等で収集される情報を分析し、平成20年度は国民生活センターにおいて記者説明会を通じて59件の情報提供を行った。</li> <li>・ホームページや消費生活情報のメールマガジンを運用するなど、様々な情報提供を実施した。</li> </ul>	消費者庁・国民生活センター
2-4 国民生活センターの中核的機能の強化	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. バイオネットを活用した注意情報等の充実</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオネットを活用し、メールマガジン、ホームページ、出版物、記者説明会等で迅速かつ積極的に情報提供を行う。</li> </ul>		

## 8 消費者からの苦情相談の活用

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
2-5 国民生活センターの中核的機能の強化	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 2. 経由相談への対応強化 平成18年度も引き続き、全相談に占める経由相談の比率が47%以上(年度目標)となるよう、体制強化に努める。	<p>&lt;平成20年度実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度は、国民生活センターにおいて消費生活センター等からの経由相談4,697件を受け付け、各地消費生活センターとの「共同処理」や国民生活センターが処理を担当する「処理依頼(「移送」)」を行った。また、消費者被害の実態を把握するセンサー機能を維持する観点から、引き続き直接相談を実施し5,144件を受け付けた。 (経由相談:平成17年 4,179件、平成18年 4,373件、平成19年 5,541件) (直接相談:平成17年 4,112件、平成18年 4,123件、平成19年 4,055件)</li> </ul>	消費者庁・国民生活センター
2-6 国民生活センターの中核的機能の強化	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 2. 経由相談への対応強化 ・引き続き、全相談に占める経由相談の比率が50%以上(年度目標)となるよう、体制強化に努める。		
2-7 国民生活センターの中核的機能の強化	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 2. 経由相談への対応強化 ・引き続き、「共同処理」や「移送」に積極的に取り組む。		
2-8 国民生活センターの中核的機能の強化	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 3. 相談員に対する研修の充実 平成18年度は、受講者の需要に的確に答えるため、カリキュラムの見直し、充実を図る。	<p>&lt;平成20年度実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民生活センターが平成20年度に実施した研修(全54コース)のうち、地方公共団体の職員及び地方公共団体の消費生活相談員を対象とした研修を全体の9割以上(49コース)とし、内容の充実に努めた。</li> </ul>	消費者庁・国民生活センター
2-9 国民生活センターの中核的機能の強化	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 3. 相談員に対する研修の充実 ・引き続き、受講者の需要に的確に答えるよう充実を図る。		
2-10 国民生活センターの中核的機能の強化	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 3. 相談員に対する研修の充実 ・引き続き、受講者の需要に的確に答えるよう充実を図る。		
2-11 国民生活センターの中核的機能の強化	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 4. 原因究明テストの積極的な実施 ・原因究明の更なる迅速化・効率化を図る。 ・全国商品テスト企画ブロック会議や商品テスト技術・評価研究会の充実を図るとともに、技術相談への対応をより迅速に行う。		
2-12 国民生活センターの中核的機能の強化	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 4. 原因究明テストの積極的な実施 ・引き続き、原因究明の更なる迅速化・効率化を図る。	<p>&lt;平成20年度実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度に国民生活センターにおいて80件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために18件の情報提供を行った。</li> </ul>	消費者庁・国民生活センター
2-13 国民生活センターの中核的機能の強化	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 4. 原因究明テストの積極的な実施 ・引き続き、原因究明の更なる迅速化・効率化を図る。		

## 8 消費者からの苦情相談の活用

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
3-1 消費者生活センターと関係機関等との連携のあり方の検討	<p>(平成18年度までに一定の結論)                      消費生活センターで処理が困難な案件が円滑に解決されるよう、総合法律支援構想の具体化を踏まえつつ、消費生活センターと日本司法支援センターとの緊密な連携・協力関係のあり方を検討する。                      また、消費者に対して有効なサービスを提供するため、国、地方公共団体、民間ADR機関等の関係機関・団体によるネットワークのあり方について検討する。</p>	—	<p>&lt;平成17年度～平成18年度実施&gt;                      ●消費生活センターと日本司法支援センターとの緊密な連携・協力関係のあり方                      ・平成17年7月28日、内閣に設置された総合法律支援関係省庁等連絡会議において、日本司法支援センターと消費生活センターを含めた各紛争解決機関との連携・協力関係の取りまとめ。                      ・平成18年6月22日、総合法律支援関係省庁等連絡会議において、日本司法支援センターの設立と業務開始準備状況等の報告。                      ・平成18年4月10日、日本司法支援センターが設立、同年10月2日、業務を開始。消費者に対する法制度や相談機関等の情報を、コールセンター、地方事務所、HP等において提供。                      ・日本司法支援センター地方事務所にて消費生活センター等の関係機関の参加により地方協議会を開催、地方レベルでの関係機関と日本司法支援センターとの連携・協力関係について協議・検討。                      ・日本司法支援センターが紛争解決機関の相談窓口等の具体的な情報を収集しデータベースに登録、日本司法支援センターと消費生活センターとの緊密な連携・協力関係の構築に活用。                      ・平成17年7月、国民生活センターと消費生活センターの相談受付分野等に関する具体的な情報を提供。                      ・平成17年8月、各自治体に対し、消費生活センターと日本司法支援センターとの連携・協力を依頼、フォローアップを実施。                      ●国、地方公共団体、民間ADR機関等の関係機関・団体によるネットワークのあり方                      ・内閣に設置されたADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議において、平成18年7月20日「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」に関する実施状況の取りまとめ。                      ・紛争解決機関に関する情報を詳細かつ迅速に利用者へ提供することができるよう、紛争解決機関の相談窓口等の具体的な情報を収集しデータベースに登録。</p>	消費者庁・法務省・関係省庁・国民生活センター・日本司法支援センター
3-2 消費者生活センターと関係機関等との連携のあり方の検討	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】                      ・日本司法支援センターと紛争解決機関のネットワーク化を着実に実施                      ・消費生活センターと日本司法支援センターとの連携・協力関係についてフォローアップを実施                      ・国民生活センターホームページADRコーナー内の日本司法支援センターに関する情報を充実</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;                      平成18年4月の法人設立以降、各地方事務所において少なくとも年1回以上の関係機関が参加する地方協議会を開催し、より緊密な連携・協力(ネットワーク)の構築に努めている。</p>	国民生活センター・日本司法支援センター
3-3 消費者生活センターと関係機関等との連携のあり方の検討	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】                      ◇国民生活センター                      ・HPのADRコーナーにおいて、日本司法支援センターや総合法律支援法及びADR全般に関する情報をより一層充実。                      ◇日本司法支援センター(法テラス)                      ・各地方事務所において、消費者に関する法的トラブルを取扱う関係機関・団体の参加を求めて地方協議会を開催するなど、国、地方公共団体、民間ADR機関等の各紛争解決機関との間で消費者に対する有効適切な法的サービスの提供の在り方に関し協議する機会を設け、より緊密な連携・協力関係(ネットワーク)の構築に努める。今後、地方協議会や日本司法支援センターに寄せられる利用者の声を踏まえるなどして、さらに業務の改善に努める。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;                      平成18年4月の法人設立以降、各地方事務所において少なくとも年1回以上の関係機関が参加する地方協議会を開催し、より緊密な連携・協力(ネットワーク)の構築に努めている。</p>	国民生活センター・日本司法支援センター

## 8 消費者からの苦情相談の活用

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
4-1 「eConsumer.gov日本語サイト」の整備	(平成17年度に整備し、平成18年度より運用を開始する) 国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov日本語サイト」を整備し、関係国の執行機関との間で情報を共有する。あわせて、「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携を図る。	—	<平成17年度～平成18年度実施> 平成17年度内に、「eConsumer.gov」英語サイトページの所要部分についての和訳作業を終了し、当該和訳文をHTML形式の電子データに変換する等の一連の整備作業を行った。また、ICPEN 会合(05年11月、06年3月、06年10月)において、日本語サイトの運用開始に向けた作業の進捗について周知を行った。	消費者庁・関係省庁
4-2 「eConsumer.gov日本語サイト」の整備	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 米国側の作業とその調整確認が完了次第、内閣府及び関係省庁等が連携して、一般への公開と周知を行う予定。またICPEN等国際的なネットワークを通じて、各国当局等に対しても通知し、活用充実の検討を図る予定。また、登録データにアクセス権限のある法執行機関(公正取引委員会、経済産業省)において、サイトに登録される我が国に関連するトラブル事例の蓄積を待って、法執行への活用について検討を行う予定。	(平成19年度以降継続的に実施) 「eConsumer.gov」サイトはICPENの共同プロジェクトとして、20か国の政府機関が参加して運営されているサイトであり、消費者向け参考情報提供ページや苦情情報の提供登録フォームで構成されている。当該サイトは、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、韓国語、ポーランド語での閲覧が可能であったが、平成19年7月5日に日本語サイトの運用が開始されたことにより、掲載内容の大部分について日本語による閲覧が可能となった。これによって、主として日本語を使用する消費者にとっても、このサイトから、オンライン取引を行うに際して知っておくべき知識を得ることが楽になるとともに、越境オンライン関連取引のトラブルにあった場合に、取締りを行う参加行政機関に対する情報として苦情を登録することが容易になった。 当該サイトの最近の更新状況を日本語サイトにも反映するよう、翻訳作業を行い原稿を運用を担当する米FTCIに提出した。	消費者庁・関係省庁
5 新たに追加する具体的施策	—	【平成18年7月26日の検証時に追加された施策】 (平成18年度に実施する) 消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法についての情報を高齢者やその家族、日頃から高齢者に接している周りの方々へ迅速に届ける。	<平成12年度以降継続的に実施> ・中央省庁や各地の消費生活センター等のホームページに掲載された暮らしの情報を国民生活センターのメールマガジン「生活ニューネットマガジン」で配信した。 <平成16年度以降継続的に実施> ・国民生活センターホームページに掲載された情報については、メールマガジン「おすすめフレッシュ便」で配信した。 <平成20年度以降継続的に実施> ・高齢者や障害者、民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関する国民生活センターのメールマガジン(高齢者版「見守り新鮮情報」、子ども版「子どもサポート情報」)を発行した。	消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・国民生活センター
6-1 新たに追加する具体的施策	—	【平成19年7月3日の検証時に追加された施策】 (平成20年度までに一定の結論を得る) 事故情報を一元的に収集するため、国民及び関係機関が情報を自由に入力できるシステムをインターネット上に構築する。	<平成20年度から平成21年度にかけて実施> ・平成20年9月から平成21年6月にかけて、国民生活審議会に「消費者安全に関する検討委員会」を設置し、11回の委員会を開催。事故情報を一元的に収集し、国民及び関係機関が情報を自由に入力できるシステムをインターネット上に構築することとし、この事故情報の一元化および公表に対する現状分析や課題(①分析、②対消費者及び関係機関相互の間で早期警戒情報等の迅速かつ効果的な情報提供のあり方等)の検討を行った。検討結果は、国民生活審議会の「消費者の安全・安心の確保に向けた総合的な取組の推進について(意見)」(平成21年7月30日)に盛り込まれた。	
6-2 新たに追加する具体的施策	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 内閣府においては、システム構築後の運用時における①分析、②対消費者および関係機関相互の間で早期警戒情報等の迅速かつ効果的な情報提供のあり方等について、有識者に依る研究会において検討を行う。検討の結果は必要に応じ国民生活審議会に設ける消費者安全に関する検討委員会(仮称)に諮り、システムの構築等に反映させる。 国民生活センターにおいては、左記(※)の「構築の目的」を踏まえて、収集された情報を関係省庁が常時閲覧可能とするシステムを平成21年度までに構築する。  (※)【構築の目的】 製品・サービス・施設等に係る事故情報を、死亡・重篤から事故に至らない経験(ヒヤリハット体験)までを広く収集し、関係機関等における事故の再発防止、拡大防止や、将来の事故発生の未然防止等の対策に資するとともに、消費者に対して注意喚起を促す情報提供を行う。 ・インターネットを使用し、広く事故情報を収集すること。 ・収集した事故情報を迅速に中央省庁などの関係機関に提供できる体制の整備。	・審議会での意見を踏まえて、国民生活センターにおいては、システムの機能要件、性能などの要件をまとめて、平成21年6月からシステム開発をスタートし、平成22年3月末に国民・関係機関向けにシステムを稼働できるよう開発しているところ。  <平成20年度実施> ・「事故情報データベース」の平成21年度中の運用開始に向けて内閣府と協議を行い、調達仕様書を作成した後、入札公告を実施した。	消費者庁・国民生活センター

## 9 緊要な消費者トラブルへの対応

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁																																										
1-1 ITの進展に伴う社会問題への連携体制の強化	(平成17年度に実施) ITの進展に伴う社会問題に対して迅速かつ的確に対応するため、IT安心会議(インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議)において、国内外の情報を収集・共有化するとともに、対応策を広く国民に周知する。	—	<p>&lt;平成17年～平成19年度実施&gt; インターネット上の違法・有害情報に起因する新たな社会問題に関して、施策を実施する関係府省の情報共有や意見交換を図る場として、IT安心会議(インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議)を内閣官房において開催し、平成17年6月にはインターネット上の違法有害情報への施策を取りまとめた「インターネット上における違法・有害情報対策について」を公表し、同年8月には同取りまとめの進捗状況を公表した。 また、内閣官房においては、国民に対して各府省のインターネット上における違法・有害情報等対策を周知する「IT安心会議ホームページ」を同年12月に開設した。</p>	内閣官房・関係省庁																																										
1-2 ITの進展に伴う社会問題への連携体制の強化	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 各府省が実施するインターネット上における違法・有害情報等対策の周知啓発に努めているところであるが、今後も一層の周知啓発活動を行う予定。 また、「インターネット上における違法・有害情報対策について」の進捗状況等を新たに取りまとめ、近々公表するとともに、今後も、各府省における各種対策の進捗状況を踏まえて、様々な社会的事案の発生に合わせて、会議を開催し、適切に対策を講じる予定。</p>	<p>&lt;平成20年度実施&gt; インターネット上の違法・有害情報に起因する社会問題が深刻化していることを踏まえ、課長級会議であったIT安心会議を平成20年7月に局長級の会議(IT安心局長会議)に格上げするとともに、同年10月には、政府、事業者、業界団体等、関係セクターを横断したワンストップのスキームとして、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」を設置し、関係者間の緊密な情報共有を図っている。 また、内閣官房では、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、総合的な情報収集を可能とする「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」を平成20年10月に開設し、違法・有害情報対策に取り組むための国民レベルの意識の醸成を図っている。</p>	内閣官房・関係省庁																																										
2-1 架空請求・不当請求の排除(預金口座の不正売買の防止)	(平成17年度に実施) 「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に基づいて、口座売買の取締りを強力に推進する。	—	<p>&lt;平成17年～平成20年実施&gt; 警察では、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(以下、「金融機関等本人確認法」という。))に基づき、預貯金通帳等を有償で譲り渡す行為をしていた被疑者を検挙するなど口座売買の取締りを推進している。なお、金融機関等本人確認法は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「犯罪収益移転防止法」という。))の全面施行(平成20年3月)に伴い廃止され、その規定は犯罪収益移転防止法に引き継がれている。 平成18年から平成20年の金融機関等本人確認法及び犯罪収益移転防止法違反の検挙状況は、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">金融機関等本人確認法及び犯罪収益移転防止法違反の検挙状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">年次</th> </tr> <tr> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金融機関等本人確認法違反</td> <td>検挙件数(件)</td> <td>183</td> <td>203</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>145</td> <td>139</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犯罪収益移転防止法違反</td> <td>検挙件数(件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>検挙件数(件)</td> <td>183</td> <td>203</td> <td>485</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>145</td> <td>139</td> <td>279</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本表は、平成18年以降、警察庁刑事局捜査第二課に報告があったものを計上している。</p>	区分		年次			平成18年	平成19年	平成20年	金融機関等本人確認法違反	検挙件数(件)	183	203	287	検挙人員(人)	145	139	130	犯罪収益移転防止法違反	検挙件数(件)	—	—	198	検挙人員(人)	—	—	149	合計	検挙件数(件)	183	203	485	検挙人員(人)	145	139	279	警察庁							
区分		年次																																												
		平成18年	平成19年	平成20年																																										
金融機関等本人確認法違反	検挙件数(件)	183	203	287																																										
	検挙人員(人)	145	139	130																																										
犯罪収益移転防止法違反	検挙件数(件)	—	—	198																																										
	検挙人員(人)	—	—	149																																										
合計	検挙件数(件)	183	203	485																																										
	検挙人員(人)	145	139	279																																										
2-2 架空請求・不当請求の排除(預金口座の不正売買の防止)	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 ・警察庁では、振り込み詐欺対策に関し、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」を含め、関係法令を駆使して適切に対処するよう都道府県警察を指導しており、今後とも、その指導教養に努めるとともに、関係機関との情報交換等必要な連携を図りたいと考えている。 (平成18年度) ・「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に基づいて、口座売買の取締りを協力的に推進する。</p>	<p>また、警察では、振り込み詐欺等に用いられている口座について、他人名義や架空名義等で不正に開設する行為や、その売買について、金融機関等本人確認法及び犯罪収益移転防止法のほか、詐欺罪又は盗品等有償譲受け罪等を適用してその取締りを推進している。 平成17年から平成20年の検挙状況は、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">口座詐欺等の検挙状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">年次</th> </tr> <tr> <th>平成17年</th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">口座詐欺</td> <td>検挙件数(件)</td> <td>1,222</td> <td>1,558</td> <td>1,602</td> <td>2,849</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>866</td> <td>818</td> <td>700</td> <td>1,023</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盗品譲受け</td> <td>検挙件数(件)</td> <td>148</td> <td>108</td> <td>48</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>161</td> <td>94</td> <td>40</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>検挙件数(件)</td> <td>1,370</td> <td>1,666</td> <td>1,650</td> <td>2,930</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>1,027</td> <td>912</td> <td>740</td> <td>1,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本表は、警察庁刑事局捜査第二課に報告があったものを計上している。</p>	区分		年次				平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	口座詐欺	検挙件数(件)	1,222	1,558	1,602	2,849	検挙人員(人)	866	818	700	1,023	盗品譲受け	検挙件数(件)	148	108	48	81	検挙人員(人)	161	94	40	57	合計	検挙件数(件)	1,370	1,666	1,650	2,930	検挙人員(人)	1,027	912	740	1,080
区分		年次																																												
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年																																									
口座詐欺	検挙件数(件)	1,222	1,558	1,602	2,849																																									
	検挙人員(人)	866	818	700	1,023																																									
盗品譲受け	検挙件数(件)	148	108	48	81																																									
	検挙人員(人)	161	94	40	57																																									
合計	検挙件数(件)	1,370	1,666	1,650	2,930																																									
	検挙人員(人)	1,027	912	740	1,080																																									
2-3 架空請求・不当請求の排除(預金口座の不正売買の防止)	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 ・「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に基づいて、口座売買の取締りを協力的に推進する。 ・警察庁では、振り込み詐欺対策に関し、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」を含め、関係法令を駆使して適切に対処するよう都道府県警察を指導しており、今後とも、その指導教養に努めるとともに、関係機関との情報交換等必要な連携を図りたいと考えている。</p>																																												

9 緊要な消費者トラブルへの対応

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
3-1 架空請求・不当請求の排除(預金口座の不正売買の防止)	(平成17年度に実施) 預金口座の不正利用に係る消費者からの情報等を金融機関等に提供する。	—	—	—
3-2 架空請求・不当請求の排除(預金口座の不正売買の防止)	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 引き続き、預金口座の不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該提供件数について四半期毎にとりまとめ公表する。	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt; 預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、平成15年9月以降、金融庁及び財務局等において預金口座の不正利用に関する情報を受け付けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を実施している。平成21年6月末までに累計23,581件の情報提供を行い、金融機関において12,603件の預金口座の利用停止、8,978件の預金口座の強制解約等が行なわれている。</p> <p>広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、金融庁及び財務局等において金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数を四半期毎に取りまとめて公表しており、直近では、平成21年7月31日に平成21年度第2四半期(平成21年4月1日から同年6月30日)の公表を行なっている。</p>	金融庁
3-3 架空請求・不当請求の排除(預金口座の不正売買の防止)	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (平成18年度) 引き続き、金融機関等に対し不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、四半期毎に公表を行なう。	—	—
4-1 架空請求・不当請求の排除(携帯電話の犯罪利用の防止)	(平成17年度に実施) 携帯電話事業者におけるプリペイド式携帯電話の契約者に対する本人確認の徹底措置を注視する。	—	<p>&lt;平成17年度～平成18年度実施&gt; ●平成15年頃からプリペイド式携帯電話が「オレオレ詐欺」等の振り込み詐欺等の犯罪に利用される状況が見られたことを踏まえ、以下のとおり対策を決定。 ・総務省は、プリペイド式携帯電話の犯罪利用の防止に関し、携帯電話事業者とともに平成16年5月以降、警察庁、法務省とも連携しつつ検討を進め、平成16年11月30日、携帯電話事業者における自主的措置として、以下のような対策が講じられることとなった。 ①全てのプリペイド式携帯電話(過去に販売したもの及び譲渡・転売等されたものを含む。)について、平成17年4月を目途に、契約者情報の届出義務を課し、携帯電話事業者が全ての契約者を確認・登録する制度に変更する。 ②制度変更後、契約者情報の届出がないこと等により契約者の確認が出来ない場合には利用停止措置を行う。 ③制度変更までの措置として、平成16年中にも、携帯電話事業者は必要に応じて契約者情報の届出を求め、一定期間内に届出が無い場合には利用停止を開始する。 ●対策の実施状況については以下のとおり。 ・携帯電話事業者において、平成16年12月から、架空請求に利用されたとして自治体から連絡のあったプリペイド式携帯電話番号について、契約者情報の届出を義務付け、一定期間内に届出がなかった電話番号についての利用停止措置を講じることとし、平成18年3月31日までに、約70回線について利用停止措置を行った。 ・平成17年4月から、携帯電話事業者は譲渡・転売等されたものを含む全てのプリペイド式携帯電話について、契約者情報を確認・登録し、一定期間内に確認がなされなかったものについては利用停止措置を講じることとした。その結果、平成18年3月31日までに、稼働している全てのプリペイド式携帯電話についての本人確認を完了するとともに、契約者情報を確認できず名義不明のままであった約30万回線について利用停止措置を講じた。 ・なお、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(平成17年法律第31号。以下「法」という。)が平成17年4月15日に公布されたことを受け、携帯電話事業者及び主要代理店等に対し法の内容の説明を行う等、法の施行準備に努めた。 ・総務省は警察庁と協力して法の内容を解説するパンフレットを作成し、地方自治体、消費生活センター、携帯電話事業者等に計40万部を配布した。</p>	総務省
4-2 架空請求・不当請求の排除(携帯電話の犯罪利用の防止)	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (平成18年度) 「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」の適切な運用が図られるよう、事業者からの相談対応等の必要な措置を講ずる。 また、転送電話サービスを営む者は電気通信事業法上の電気通信事業者に該当するところ、ホームページ等で「身分証不要」などと広告する転送電話サービス業者の多くが無届けでサービスを行っている実態を踏まえ、総務省では、本年4月から、総務省ホームページや消費者団体等を通じ、届出を促す周知を進めるとともに、当該業者に対する警告文書の郵送を開始している。	<p>&lt;平成18年度&gt; 総務省としては、以下の対策を実施した。 ・事業者等からの相談への適切な対応 平成18年4月以降、事業者等からの相談に適切に対応した。 ・法違反事案が発生した場合の厳正な対処 平成18年9月に発覚した販売代理店での法違反事案に対して、同年11月に当該販売代理店への法に基づく是正命令並びに当該販売代理店を監督する携帯電話事業者及び業界団体への再発防止の要請を実施した。 ・平成18年4月以降、総務省ホームページや消費者団体等を通じ、転送電話サービス業を無届けで行う者に対し、届出を促す周知を進めるとともに、当該業者に対する警告文書を郵送した(平成18年22件)。 &lt;平成19年度&gt; ・事業者等からの相談への適切な対応 ・法違反事案が発生した場合の厳正な対処 平成19年5月に発覚した販売代理店での法違反事案に対して、同年6月に当該販売代理店への法に基づく是正命令並びに当該販売代理店を監督する携帯電話事業者への再発防止の要請を実施した。</p>	総務省
4-3 架空請求・不当請求の排除(携帯電話の犯罪利用の防止)	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 引き続き法の適切な運用が図られるよう、事業者等からの相談対応等の必要な措置を講ずる。	<p>&lt;平成20年度&gt; ・事業者等からの相談への適切な対応 ・レンタル携帯電話事業者による本人確認の厳格化等を内容とする改正携帯電話不正利用防止法が平成20年6月に成立したことを受けて、省令の改正を行うとともに、関係事業者等にその周知を行った。 平成20年6月に発覚した販売代理店での法違反事案に対して、平成21年2月に当該販売代理店への法に基づく是正命令並びに当該販売代理店を監督する携帯電話事業者への再発防止の要請を実施した。 平成20年8月に発覚した販売代理店での法違反事案に対して、平成21年2月に当該販売代理店への法に基づく是正命令並びに当該販売代理店を監督する携帯電話事業者への再発防止の要請を実施した。</p>	—

## 9 緊要な消費者トラブルへの対応

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
5-1 架空請求・不当請求の排除(架空請求等に関する対策のフォローアップ)	(平成17年度に実施) 架空請求等に関する対策について関係省庁等担当課長会議においてフォローアップを行うとともに、必要に応じて、消費者政策会議関係委員会会議を開催する。	—	<p>&lt;平成17年度以降随時実施&gt; 消費者から各地の消費生活センター等に対し、架空請求・不当請求に関する苦情相談が著しく増加し、大きな社会問題となったことを踏まえて、平成16年9月に開催した消費者政策会議において対応策を決定し、その後、随時、関係省庁等担当課長会議を開催し、対応策のフォローアップを行っている。</p> <p>&lt;平成20年度実施&gt; ・ 架空請求等の手口や関連機関が公表した情報をホームページに掲載し、情報提供した。</p>	消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・経済産業省・国民生活センター
5-2 架空請求・不当請求の排除(架空請求等に関する対策のフォローアップ)	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 ・ 対応策を引き続き強力に推進 ・ 今後、苦情相談件数が大幅に増加した場合等には、関係省庁等担当課長会議等を機動的に開催。 ・ 地上デジタル放送への移行に便乗した悪質商法に対しては、今後も引き続き次のような取組を推進 (1) 地上放送のデジタル化については、視聴者の方々にスケジュールや受信方法等を正しくご理解いただけるよう、放送時事業者、メーカー、販売店、地方公共団体等と連携し、パンフレット等の配布、地上デジタル放送受信相談センターにおける受信相談、アナログ受信機等へのアナログ停波告知シールの貼付、広報誌・自治体行事等を活用した周知広報活動などを、一層強力に推進する。 (2) アナログ周波数変更対策の実施地域においては、関係の地方公共団体等に、広報誌等による周知広報への強力を要請するほか、警察本部、所轄警察署に対して情報提供などを行う。また、対策対象地域の住民に配布する周知文書等において、悪質商法等への注意を呼びかける。</p>	<p>&lt;平成18年度以降随時実施&gt; ・ 平成18年度以降、消費者政策担当課長会議において、各省庁等における架空請求・不当請求問題への対策の現状、架空請求に関する相談について報告がなされた。 ・ 平成20年3月18日の第13回消費者政策担当会議において、同会議の下に、悪徳商法に対する迅速かつ的確な対応を行うことにより被害の未然防止・拡大防止に資することを目的とする悪徳商法関係省庁担当課長会議が設置され、平成20年8月4日の第3回会議において、地上デジタル放送に関する悪徳商法等の現状、国民生活センター等に寄せられた地デジ関連商法について報告がなされた。</p> <p>&lt;平成20年度実施&gt; ・ 架空請求等の手口や関連機関が公表した情報をホームページに掲載し、情報提供した。</p>	消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・経済産業省・国民生活センター
6-1 偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済	(平成17年度に実施) 金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組み状況をフォローアップするとともに、犯罪防止策、犯罪発生後の対応のあり方、預金者への補償のあり方について、金融機関に対し要請を行う等、必要な措置を講ずる。	—	<p>&lt;平成17年度～平成20年度実施&gt; ・ 金融庁が設置した偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループにおいて、偽造・盗難キャッシュカード被害発生の予防策・被害拡大の抑止策を中心とした最終報告書を公表(平成17年6月)。 ・ 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(預貯金者保護法)が公布、施行(公布 平成17年8月10日、施行 平成18年2月10日)。 ・ 全国銀行協会は、平成17年10月、前記法律を踏まえ、「カード規定試案」を一部改正。あわせて、「偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ」を実施。各金融機関はこれに従い、順次被害補償を開始。 ・ 金融庁、警察庁の連名により、平成17年10月、金融機関の緊急連絡先等を含めた「キャッシュカードの管理等に関する注意喚起」をホームページ上に掲載するとともに、関係省庁への広報依頼を実施。 ・ 金融庁は、アンケートを実施し、金融機関の対策をフォローアップ。補償については、金融機関に対し真摯な対応をとるよう累次の要請を実施。他方、警察庁は防犯基準を改定。 ・ 業界団体は、平成20年2月以降、預貯金者保護法、同法附則及び附帯決議を踏まえ、盗難通帳やインターネットバンキングによる預金等の不正払戻しが発生した際に、金融機関が無過失の場合でも預金者に過失がないときは、原則、金融機関が被害を補償する旨の申し合わせを実施。 ・ 金融庁は、平成20年5月、「主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、偽造キャッシュカード等による不正払戻しの被害にあった顧客への対応に係る態勢の整備に関する監督上の着眼点を明確化。</p>	金融庁・警察庁
6-2 偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 ・ 18年3月に金融庁に設置された「情報セキュリティに関する検討会」において、犯罪手口や想定されるリスクに対する対策について、有効性を検証。ATMのセキュリティ強化のための検討を引き続き行い、平成18年度に一定の結論を得る。</p>	<p>&lt;平成18年度実施&gt; ・ 平成18年3月～6月にかけて、金融庁、警察庁及び各金融関係団体を構成員とする「情報セキュリティに関する検討会」を開催。本検討会では、体制の構築時、利用時、被害発生時などの各段階のリスクについて、国内外の犯罪事例や現時点において想定し得る犯罪手口などの情報を網羅的に収集するとともに、各種セキュリティ対策の有効性を検証。その検討結果を各金融機関に還元。 ・ 金融庁は、平成19年1月、情報セキュリティに関する検討会での検討結果を実行ならしめるため、「主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、ATMシステム等のセキュリティ対策に関する監督上の着眼点を明確化。 ・ 金融庁は、平成19年3月、預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を取りまとめ公表。また、金融庁及び警察庁ホームページや金融庁広報誌アクセスFSAにおいて、キャッシュカードの管理等に関する注意喚起を実施。</p>	金融庁・警察庁
6-3 偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 ・ 引き続き、被害防止へ向けた、キャッシュカード利用者へのカード管理上の注意喚起を実施するとともに、各種被害手口に対応した金融機関における防止策を促進。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt; ・ 金融庁は、平成19年3月、預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を取りまとめ公表。また、金融庁及び警察庁ホームページや金融庁広報誌アクセスFSAにおいて、キャッシュカードの管理等に関する注意喚起を実施。 ・ 金融庁は、引き続き、平成19年度・20年度においても、預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を取りまとめ、四半期ごとに公表。 ・ 金融庁は、平成20年6月、平成21年6月に各金融機関のATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表。 ・ 金融庁は、金融機関に対し、適宜、偽造キャッシュカード等による犯罪等に関する情報を提供し、注意喚起を実施。 ・ 金融庁は、業界団体に対して、繰り返し、預貯金者保護法等の円滑な対応に努めるよう要請。</p>	金融庁・警察庁
6-4 偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 ・ 引き続き、偽造・盗難キャッシュカードによる被害防止に向け、利用者に対する注意喚起を行う。 ・ 金融機関における偽造・盗難キャッシュカード対策の実施状況をフォローし、適切な指導・監督を行う。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt; ・ 金融庁は、平成19年3月、預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を取りまとめ公表。 ・ 金融庁は、平成20年6月、平成21年6月に各金融機関のATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表。 ・ 金融庁は、金融機関に対し、適宜、偽造キャッシュカード等による犯罪等に関する情報を提供し、注意喚起を実施。 ・ 金融庁は、業界団体に対して、繰り返し、預貯金者保護法等の円滑な対応に努めるよう要請。</p>	金融庁・警察庁

## 9 緊要な消費者トラブルへの対応

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
7-1 フィッシングの防止	(平成17年度に実施) 「フィッシング110番」により国民に情報提供を呼びかけたり、ホームページや広報資料を通じた広報啓発活動を推進するとともに、フィッシングに係る取締りを強力に行う。	—	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt;</p> <p>●フィッシングに関する広報啓発 警察庁ホームページにおいて、「フィッシング110番」でフィッシングに関する情報提供を受けていることを広報するとともに、フィッシングに関する注意喚起を実施した。 ・インターネット安全・安心相談システムにおいて、フィッシングに関する相談を受け付け、その対応方法について情報提供している。 ・各都道府県警察において、関係企業等に対して、フィッシングに関する情報提供及び注意喚起を行うとともに、各種セミナーによる講演等での広報啓発を実施している。 ・「フィッシング対策協議会」ホームページにおいて、一般消費者等へ向けたフィッシングに関する情報提供、注意喚起を行うなど、普及啓発活動を実施しているところ。</p> <p>●フィッシングに係る取締り 各都道府県警察において、フィッシングに係る取締りを強化し、警視庁において、平成17年6月、個人情報を入力する目的でフィッシングサイトを開設し、入手した他人のログインID・パスワードで不正アクセスした被疑者を著作権法違反及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反で検挙するとともに、平成18年1月、フィッシングサイトで得た個人情報を利用して他人になりすまし商品を落札した被疑者を詐欺及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反で検挙した。 また、海外に存在するフィッシングサイトについて、海外の警察機関を通じて、そのサイトの閉鎖を要請した。</p>	警察庁・総務省・経済産業省
7-2 フィッシングの防止	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (1) フィッシングに関する広報啓発 フィッシング110番等で把握した情報や対策の状況等を元に、被害防止のための知識を普及するための効果的な広報啓発等被害防止対策を推進する。	<p>&lt;平成20年度実施&gt;</p> <p>・警察庁ホームページにおいて、「フィッシング110番」でフィッシングに関する情報提供を受けていることを広報するとともに、フィッシングに関する注意喚起を実施した。 ・インターネット安全・安心相談システムにおいて、フィッシングに関する相談を受け付け、その対応方法について情報提供した。 ・各都道府県警察において、関係企業等に対して、フィッシングに関する情報提供及び注意喚起を行うとともに、各種セミナーによる講演等での広報啓発を実施した。</p>	警察庁
7-3 フィッシングの防止	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (1) フィッシングに関する広報啓発 フィッシングの取締り状況を踏まえ、被害防止のための知識を普及するための効果的な広報啓発等被害防止対策を推進する。		
7-4 フィッシングの防止	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 (1) フィッシングに関する広報啓発 フィッシングの取締り状況を踏まえ、被害防止のための知識を普及するための効果的な広報啓発等被害防止対策を推進する。		
7-5 フィッシングの防止	—	【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】 (2) フィッシングに係る取締り フィッシング110番やサイバーパトロールにて認知したフィッシングについて取締りを引き続き実施する。		
7-6 フィッシングの防止	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (2) フィッシングに係る取締り 相談対応やサイバーパトロールにて認知したフィッシングについて引き続き取締りを実施する。	<p>&lt;平成20年度実施&gt;</p> <p>各都道府県警察においてフィッシングに係る取締りを実施した。</p> <p>(事例例) 平成20年6月までに、フィッシングにより、他人のID・パスワードを不正に入手し、インターネット・オークションサイトに対する不正アクセス行為を行い、商品を売ると偽り落札者から代金をだまし取った被疑者を不正アクセス禁止法及び詐欺罪で検挙した。</p>	警察庁
7-7 フィッシングの防止	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 (2) フィッシングに係る取締り 相談対応やサイバーパトロールにて認知したフィッシングについて引き続き取締りを実施する。		

9 緊要な消費者トラブルへの対応

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
7-8 フィッシングの防止	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 引き続き、フィッシングについて、技術的な対策等について検討するとともに、国民への注意喚起を行う。	<p>&lt;平成17年度から継続実施&gt; 「電気通信サービスQ&amp;A」等のフィッシングに関する情報を公表することにより国民への注意喚起を行い、フィッシングの被害の防止を図っている。</p>	総務省
7-9 フィッシングの防止	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 (平成20年度以降継続的に実施) フィッシングメールへの有効な技術的対策の普及促進を図るとともに、国民への注意喚起を行う。		
7-10 フィッシングの防止	—	【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 フィッシングに係る新しい手口が随時確認されているため、引き続き注意喚起を中心とした一般消費者への普及啓発を実施することが必要。 今後とも同協議会における情報収集・提供の強化を図るとともに、特に国内外に存在しているフィッシングウェブサイトに係る情報については、協議会会員間の連携を通じ、サイト管理者への適切な対応依頼を推進していく。	<p>&lt;平成17年度以降継続的に実施&gt; ●「フィッシング対策協議会(以下、協議会)」を関係機関の協力を得て運営し、協議会会員を中心としたフィッシングに関する情報収集・提供・共有、国内外動向分析、技術的・制度的対策の検討を行うとともに、会員・サイト管理者・一般消費者向けに注意喚起等の対策を講じているところ。</p>	経済産業省
7-11 フィッシングの防止	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 フィッシング被害を防止するため、積極的な情報収集・提供、共有を行い協議会会員を中心に対策実施を促進するとともに、消費者に対して引き続き注意喚起を実施していく。また、関係機関との連携を一層強化し、効果的な協議会運営を行っていく。		

## 9 緊要な消費者トラブルへの対応

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
8-1 外国為替証拠金取引の適正化	(平成17年度に実施) 勧誘ルールや監督体制の整備が措置された金融先物取引法を厳正に運用する。	—	<p>&lt;平成17年度実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 勧誘ルールや監督体制を整備するため、以下の対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係政府令、監督指針を策定</li> <li>・ 金融庁、各財務局及び証券取引等監視委員会に所要の人員を配置</li> <li>・ 業者向けの法律説明会を3ヶ所で実施し、約350社が参加</li> </ul> </li> <li>● 進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融サービス利用者相談室や各財務局を中心として、一般から広く情報を収集。</li> <li>・ 改正法施行後の経過措置期間(平成17年7月1日より6ヶ月間)に、寄せられた情報などに基づき実態把握を行い、問題が認められた54業者に対し計58件の業務停止命令を発出(平成18年3月末現在、以下同じ)。</li> <li>・ 証券取引等監視委員会は、12業者に対し立ち入り検査を実施(うち、6業者について、行政処分を勧告)。</li> <li>・ 一方で、登録基準を満たした164業者について順次登録を行い、業者名を公表。</li> <li>・ ホームページ(平成17年6月以降、随時更新)や政府広報を通じ、取引の注意点などについて、投資家に対する注意喚起を実施。</li> </ul> </li> </ul>	金融庁
8-2 外国為替証拠金取引の適正化	—	<p>【平成18年7月26日の検証における今後の取組み】</p> <p>引き続き、情報収集などを通じ、投資家保護上必要な行政対応を実施していく。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券取引等監視委員会は、平成19～20年度にかけてFX業者(73社)に対する重点的な検査(テーマ別検査)を実施し、そのうち7社に対し行政処分を求める勧告、そのほか32社に対し問題点の指摘を行った。</li> <li>・ 同委員会は重点検査において把握された問題点を踏まえ、平成21年4月24日、金融庁に対し、証拠金の区分管理方法の見直し、ロスカットルールの制定、証拠金規制の導入、登録申請時の徴求書類等の見直しについて建議。</li> <li>・ 同建議を受けて、金融庁は平成21年7月3日、同年8月3日に内閣府令及び監督指針を改正。</li> </ul>	金融庁
9-1 新たに追加する施策	—	<p>【平成18年7月26日の検証時に追加された施策】</p> <p>(平成18年度に実施)</p> <p>未公開株等高い収益を謳い文句とした金融取引を持ちかける無登録業者による違法な勧誘行為について、被害の未然防止及び拡大防止のための措置を引き続き講ずる。</p>	<p>&lt;平成18年度実施&gt;</p> <p>無登録業者による未公開株の勧誘に関する被害が増加している状況に鑑み、被害の拡大防止を図る観点から、これまで行ってきた当庁HPでの一般投資家に対する注意喚起に加え、政府広報オンライン・映像コーナーに、広く国民に注意喚起を呼びかけるための動画を公開した。</p> <p>警察による資産形成事犯の取締り(平成18年中)消費者の利殖願望につけ込み「元本保証」、「高配当」等をうたい文句に多額の出資をさせる預り金事犯、無登録業者による未公開株取引等の証券取引事犯、その他先物取引事犯、ねずみ講事犯等の資産形成事犯を17事件、73人検挙した。</p>	金融庁・警察庁
9-2 新たに追加する施策	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】</p> <p>金融庁としては、今後も引き続き、国民に対しHP等を通じて注意喚起を行っていくこととする。</p>	<p>&lt;平成19年度以降継続的に実施&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から、「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が、金融庁や証券監視委の窓口に寄せられており、金融庁及び証券監視委としては、ホームページで注意喚起(金融庁:平成21年3月23日【未公開株の取引に関して金融庁の委託を受けたと騙る業者からの電話にご注意を!】、証券監視委:同年2月13日【証券取引等監視委員会の職員を装った悪質電話や訪問者にご注意ください。】)を行った。</li> <li>② その後、平成21年6月19日付で金融庁と証券監視委の連名で、上記注意喚起を更新し、さらなる注意喚起【金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください!～未公開株に関するご注意～】を行った。</li> <li>③ また、平成19年12月13日付で【いわゆる外国為替証拠金取引について】を、平成21年7月31日付で【無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください】を、同年8月25日付で【いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について】をホームページに掲載し、外国為替証拠金取引やファンドの取引等に関し、国民に対し、注意喚起を行った。</li> <li>④ 平成19年12月4日、「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」を設置。関係省庁等が連携し、情報交換・意見交換を行っていくことで、集団投資スキーム(ファンド)を利用した詐欺的な事件による消費者被害の発生防止、被害の拡大防止等に努めているところ。</li> </ol>	金融庁
9-3 新たに追加する施策	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】</p> <p>警察庁としては、引き続き、消費者の利殖願望につけ込んだ預り金事犯や無登録業者による証券取引事犯等の取締りを継続していく。</p>	<p>&lt;平成19年～平成20年実施&gt;</p> <p>警察庁では、資産形成事犯の取締りを推進し、19年中には12事件、86人、20年中には22事件、117人を検挙している。また、20年7月に「生活経済事犯対策推進要綱」を策定して、関係機関と連携した取締りを推進している。</p>	警察庁

## 9 緊要な消費者トラブルへの対応

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
10-1 新たに追加する施策	—	<p>【平成18年7月26日の検証時に追加された施策】 (平成18年度に実施) エレベーター事故に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進める。</p>	<p>&lt;平成18年度に実施&gt; ・平成18年6月3日に発生したエレベーター死亡事故直後を受け、事故機メーカーから提供されたエレベーター設置リスト(8,834基)を6月9日に全国の特定行政庁に提供し、緊急点検の実施について依頼し、定期的にこれらの緊急点検結果等を取りまとめ公表した。 ・6月16日に事故機メーカーから、7月19日に事故機メーカー及び制御プログラムを設計・製造したメーカーから、制御プログラムにミスがあり、ごく稀に戸開走行が発生するとの報告を受けた。 ・これらの緊急点検結果等から①設置時の安全確保上の課題②設置後の定期検査等による安全確保上の課題③不具合情報等の提供・共有等における課題が明らかになった。 ・さらに、建築分科会建築物等事故・災害対策部会において(1)設置時の安全確保のための施策(①運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置の義務化②制動装置の二重化等の義務化③安全装置等への第三者の専門家による認証・確認等の導入④建築確認・検査の適確な実施⑤既設エレベーターの安全確保の推進)、(2)設置後の定期検査等による安全確保のための施策(①定期検査の実施方法の見直し②定期報告の内容の充実③定期検査を行う者の能力の確保④建築物の所有者等による適切な保守管理に必要な情報の整備)、(3)不具合情報等の共有等のための施策(①不具合情報等の収集・提供等を行う仕組みの構築)を盛り込んだ中間報告がとりまとめられた。</p>	国土交通省
10-2 新たに追加する施策	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (平成19年度に実施) 「エレベーターの安全確保について」(平成18年9月社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会中間報告)を踏まえ、エレベーターの安全確保のための具体的措置について検討を進める。</p>	<p>&lt;平成19年度に実施&gt; ・平成18年9月の社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会中間報告以降、登録昇降機検査資格者の実務経験詐称(平成19年3月)、エレベーターの主索ストランド破断(平成19年4月～)、鋼材の強度不足に起因するエレベーターの綱車軸の折損(平成19年8月)など、エレベーターの安全を脅かす様々な事故等が発生した。 ・これらを受け、平成20年2月4日に第11回建築物等事故・災害対策部会において、(1)設置時の安全確保のための施策(①技術的基準、②確認等による審査)、(2)使用時の安全確保のための施策(①定期報告制度の充実・強化、②所有者等による維持保全の徹底)、(3)事故情報等の収集・活用のため施策(事故情報の共有化のための体制整備の徹底)を盛り込んだ報告書が取りまとめられた。 ・建築物等事故・災害対策部会の報告を踏まえ、定期検査・報告制度について、検査方法を具体化・明確化、特定行政庁への報告内容の充実、エレベーター等の不具合情報の報告の義務付けに係る建築基準法施行規則の改正等を行い、平成20年4月1日に施行した。</p>	国土交通省
10-3 新たに追加する施策	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 (平成20年度に実施) 「昇降機、遊戯施設等の安全確保について」(平成20年2月社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会報告)を踏まえ、昇降機の安全確保のための具体的措置について検討を進める。</p>	<p>&lt;平成20年度に実施&gt; ・建築物等事故・災害対策部会の報告を踏まえ、設置時の安全確保のための施策として、戸開走行防止のための新たな安全装置の設置義務づけ等に係る建築基準法施行令の改正、使用時の安全確保のための施策として、保守点検に必要な内容を確認申請に当たって添付する図書の一つとして提出を義務付けに係る建築基準法施行規則の改正等を行い、平成20年9月19日に公布した(平成21年9月28日より施行)。</p>	国土交通省
11-1 新たに追加する施策	—	<p>【平成18年7月26日の検証時に追加された施策】 (平成18年度に実施) ガス関係機器の事故に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進める。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt; ●ガス機器事故の情報収集・公表 ・ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者については、従来からガス事業法並びに高圧ガス保安法に基づき、国への事故報告を行うこととなっている。パロマ工業製ガス瞬間湯沸器事故を契機に、ガス関係機器を含めた製品の事故情報の収集・公表制度を強化することとした。そのためメーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上で24時間以内に公表することとした(平成19年1月1日より開始)。 ・さらに、平成19年3月13日には、ガス事業法及び高圧ガス保安法に基づきガス事業者及びLPガス販売事業者から報告のあったガス消費設備に係る事故について21年間(1986年から2006年)の事故報告3337件について取りまとめ、公表した。 ・また、昨年、消費生活用製品安全法(以下「消安法」という。)が改正され、製造・輸入事業者に国への事故報告を義務付け、その情報を国が消費者に公表する制度が新設された(平成19年5月14日施行)。 ・これまで、消費生活用製品等に係る事故情報については、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「NITE」という。)において収集し、電気用品に係る事故情報については、経済産業省で報告を受けていた。消安法に基づく製品事故報告制度が施行されるにあたり、従来のNITEの事故情報収集制度等を整理・統合し、経済産業省が所管する消費生活用製品等において、消安法の報告が義務付けられていない事故情報については、NITEで一元的に収集・公表することとした(平成19年5月14日から運用開始)。 ●ガス機器事故の再発防止策 ・毎年11月に「製品安全総点検週間」、毎月第2火曜日に「製品安全点検日」を設け、製品安全に関する周知活動を行うなど、消費者への注意喚起を徹底する対策を強化した。 ・ガス事業法等で定められている消費者等への法定周知頻度を1年に1回以上とすることとした。 ・連続して再点火を試みることをしないよう注意喚起を実施した。 ・半密閉式ガス瞬間湯沸器への不完全燃焼防止装置の義務付けを行った(本年4月1日施行)。 ・開放式小型湯沸器への再点火防止機能の義務付け等を行う技術基準の改正のための検討を行っている。 ・事業者が自主的に製品安全の向上のために、リコール等を実施するよう、リコールハンドブックの改訂や「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」の作成・配布を実施している。</p>	経済産業省

## 9 緊要な消費者トラブルへの対応

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
11-2 新たに追加する施策	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】 (平成19年度に実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正消安法に基づく事故情報の収集・公表制度については、消費経済審議会製品安全部会製品事故情報第三者委員会の意見を踏まえながら、着実な運用に取り組んでいく。</li> <li>消費者や事業者への啓発活動等を着実に進めていく。</li> <li>建物火災の主要な原因となっているガスこんろにおける調理油過熱防止装置等の義務付けを進めていく。</li> </ul>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ガス機器事故の情報収集・公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者については、従来からガス事業法並びに高圧ガス保安法に基づき、国への事故報告を行うこととなっている。パロマ工業製ガス瞬間湯沸器事故を契機に、ガス関係機器を含めた製品の事故情報の収集・公表制度を強化することとした。そのためメーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上で24時間以内に公表することとした(平成19年1月1日より開始)。</li> <li>また、一昨年、消費生活用製品安全法(以下「消安法」という。)が改正され、製造・輸入事業者に国への事故報告を義務付け、その情報を国が消費者に公表する制度が新設された(平成19年5月14日施行)。</li> <li>これまで、消費生活用製品等に係る事故情報については、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)において収集し、ガス用品に係る事故情報については、経済産業省で報告を受けていた。消安法に基づく製品事故報告制度が施行されるにあたり、従来のNITEの事故情報収集制度等を整理・統合し、経済産業省が所管する消費生活用製品等において、消安法の報告が義務付けられていない事故情報については、NITEで一元的に収集・公表することとした(平成19年5月14日から運用開始)。</li> </ul> </li> <li>●ガス機器事故の再発防止策 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年11月に「製品安全総点検週間」、毎月第2火曜日に「製品安全点検日」を設け、製品安全に関する周知活動を行うなど、消費者への注意喚起を徹底する対策を強化した。</li> <li>半密閉式ガス瞬間湯沸器への不完全燃焼防止装置の義務付けを行った(平成19年4月1日施行)。</li> <li>開放式小型湯沸器への再点火防止機能の義務付け等を行う技術基準の改正を行った(平成20年4月1日施行)。</li> <li>消経審でガスこんろをガス事法・液石法の規制対象にすることを審議し了承された。</li> <li>事業者が自主的に製品安全の向上のために、リコール等を実施するよう、リコールハンドブックの改訂や「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」の作成・配布を実施している。</li> </ul> </li> </ul>	経済産業省
11-3 新たに追加する施策	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正消安法に基づく事故情報の収集・公表制度については、消費経済審議会製品安全部会製品事故情報第三者委員会の意見を踏まえながら、着実な運用に取り組んでいく。</li> <li>消費者や事業者への啓発活動等を着実に進めていく。</li> <li>ガスこんろをガス事業法と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規制対象品目に追加し、調理油過熱防止装置等を義務付ける予定。(平成20年7月公布、平成20年10月施行予定)これにより火災の減少が見込まれる。</li> </ul>	<p>&lt;平成19年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年5月14日から平成21年8月31日の間に重大事故報告3,047件を受け付け、公表を行った。</li> <li>毎月一回、製品安全点検日セミナーを開催し、消費者・事業者への啓発活動に努めている。</li> <li>平成20年10月より一般用ガスこんろをガス事業法と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規制対象品目に追加し、全口に調理油過熱防止装置などを義務づけた。</li> </ul>	経済産業省
12-1 新たに追加する施策	—	<p>【平成18年7月26日の検証時に追加された施策】 (平成19年末を目途に一定の結論)</p> <p>違法な経済取引の被害者救済のため、被害財産の返還による損害回復等の枠組みに関して検討する。特に、凍結された預貯金口座に滞留している資金に関して、その実態を把握し、被害者に返還されるための対応のあり方について検討を進める。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>凍結された預貯金口座に滞留している資金に関して、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号。以下、「振り込め詐欺救済法」という。)(議員立法)」が平成19年12月14日に成立し、同月21日に公布された。(金融庁は、振り込め詐欺救済法に関する与党における検討に、実務的観点から参加。)その後、政省令の整備等を行い、平成20年6月21日より振り込め詐欺救済法が施行された。</li> <li>振り込め詐欺救済法の円滑な施行のため、金融庁は、預金保険機構や関係省庁等とともに振り込め詐欺の未然防止・被害者救済制度についての広報(政府広報オンライン等)に取り組んできたほか、監督指針においても実効的な取組みを確保するための態勢整備等を求めてきた(平成20年6月に主要行等向けの総合的な監督指針を改正)。</li> <li>なお、振り込め詐欺救済法に基づき預金保険機構が実施している被害回復分配金の支払手続終了公告は、これまで(平成20年12月1日(最初の公告)～平成21年8月30日まで)の間に、計19回行われており、被害者に対して計21億1,223万円支払われている。</li> </ul>	金融庁・関係省庁
12-2 新たに追加する施策	—	<p>【平成19年7月3日の検証における今後の取組み】</p> <p>提出された法案に関して、引き続き実務面での検討を進め、政省令の内容の検討等、施行に向け所要の準備を行う。</p> <p>違法な経済取引の被害者救済について、諸外国の取組みについての調査も踏まえ、検討を続ける。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>凍結された預貯金口座に滞留している資金に関して、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号。以下、「振り込め詐欺救済法」という。)(議員立法)」が平成19年12月14日に成立し、同月21日に公布された。(金融庁は、振り込め詐欺救済法に関する与党における検討に、実務的観点から参加。)その後、政省令の整備等を行い、平成20年6月21日より振り込め詐欺救済法が施行された。</li> <li>振り込め詐欺救済法の円滑な施行のため、金融庁は、預金保険機構や関係省庁等とともに振り込め詐欺の未然防止・被害者救済制度についての広報(政府広報オンライン等)に取り組んできたほか、監督指針においても実効的な取組みを確保するための態勢整備等を求めてきた(平成20年6月に主要行等向けの総合的な監督指針を改正)。</li> <li>なお、振り込め詐欺救済法に基づき預金保険機構が実施している被害回復分配金の支払手続終了公告は、これまで(平成20年12月1日(最初の公告)～平成21年8月30日まで)の間に、計19回行われており、被害者に対して計21億1,223万円支払われている。</li> </ul>	金融庁・関係省庁
12-3 新たに追加する施策	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】</p> <p>振り込め詐欺救済法の円滑な実施を図るため、法律の趣旨及び被害回復のための手続等について広報活動等を通じて周知に努めるとともに、法律の施行状況を注視していく。</p>	<p>&lt;平成18年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>凍結された預貯金口座に滞留している資金に関して、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号。以下、「振り込め詐欺救済法」という。)(議員立法)」が平成19年12月14日に成立し、同月21日に公布された。(金融庁は、振り込め詐欺救済法に関する与党における検討に、実務的観点から参加。)その後、政省令の整備等を行い、平成20年6月21日より振り込め詐欺救済法が施行された。</li> <li>振り込め詐欺救済法の円滑な施行のため、金融庁は、預金保険機構や関係省庁等とともに振り込め詐欺の未然防止・被害者救済制度についての広報(政府広報オンライン等)に取り組んできたほか、監督指針においても実効的な取組みを確保するための態勢整備等を求めてきた(平成20年6月に主要行等向けの総合的な監督指針を改正)。</li> <li>なお、振り込め詐欺救済法に基づき預金保険機構が実施している被害回復分配金の支払手続終了公告は、これまで(平成20年12月1日(最初の公告)～平成21年8月30日まで)の間に、計19回行われており、被害者に対して計21億1,223万円支払われている。</li> </ul>	金融庁・関係省庁

9 緊要な消費者トラブルへの対応

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
13-1 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証時に追加された施策】 (平成19年度) ジェットコースター等の遊戯施設に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進める。	<p>&lt;平成19年度に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年5月5日に発生したジェットコースターの死亡事故を受け、全国の特定行政庁に対してコースターの車輪軸等に係る緊急点検の実施を依頼し、結果をとりまとめ公表した。</li> <li>この緊急点検とあわせて実施した調査の結果、約4割の施設で日本工業規格の遊戯施設の検査標準に定められている車輪軸に係る探傷試験を過去1年以上行っていないことが明らかになったため、再度全国の特定行政庁に対し、コースター以外の遊戯施設に関する緊急点検の実施を依頼し、結果をとりまとめ公表した。</li> <li>平成19年8月25日に負傷事故を起こしたウォーターライドが緊急点検の対象から漏れていたことから、全国の特定行政庁に対して、報告されていないものがないか調査し、該当する施設を把握した場合には、速やかに緊急点検結果を報告するよう依頼した。</li> <li>平成20年2月4日に第11回建築物等事故・災害対策部会において、(1)設置時の安全確保のための施策(①技術的基準、②確認等による審査)、(2)使用時の安全確保のための施策(①定期報告制度の充実・強化、②所有者等による維持保全の徹底)、(3)事故情報等の収集・活用のため施策(事故情報の共有化のための体制整備の徹底)を盛り込んだ報告書が取りまとめられた。</li> <li>建築物等事故・災害対策部会の報告を踏まえ、定期検査・報告制度について、検査方法を具体化・明確化、特定行政庁への報告内容の充実、遊戯施設の不具合情報の報告の義務付けに係る建築基準法施行規則の改正等を行い、平成20年4月1日に施行した。</li> </ul>	国土交通省
13-2 新たに追加する施策	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 (平成20年度) 「昇降機、遊戯施設等の安全確保について」(平成20年2月社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会報告)を踏まえ、遊戯施設の安全確保のための具体的措置について検討を進める。	<p>&lt;平成19年度より継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等事故・災害対策部会の報告を踏まえ、引き続き遊戯施設の安全確保のための具体的措置について検討を進める。</li> </ul>	国土交通省
14-1 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証時に追加された施策】 (平成19年度に実施) 有識者による検討会を立ち上げ、温泉における可燃性天然ガス等の安全対策について検討する。	<p>&lt;平成19年度実施&gt;</p> <p>平成19年6月19日に発生した東京都渋谷区の温泉採取施設における爆発事故を踏まえ、温泉に附随する可燃性天然ガスに対する安全対策を検討するため、温泉科学、地質、天然ガス、消防等の分野の専門家を構成員とする「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」を環境省に設置。その後、8回にわたり事故防止対策に係る技術的基準について検討が行われ、平成19年9月に中間報告が、平成20年3月に最終報告が取りまとめられた。</p> <p>また、消防庁に設置した、有識者、消防関係者等の専門家を構成員とする「予防行政のあり方に関する検討会」において、温泉に附随する可燃性天然ガスに対する安全対策を検討し、平成19年12月に報告書を取りまとめた。</p>	環境省・総務省 (消防庁)・関係省庁
14-2 新たに追加する施策	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 都道府県及び事業者等に対し温泉法に関する制度改正の趣旨・内容の周知等を実施し、事故の再発防止を図る。 また、消防法施行令等の一部改正を早期に実施するとともに、各消防機関及び事業者等に対し制度改正の趣旨・内容の周知等を実施し、事故の再発防止を図る。	<p>&lt;平成20年度以降継続的に実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正温泉法の適正な施行を図るため、平成20年度から、説明会の実施及びパンフレットの配布等により制度改正の趣旨・内容の周知等を行っている。</li> <li>また、消防法施行令等の一部を改正(平成20年10月1日施行)し、温泉の採取のための設備が設置されている建築物その他の工作物に対してガス漏れ火災警報設備の設置を義務づけるとともに、消防機関等に対し、説明会等により制度改正の趣旨・内容の周知徹底を図っている。</li> </ul>	環境省・総務省 (消防庁)・関係省庁
15-1 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証時に追加された施策】 (平成19年度に実施) インターネット・オークションを利用した犯罪の防止のため、インターネット・オークション事業者への指導を実施するとともに、国民への注意喚起を行う。また、インターネット・オークションに係る取締りを推進する。	<p>&lt;平成19年度実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット・オークション詐欺による被害を防止すべく、商品と代金の同時交換等詐欺の行われにくいシステムを導入するよう、事業者に要請した。</li> <li>各都道府県警察において、各種講演、パンフレットの作成・配布及びビデオの制作・放映を通じて、インターネット・オークションを利用した犯罪の現状を説明するとともに、被害防止について注意喚起を実施している。</li> <li>各都道府県警察において、インターネット・オークションを利用した犯罪の取締りを推進している。平成19年中のサイバー犯罪検挙件数5,473件のうち、インターネット・オークション利用による詐欺の件数は1,229件であった。また、インターネット・オークションに係る不正アクセス禁止法違反の件数は1,178件であった。</li> </ul>	警察庁
15-2 新たに追加する施策	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 インターネット・オークションを利用した犯罪の取締り状況の動向に応じた、迅速、的確な注意喚起を実施する。 さらなる犯罪被害の減少を目指し、インターネット・オークション事業者に対し、対策強化を呼びかける。	<p>&lt;平成20年度実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県警察において、各種講演、パンフレットの作成・配布及びビデオの制作・放映を通じて、インターネット・オークションを利用した犯罪の現状を説明するとともに、被害防止について注意喚起を実施した。</li> <li>インターネット・オークションにおける盗品流通防止を図るため、インターネット・オークション事業者に対して、出品者に商品のシリアルナンバーの掲載を行う旨、周知するよう依頼を行った。</li> </ul>	警察庁

9 緊要な消費者トラブルへの対応

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
16-1 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証時に追加された施策】 (平成19年度に実施) 食品表示について、関係機関の連携強化を図り、監視・指導の徹底を図ることにより、表示の適正化を推進する。	<平成19年度～平成20年度実施> ・食品偽装事件を契機として、食品表示に対する国民の信頼が大きく損なわれたことを踏まえ、警察庁と農林水産省の2省間で、平成19年11月に「食品に係る偽装表示事案対策に関する連携の強化について」を合意し、食品偽装問題に的確に対処するための連携を強化。 ・消費者の加工食品の表示に対する信頼向上を図るため、JAS法の品質表示基準の適用を原料供給者に拡大するための告示改正。 ・関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会」を設置し、監視強化のための情報共有化及び迅速な対応を図ることとし、さらにこうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁(内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省)の間で「食品表示連絡会議」を設置し、関連情報の共有化。 ・不正表示の監視取締体制強化のため、農林水産省においては、平成20年4月から東京、大阪及び福岡の各農政事務所に、広域で重大な違反事案に対応するための食品表示特別Gメンの配置(20名)を決定。	農林水産省・関係省庁
16-2 新たに追加する施策	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 引き続き「食品表示連絡会議」の開催など関係省庁との連携強化を図るとともに、農林水産省において、平成20年4月から東京・大阪及び福岡の各農政事務所に配置された食品表示特別Gメンにより、広域で重大な違反事案について監視強化を行う。	<平成20年以降継続的に実施> ・関係省庁との連携を強化し、監視強化のための情報の共有化及び迅速な対応を図るために、「食品表示連絡会議」を3回実施。(9月下旬に消費者庁が中心となって第4回会議を開催)※過去の実績実績(①平成20年2月15日②平成20年5月22日③平成21年4月13日) ・食品表示特別Gメンによる広域で重大な違反事案の監視強化については引き続き実施。 ・地方公共団体への説明の場等を通じ、地方における「食品表示監視協議会」を介して、監視機能の強化を要請。 ・JAS法一部改正(平成21年5月30日施行)により、原産地について虚偽の表示をした飲食物品を販売した者に対する直罰規定を新設	農林水産省・消費者庁
17-1 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証時に追加された施策】 (平成19年度までに一定の結論を得る) 社会環境の変化等を踏まえ、国民生活センターの在り方等について見直しを図るとともに、同センター等における紛争解決機能の充実・強化に向けた法的仕組み等について検討する。	<平成19年度～平成20年度実施> 内閣府国民生活局長の私的懇談会として「国民生活センターの在り方等に関する検討会」を開催し、国民生活センター等における紛争解決機能の充実・強化に向けた法的仕組み等について検討し、平成19年9月に最終報告を取りまとめ。また、第21次国民生活審議会消費者政策部会において、国民生活センターの消費者紛争解決機能の在り方について検討し、平成19年12月に報告書を取りまとめ。上記検討及び報告を踏まえ、消費者紛争の適正・迅速な解決を図るため、国民生活センターが行う裁判外紛争解決手続を整備することを内容とする「独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出。同法律案は、平成20年4月25日に成立、5月2日に公布され、平成21年4月1日に施行された。	消費者庁・国民生活センター
17-2 新たに追加する施策	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 府令等の整備、国民への周知を進めるなどその円滑な施行(平成21年4月目途)に向けた準備を行う。	<平成21年度実施> ・平成20年5月に公布された国民生活センター法の改正を踏まえ、平成21年4月から施行された裁判外紛争解決手続の実施にむけて事務局体制を整備し、国民への周知を図るために広報活動を行った。	消費者庁・国民生活センター
18-1 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証時に追加された施策】 (平成19年度以降継続的に実施) 地方公共団体が設置する公的施設の管理を民間に委ねる場合において、必要に応じ、地方公共団体が安全・安心確保に係る基準を策定する際の参考となるよう、それぞれの所管の施設分野ごとに、安全・安心確保に係る指針を策定するなど地方公共団体の取組を支援する。	<平成20年度において実施> ・今後の検討の参考として、平成20年度の委託調査(資料収集・整理)により、公的施設の管理の実態について国内外を調査し、施設分野ごとに、安全・安心確保に係る指針を調査し、まとめ、安全管理のあり方について検討を進めた。	消費者庁・関係省庁
18-2 新たに追加する施策	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 地方公共団体が設置する公的施設の管理の実態調査など基礎的調査を行うとともに、安全管理のあり方について検討を進める。		
19-1 新たに追加する施策	—	【平成19年7月3日の検証時に追加された施策】 (平成19年度以降継続的に実施) 検査・検定業務を民間に委ねる場合において、検査・検定機関に係る法令の規定が、安全・安心確保の観点から適切なものとなるよう精査するなど、検査・検定業務が、安全・安心確保の観点から適正に運営されるよう必要な対策を講じる。	<平成20年度において実施> ・今後の検討の参考として、平成20年度の委託調査(資料収集・整理)により、検査・検定機関に係る法令の規定が、安全・安心確保の観点から適切なものとなるよう精査し、まとめるほか、検査・検定業務を民間に委ねた場合の安全確保策について検討を進めた。	消費者庁・関係省庁
19-2 新たに追加する施策	—	【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 検査・検定業務を民間に委ねた場合の安全確保策について、具体的に検討を進める。		

9 緊要な消費者トラブルへの対応

項目	現行基本計画で記載された重点的施策	その後の検証の際に追加された取組み (今後の取組みとされたものを含む)	取組みの状況	担当省庁
20-1 新たに追加する施策	—	<p>【平成19年7月3日の検証時に追加された施策】 (平成20年度に実施) 国民生活の身近な場における製品、施設、サービス等 に関し重篤被害を伴う事故や、繰り返し発生する事故等 に関し、事故等の所管府省庁から、事故等の経緯や対 応策等について説明を受け、横断的、客観的に調査審 議することを任務とする重篤事故等オンブズマン制度を 国民生活審議会に設ける。</p>	<p>&lt;平成19年度実施&gt; 「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策(平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会 合)」において、緊急に講ずる具体的な施策として、「消費者に身近な製品・施設等における事故等に関して、公開の場 で、所管省庁の対応策等について、横断的に、外部の有識者が調査審議する『重大な事故等オンブズマン』制度を国民生 活審議会に設置する」ことが盛り込まれた。</p>	消費者庁
20-2 新たに追加する施策	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 本制度を「重大消費者事故監視担当委員」(仮称)制度 とし、そのあり方について調査を実施する。 「重大消費者事故監視担当委員」(仮称)制度を平成20 年度のできるだけ早い段階で、国民生活審議会に設け る予定の消費者安全に関する検討委員会(仮称)の場 を活用して設置する。</p>	<p>&lt;平成20年度から平成21年度にかけて実施&gt; ・平成20年9月、国民生活審議会消費者政策部に設置された「消費者安全に関する検討委員会」のもとに、有識者から 構成される製品・食品・施設の3つのワーキンググループを設置し、各ワーキンググループにおいて、重大消費者事故等 の経緯や対応策等について、関係府省庁からヒアリングし、横断的、客観的に審議検討を行った。検討結果は、国民生活 審議会の「消費者の安全・安心の確保に向けた総合的な取組の推進について(意見)」平成21年7月30日に盛り込まれ た。</p>	消費者庁
21-1 新たに追加する施策	—	<p>【平成19年7月3日の検証時に追加された施策】 (平成20年度までに一定の結論を得る) 法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組 を促す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者 団体、労働組合、投資家、その他のNPOの代表、専門 家及び行政により構成される「社会的責任の取組促進 に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」を開催する ため、同会議の目的や検討課題、具体的な形態や運営 方法について、国民生活審議会において検討する。</p>	<p>&lt;平成19年度実施&gt; 「長期戦略指針『イノベーション25』」(平成19年6月1日閣議決定)及び「国民生活の安全・安心の確保策について」(同6 月4日国民生活審議会意見)を踏まえ、「安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会」において、 円卓会議のあり方について検討。 平成19年11月より、国民生活審議会総合企画部会において、円卓会議のあり方について審議を開始。</p> <p>&lt;平成20年度実施&gt; 「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」(平成20年4月3日国民生活審議会意見)を踏まえ、ステークホル ダーの実務責任者等により構成される「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議準備委員 会」において、円卓会議の運営のあり方の詳細について具体的な検討。 準備委員会の検討結果を受けて、国民生活審議会総合企画部会において、「安全・安心で持続可能な未来に向けた社 会的責任に関する円卓会議の開催について」(平成20年7月3日)を取りまとめ。 「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議設立趣意書」(平成21年3月19日内閣総理大臣ほ か署名)により「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」が設置され、同月24日に第1回総 会開催。</p>	内閣府・関係省 庁
21-2 新たに追加する施策	—	<p>【平成20年7月25日の検証における今後の取組み】 国民生活審議会は、準備委員会の報告を踏まえ、平成 20年7月を目途に円卓会議の在り方についての取りまと めを行う。政府は、円卓会議の在り方に関する国民生活 審議会の取りまとめに基づき、関係団体による委員候 補選出の状況等を踏まえ、年内のできる限り早い時期 に円卓会議を開催。</p>	<p>&lt;平成21年度以降実施&gt; 平成21年8月、第2回総会において、協働戦略で取り上げるべき個別課題等を内容とする「協働戦略の策定に向けた作 業計画案」について了承。 平成21年秋以降、個別課題ごとのワーキンググループにおいて、各主体の行動計画を検討し、概ね平成22年度春頃を 目途に、各主体の総合的な行動計画となる「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」を策定予定。</p>	内閣府・関係省 庁